## 第76回(令和5年度第2回) 札幌市情報公開·個人情報保護審議会審議資料

### 【諮問第148号】市長(保健福祉局総務部保護課)

生活保護に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

#### 【諮問第147号】市長(財政局税政部税制課)

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

# 諮 問 書

札保護第 1167 号

令和5年(2023年)11月17日

札幌市情報公開·個人情報保護審議会 会 長 米田雅宏様

札幌市長 秋元克広

下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 16 年条例第 36 号)第2条第1項第2号の規定に基づき 諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

生活保護に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について



#### 第1 諮問について

#### 1 諮問事項等

#### (1) 諮問事項

生活保護に関する事務(以下「生活保護事務」という。)における特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の第三者点検(以下「第三者点検」という。) について

#### (2) 諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)では、個人番号(マイナンバー)が記録された個人情報ファイル(※)を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を作成して公表しなければならない。

札幌市では、生活保護事務において、札幌市生活保護電算事務システム(以下「生保システム」という。)で特定個人情報ファイルを保有し、情報提供ネットワーク(個人番号を利用し、他自治体等と情報の受渡しを行うための国が管理しているシステム)を使用している(評価書は、平成31年2月26日に本市議会で審議いただき、平成31年4月1日に公表済み。)。

この度、医療機関受診時にマイナンバーカードを利用し、医療保険等の資格確認が行われる電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)について、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)による生活保護法(昭和25年法律第144号)の改正に伴い、令和6年3月から生活保護においても全国的に導入される。

これにより、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更が生じるため、評価書を修正したことから、第三者点検をお願いしたい。

※ 個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものなどのこと。

#### 2 生活保護事務の概要

(1) 生活保護事務について

生活保護事務では、特定個人情報を次のア~クの事務で取り扱っている。

- ア 生活保護の決定及び実施
- イ 生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査
- ウ 職権による生活保護の開始又は変更
- エ 生活保護の停止又は廃止
- オ 生活保護に要する費用の返還及び徴収の決定

- カ 就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査
- キ 就学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査
- ク 資料の提供等の求め
- (2) 生活保護におけるオンライン資格確認の導入による事務の追加<u>(今回の変更点)</u> 生活保護におけるオンライン資格確認の導入に伴い、次のケ〜サの事務を新た に実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。
  - ケ 生保システムから医療保険者等向け中間サーバー等(※)への特定個人情報の連携(別紙1の「重要な変更①」を参照)(札幌市が実施する。)
    - → 生保システムから医療保険者等向け中間サーバー等の札幌市に割り当てられた区画に、特定個人情報、資格情報(福祉事務所に関する情報や保護の開始・廃止、医療券情報、調剤券情報等の情報をいう。以下同じ。)を提供する。
    - ※ 医療保険者等向け中間サーバー等…医療保険者等(健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合のほか、生活保護の実施機関としての札幌市等を含む。以下同じ。)が所掌する医療保険に加入する加入者の資格情報等の管理などを行う。オンライン資格確認を行う際に必要となるシステムであり、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が運用している。

なお、医療保険者等向け中間サーバー等には、オンライン資格確認を行う 医療保険者等のためにそれぞれで利用する区画が設けられている。

- コ 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(別紙1の「重要な変更②」を参照)(札幌市が委託する。)
  - → 支払基金が、オンライン資格確認等システムで生活保護を受給されている 方(以下「被保護者」という。)の資格履歴情報を利用できるようにするため、 個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供 する。
- サ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(別紙1の「重要な変更③」を参照)(札幌市が委託する。)
  - → 支払基金が、被保護者がマイナポータルを利用して自己情報開示を求めた際に、オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。

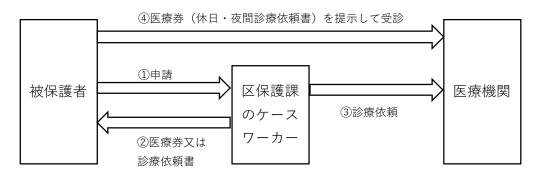
なお、コ及びサの事務については、支払基金が実施し、札幌市が委託元となるが、支払基金が管理する医療保険者等向け中間サーバー等が取り扱う特定個人情報については、別途個人情報保護委員会により第三者点検が実施されている。

(3) 生活保護におけるオンライン資格確認について

オンライン資格確認については、既に国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険組合などで導入済みであるが、この度、生活保護においても実施されることになった。

ア 被保護者の医療機関受診の流れ(これまで)

被保護者は生活保護を受給している旨の証明書を携帯していないため、医療機関では、次のような流れで、受診希望者が被保護者であることを確認している。



※1 正式な流れは上図のとおりだが、実際の運用としては、被保護者から区保護課のケースワーカーが電話連絡を受け、区保護課のケースワーカーが医療機関に当該被保護者が受診する旨の電話連絡をしている。その後、区保護課から当該医療機関に医療券(当該医療機関が医療費を支払基金に請求する際に必要となる生活保護受給者番号が記載されたもの)を送付する。

被保護者が医療機関を継続的に通院する場合は、①~③を省略した上で、 区保護課から医療機関宛てに、定期的に医療券を送付している。なお、治療 終了又は中断となった場合は医療券の送付を停止する。通院を再開する場合 は、改めて被保護者から区保護課のケースワーカーに連絡する。

- ※2 被保護者が、休日・夜間など区役所が閉庁している時に医療機関を受診する場合、あらかじめ被保護者に交付している「休日・夜間診療依頼書」を当該医療機関に持参して受診する。
- イ 生活保護におけるオンライン資格確認導入後の流れ

被保護者は上記アによる受診の方法のほか、医療機関に設置されている顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードの読み取りを行い、資格確認を行うことで医療機関の受診が可能になる。また、医療機関においては、当該被保護者の同意を得た上で、当該被保護者の健診情報や薬剤情報の閲覧等が可能となる。

この生活保護におけるオンライン資格確認の導入により、①医療機関において、最新の被保護者資格情報の確認が可能となり、生活保護の開始・廃止等に伴う医療保険資格の異動による医療費の過誤請求を減らすことができ、②薬剤情報などの閲覧等により、より良い医療を被保護者に提供することが可能になる、などの効果を得ることができる。

(4) 生活保護事務における特定個人情報の流れ 別紙1のとおり

#### 第2 第三者点検について

1 特定個人情報ファイルについて

- (1) 特定個人情報ファイルの名称 生活保護受給者等情報ファイル
- (2) 特定個人情報ファイルの内容 生活保護関係事務を行う基となる項目を記録した電子ファイルであり、システムで保有する。
- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いについて 評価書のとおり (別紙2)
- (4) 住民からの意見聴取の結果について
  - 実施期間:令和5年9月7日から令和5年10月6日(30日間)
  - 実施結果:別紙3のとおり

#### 2 特定個人情報の保管方法及び保護措置等

(1) 札幌市での特定個人情報の保管方法

特定個人情報は、札幌市菊水分庁舎のオペレーション室に設置するサーバー機の磁気ディスクに記録・保管する。また、バックアップ用のデータは、磁気テープに記録し、サーバー機が設置されているオペレーション室に保管する。

各区保護課及び保健福祉局総務部保護課に設置されるクライアント機は庁内イントラネットワークを通じてサーバー機と接続し、照会、入力等のオンライン処理を行う。クライアント機は、各担当者のイントラネット端末を使用する。なお、クライアント機には、特定個人情報は保有されない。

(2) 特定個人情報の保護措置等

札幌市セキュリティポリシーを遵守し、特定個人情報の適正管理を徹底する。

#### ア サーバー機

サーバー機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の 入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のICカードと電子錠により入 退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・ 記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。

また、サーバー機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は保健福祉局総務部保護課が管理している。また、ラックを開錠しても、サーバー機の操作には、専用のパスワードによる認証が必要である。

#### イ クライアント機

クライアント機へのログオンにおいては認証情報 (I Cカード及びパスワード) を基に操作者単位によるアクセス制御を行う。また、職員ごとにその職員が必要とする最低限の処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定するとともに、帳票出力履歴やアクセスログ (操作履歴) を記録・抽出する機能を備え、不正操作の未然防止を図る。

ウ セキュリティ対策実施手順の作成

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課における担当者等が

遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うとともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

#### エ ネットワーク

札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバー機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されており、クライアント機はインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部により管理・監視されている。

医療保険者等向け中間サーバー等との接続にあたっては閉域 I P網を使用し、通信内容を暗号化 (HTTPS 通信) する。また、支払基金とのデータ連携には、支払基金が発行する電子証明書が必要となるほか、札幌市との境界にはファイアウォールを設置する。これらの対策により、外部からの不正なアクセスを防ぐ仕組みとしている。

#### オ 委託業者における保護措置

(ア) 生保システムの運用保守業務(変更なし)。

生保システムの運用保守業務を委託する。

委託業者には、個人情報取扱事務委託等の基準(令和5年1月6日総務局長決裁)において定める「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」の遵守を契約書で規定している。また、月に一度「特定個人情報等取扱状況報告書」を求めるとともに、作業者の確認(システムログの確認を含む)、情報資産の取扱い状況、オペレーション室への入退室状況について確認している。

(4) 住基ネットコミュニケーションサーバーの運用保守委託(変更なし)

住基ネットコミュニケーションサーバーの運用・保守作業を実施する。運用保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室を業務従事者に配布している専用のICカードと電子錠により制限し、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。また、アクセスログを記録することにより不正な操作等を抑止している。

- ※ 住民基本台帳ネットワークシステム及び住基ネットコミュニケーション サーバーについては、本審議会において「住民基本台帳に関する事務にお ける評価書」の中で第三者点検を実施済みである。
- (ウ) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理及び機関別符号 の取得等について(今回の変更点)

医療保険者等向け中間サーバー等は、支払基金などが運営している。

今回の生活保護におけるオンライン資格確認の導入に伴い、新たに医療保険者等向け中間サーバー等での特定個人情報の管理を支払基金に委託する(生活保護法第80条の4第1項により規定)。支払基金に対しては、「特定個人情報等に係る取扱いに関する特記事項」の遵守を契約書で規定する。

なお、支払基金が医療保険者等向け中間サーバー等において特定個人情報

を取り扱うことについては、前述のとおり、個人情報保護委員会により第三 者点検を実施済みである。

【参考】生活保護法第80条の4(未施行。令和3年6月11日の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される。)

(社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託)

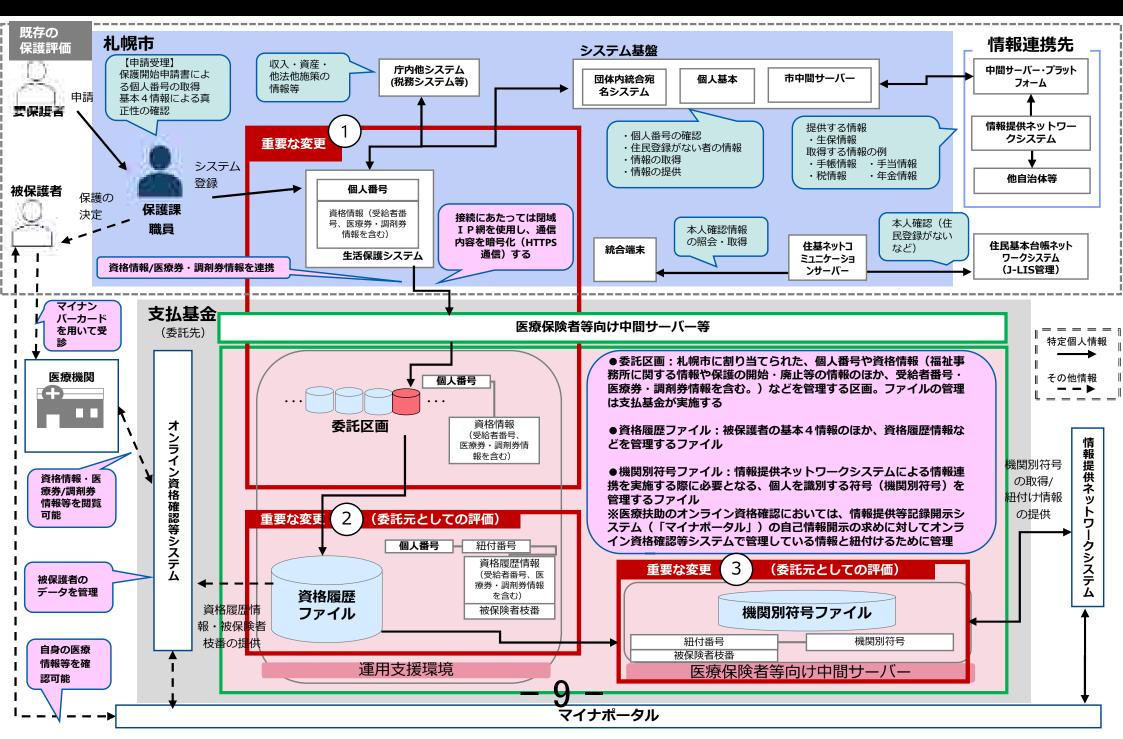
- 第80条の4 保護の実施機関は、医療の給付、被保護者健康管理支援事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る被保護者又は被保護者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。
- 2 保護の実施機関は、前項の規定により事務を委託する場合は、他の保護の実施機関、社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものと共同して委託するものとする。

#### 第3 変更時期

生活保護におけるオンライン資格確認は令和6年3月から本格運用が開始となる。 なお、運用に先立ち、医療保険者等向け中間サーバー等への資格登録が必要であり、国 が示す期限まで登録ができない自治体は、令和6年4月以降に資格登録を実施し、運 用開始となる。

#### 第4 添付資料

- 1 別紙1 生活保護事務における特定個人情報の流れ
- 2 別紙2 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)
- 3 別紙3 市民からのご意見の概要と札幌市の回答(市民意見)



## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報

 (別添1)事務の内容
 I 特定個人情報ファイルの概要
 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目
 II 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 IV その他のリスク対策
 V 開示請求、問合せ
 V 評価実施手続

 (別添3)変更箇所

### I 基本情報

_ <u>I 基本情報</u> _				
1. 特定個人情報ファイルを	特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	生活保護に関する事務			
②事務の内容 ※	札幌市では、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の開始若しくは変更 ④生活保護の停止若しくは廃止 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ③満権による生活保護の開始若しくは変更 ④生活保護の停止若しくは廃止 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑥資料の提供等の求め また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報の申りようべう資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報の場合人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 なお、②及び③の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のブライバシ一等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のブライバシ一等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。			
③対象人数	<選択肢>			
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	生活保護電算事務システム			
②システムの機能	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 要保護者、被保護者であった者の宛名情報・個人番号を管理する機能 3 宛名システムから送付先情報を連携			
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ○]宛名システム等</li> <li>[ ○] 税務システム</li> <li>[ ○] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務シ) ステム、医療保険者等向け中間サーバー等</li> </ul>			

システム2			
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)		
②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・ブラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ O ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム [ O ] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務シ)ステム		
システム3			
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)		
②システムの機能	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 サーバ・プラットフォームとの情報連携中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号を変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ O]その他 (中間サーバー・ブラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基 )		

システム4		
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム	
②システムの機能	中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバ及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。 1 符号管理情報限会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供 (情報提供 (表行う)。 4 既存システムとの接続システムとの接続システム基盤(市中間サーバ)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。6 情報提供データベース管理特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステムに信マスター情報の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 の情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ O ] その他 (システム基盤(市中間サーバ) )	
システム5		
①システムの名称	システム基盤(個人基本)	
②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理情報連携記録の生成・管理を行う。	

	[ ]情報提供ネットワークシステム
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム
	[〇]その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)、庁内各業務システム )
システム6	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム
	[ ]その他 (なし )
システム7	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	医療扶助のオンライン資格確認を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。なお、本システムは社会保険診療報酬支払基金が運営している。 1 資格履歴の管理 自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 2 機関別符号の取得等 オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ O]その他 (生活保護電算事務システム、統合専用端末 )

システム8	
①システムの名称	統合専用端末
②システムの機能	医療保険者等および福祉事務所(以下、医療保険者等)は、医療保険者等向け中間サーバー等(以下、中間サーバー)の業務運用・管理の実施にあたり、当該業務運用・管理のみで利用する統合専用端末を設置する必要がある。 ①情報照会・情報提供業務 他の情報保有機関、医療保険者等が保有する個人情報を照会・提供する。 ②情報提供等記録管理業務 他の情報保有機関あるいは医療保険者との間で行った、特定個人情報に関する情報照会・情報提供に係る記録の管理を行う。 加入者及び個人情報保護委員会からの請求に基づき情報照会・情報提供に係る記録の開示を行う。情報照会・情報提供に係る記録に対し、不開示の設定および過誤情報の登録を行う。 ③副本登録管理情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。信報照会データベースへ特定個人情報を記事として登録する。 「情報照会データベースへ特定個人情報を副本の主に対して自動応答不可フラグを設定及び解除する。過去に誤って情報提供を行った提供先機関を検索する。 「情報照会要求に対して別示/不開示の制御を行う不開示フラグを、特定個人情報名コード単位又は加入者単位で参照及び設定する。 ④セキュリティ管理情報照会ネットワークシステムから配信される情報提供NWS配信マスター情報を中間サーバーから取得を表している別へを理業務中間サーバーにあるユーザ情報及び部署情報を取得する。 ⑤システム管理業務・中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。 ③本人確認業務・中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。 ③自己情報と供業務の情報、変更、検索を行う。 ③自己情報に関連業務・中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。 ③自己情報と映響が表しまして国民等の利用者から問い合わせを受けたとき、当該自己情報の提供状況や提供内容を確認する。 統合専用端末は、情報授受のみで利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認めら、なおに関する場合は、対して関係を対して、対して関係を表して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム
	[ <b>O</b> ] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等 )

3. 特定個人情報ファイル名		
生活保護受給者等情報ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、公平かつ 迅速な生活保護の実施に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入 手することで、生活保護の開始、変更、廃止などの決定事務の効率化が図れる。	
②実現が期待されるメリット	特定個人情報ファイルを利用することで、これまで要保護者の申請、届出等において提出が求められていた挙証書類(年金通知書の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながることが見込まれる。 加えて、保護の実施機関においても、情報連携等により他法他施策における給付状況を速やかに把握し、保護の各種決定及び実施を公平かつ迅速に行うことが可能となることが期待される。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)	
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項)  [別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条	
7. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部保護課	
②所属長の役職名	保護課長	
8. 他の評価実施機関		

#### (別添1) 事務の内容 社会保険診療報酬支払基金 医療保険者等向け中間サーバー等 運用支援環 委託区画 オンライン 境 資格確認等 システム ⑥個人番号、受給者番 号, 資格情報, 医療券 情報連携先 札幌市 情報元 ①申請等情報(保 要保護者 護、就労自立給付 他団体 システム基盤 統合専用端 生活保護 金、進学準備給付 金) 末 電算事務 システム 団体内統合宛名 収入·资産·他 法他施策の給 付等情報 個人番号 統一コード 被保護者で **@**@ あった者 ⑤保護・就労自 立給付金・進学 @住民登録がない者の情報 团体内統合 準備給付金·債 情報提供ネット 宛名番号 権の決定通知 ワークシステム 書、督促状等 市中間サーバ 情報元 情報提供 金融機関等 **@**@ 収入·资産等 情報 情報提供 情報暗会 中間サーバー 個人基本 ブラットフォーム 本人確認情報 個人番号 **宛名システム等** 収入・資産・他法他施策の給付 税務システム 庁内各業務システム 情報元 住民基本台帳 住基ネナ 統合端末 市町村式。二 ネットワークシス 本人確認情報 本人確認情報 ケーションサーバ テム 特定個人情報 —— (住民登録がないなど) その他情報 ---->

#### (備考)

- ①要保護者からの申請や届出を受け付け、確認を行う。
- ②申請等内容を審査するため、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付等情報の確認を行う。
- ③番号法第19条(別表第二)に基づき、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、 確認を行う。
- ④住民登録がない(以下「住登外」という。)者等から提出された申請書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情 報の照会を行う。
- ⑤①~④の情報により保護、就労自立給付金、進学準備給付金、費用返還及び費用徴収を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。 ⑥医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を 登録する。

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者等情報ファイル

2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる本人の数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>			
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が生活保護法第19条の規定に基づき実施責任を負う、現に生活保護を受けている者(以下「被保護者」という。)、現に生活保護を受けているといないとにかかわらず、生活保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)及び被保護者であった者			
	住民に対する保護の決定及び実施並びに関係機関への情報提供を迅速かつ適正に行うにあたり、対象となる被保護者等の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。			
④記録される項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>100項目以上</li><li>100項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>			
主な記録項目 ※	・識別情報  [ 〇] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ 〇] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報  [ 〇] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ 〇] 連絡先(電話番号等)  [ 〇] その他住民票関係情報  [ ○] その他住民票関係情報  [ ○] 四税関係情報 [ ○] 地方税関係情報 [ ○] 健康・医療関係情報  [ ○] 医療保険関係情報 [ ○] 児童福祉・子育て関係情報 [ ○] 障害者福祉関係情報  [ ○] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ○] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ○] 雇用・労働関係情報 [ ○] 年金関係情報 [ ○] 学校・教育関係情報  [ ○] 変害関係情報  [ ○] その他 ( 住宅関係情報、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)による生活に困窮する外国人の保護(以下「外国人保護」という。)の支給に関する情報			

	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:還付等の情報を確認し、適正な保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還及び徴収(以下この欄において当該事務を「保護の決定等」という。)を行うために保有する必要があるほか、要保護者からの税の減免申請等に係る相談に対する助言を行うために保有 ② 健康・医療関係情報:通院先・傷病等を確認し、保護の決定等を行うために保有 ③ 医療保険関係情報:医療関係の手当等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑤ 性活保護・社会福祉関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑤ 生活保護・社会福祉関係情報:保護の決定等を行うために生活保護及び社会福祉に関する情報を確認するほか、就労自立給付金の申請に対する審査を行うために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ② 年金関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、就労自立給付金の申請に対する審査を行うために保有 ③ 年金関係情報:年金の給付状況、保険料の納付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ① 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、進学準備給付金の申請に対する審査を行うために保有 ① 中国残留法人等支援給付の支給に関する情報:保護の決定等を行うために保有 ② 公営住宅関係情報:家賃を確認し、保護の決定等を行うために保有 ③ 公営住宅関係情報:家賃を確認し、保護の決定等を行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
5保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課
3. 特定	個人情報の入手・	使用
①入手元 ※		[○]本人又は本人の代理人
		「 ] 民間事業者 (
		[ 〇 ] その他 ( 社会保険診療報酬支払基金 )
②入手方	法	[ O ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ O ] その他 (システム基盤 )

		۱ .
③入手の時期・頻度		1 識別情報:随時(申請書受理時等) 2 連絡先等情報:随時(申請書受理時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:随時(保護の決定時等) ② 健康・医療関係情報:随時(保護の決定時等) ③ 医療保険関係情報:随時(保護の決定時等) ④ 児童福祉・子育て関係情報:随時(保護の決定時等) ⑤ 性活保護・社会福祉関係情報:随時(保護の決定時等) ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報:随時(保護の決定時等) ② 雇用・労働関係情報:随時(保護の決定時、申請書受理時等) ② 年金関係情報:随時(保護の決定時、申請書受理時等) ② 年金関係情報:随時(保護の決定時等) ② 中金関係情報:随時(保護の決定時等) ② 学校・教育関係情報:随時(保護の決定時等) ① 学校・教育関係情報:随時(保護の決定時等) ① 公営住宅関係情報:随時(保護の決定時等) ① 公営住宅関係情報:随時(保護の決定時等) ③ 公営住宅関係情報:随時(保護の決定時等) ③ 公営住宅関係情報:随時(保護の決定時等)
④入手に係る	妥当性	・生活保護関係事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報及び生活保護法第29条 の規定による調査により情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への明	示	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の26項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明示されている。
⑥使用目的	<b>K</b>	行政運営の効率化と公平・公正な生活保護に関する事務を行うため。
変更	の妥当性	_
	使用部署 ※	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※		1 生活保護の決定及び実施 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、生活保護の決定及び実施を行う。 2 生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 3 職権による生活保護の開始若しくは変更各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、職権による生活保護の開始若しくは変更を行う。 4 生活保護の停止若しくは廃止各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、生活保護の停止若しくは廃止を行う。 5 保護に要する費用の返還及び徴収の決定各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収を行う。 6 就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 7 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 8 資料の提供等の求め   第2 当

	情報の突合 ※	・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、被保護者調査に係る厚生労働省への報告や統計月報作成その他分析のための統計のみ行う。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	生活保護における各処分(開始、却下、変更、停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定)並びに就 労自立給付金及び進学準備給付金の支給決定
9使用		平成28年1月1日
4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託の	)有無 ※	[       委託する       ]       <選択肢>         (       4)件
委託	事項1	生活保護電算事務システム運用保守業務委託
①委託	E内容	生活保護電算事務システムの運用・保守作業の実施
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	システムを安定的に運用するとともに、システムの保守を実施するために、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>○選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 (個人情報取扱を許可している事務室内・サーバ室内でのシステム操作 )
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		株式会社アイネス 北海道支社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業

委託	事項2	住基ネットのコミュニケーションサーバの運用保守委託
①委託内容		住基ネットのコミュニケーションサーバの運用・保守作業の実施
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットのコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。
③委計	E先における取扱者数	<選択肢>
	£先への特定個人情報 レの提供方法	[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ       [ ] 紙         [ ] その他       ( サーバ室内にてシステムの直接操作       )
⑤委訊	氏先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
<b>⑥委</b> 訊	E 先名	日本ユニシス株式会社北海道支店
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
委託	事項3	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理
①委託	· E内容	札幌市から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用するために、被保護者の資格履歴情報の管理を行う。
③委計	E先における取扱者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>50人以上100人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>
	E先への特定個人情報 レの提供方法	[ O ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ J ]        [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )

⑤委託	氏先名の確認方法	業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
<b>.</b>	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託	事項4	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
①委託	<b>托内容</b>	オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。
_	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで管理している被保護者の資格情報と紐づけるために、機関別符号を 取得する。
③委託	氏先における取扱者数	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ Jフラッシュメモ [ ]紙 [ ] その他 ( )
⑤委託	<b>光先名の確認方法</b>	業務担当課への問い合わせ
⑥委託		社会保険診療報酬支払基金
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	8再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[ <b>〇</b> ] 提供を行っている ( 31 ) 件 [ <b>〇</b> ] 移転を行っている ( 44 ) 件
提供" <b>多</b> 粒の有無	[ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ <b>O</b> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
6提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© IREIN/J/IA	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第10項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給 又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑥提供方法	

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第14項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© JÆ J∺/J /∆	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先4	都道府県知事又は市町村長
提供先4 ①法令上の根拠	都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第16項) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第16項) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第16項) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第16項) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第16項) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第16項) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ O ] 情報提供ネットワークシステム

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第24項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
提供先6 ①法令上の根拠	都道府県知事等 番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報   <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ 〇 ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第26項) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ O ] 情報提供ネットワークシステム

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先8	都道府県知事
提供先8 ①法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第8号 別表第二(第28項)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の 動用	番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ 0 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第28項) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 ] (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 (00万人以上 (00

提供先9	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先10	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
提供先10 ①法令上の根拠	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号 別表第二(第31項)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)  公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)  公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数  ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)  公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)  公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)  公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)  公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上  [ O ] 情報提供ネットワークシステム

提供先11	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第50項)
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定 めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先12	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
提供先12 ①法令上の根拠	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 番号法第19条第8号 別表第二(第54項)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第54項) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第54項) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第54項) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第54項) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第54項) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第19条第8号 別表第二(第54項) 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 2)1万人以上100万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上  【 ② 対象となる本人の範囲」と同じ  【 ② ] 情報提供ネットワークシステム

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
提供先14 ①法令上の根拠	市町村長 番号法第19条第8号 別表第二(第62項)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項) 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第62項) 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の 動用	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の 動用	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)  老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 ] (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [ 0 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線  【 0 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線

提供先15	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
<b>⑥怛卅士</b> 注	   [ ] 電子メール
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期•頻度	照会を受けたら都度

提供先17	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
     ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第90項)
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第90項) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの 生活保護関係情報 <選択肢> 1)1万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの 生活保護関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> - 1) 1万人未満 - 2) 1万人以上10万人未満 - 3) 10万人以上100万人未満 - 4) 100万人以上1,000万人未満 - 5) 1,000万人以上 - 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの  生活保護関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上  「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
     ⑥提供方法	[  ]電子メール        [  ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
SIREDOTIAL	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	独立行政法人日本スポーツ振興センター
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第104項)
②提供先における用途	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[  ]電子メール         [  ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○  た  六八  本	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先21	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援 事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先23	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先24	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人上満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人よ満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	〈選択肢〉 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先29	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	く選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先30	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ <b>O</b> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
⑥提供方法 - ⑥ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
© DE NOT DE	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先31	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
提供先31 ①法令上の根拠	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 番号法第19条第8号 別表第二(第113項)
33010	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第113項) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める もの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二(第113項) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第 1 9条第 8号 別表第二 (第 1 1 3項)  高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第 1 9 条第 8 号 別表第二 (第 1 1 3 項) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第 1 9条第 8 号 別表第二 (第 1 1 3 項) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	番号法第 1 9条第 8 号 別表第二 (第 1 1 3 項)  高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	番号法第 1 9条第 8 号 別表第二 (第 1 1 3 項)  高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  生活保護関係情報

移転先1	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
	┃
⑥移転方法 	┃
	「 ○ ] その他 ( システム基盤 )
	<ul><li>・照会を受けたら都度</li></ul>
⑦時期·頻度 	・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先2	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給 又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
@75+	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[ <b>○</b> ] その他 (システム基盤 )
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先3	子ども未来局児童相談所相談判定一課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の 支給に関する事務であって主務省令に定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ

	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
<b>⑥投転士</b> 注	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[O]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先4	子ども未来局児童相談所相談判定一課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線
   ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	[ つ] オープラッシュメモリ
	[O]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
	・生活休護の開始、変更(転出、転入、世帯が離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先5	・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
移転先5 ①法令上の根拠	
	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項
①法令上の根拠	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課番号法第9条第2項利用条例第4条第2項 利用条例第4条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報 <選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課番号法第9条第2項利用条例第4条第2項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの生活保護関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課番号法第9条第2項利用条例第4条第2項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの生活保護関係情報  - (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ [ ]庁内連携システム [ ]専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課番号法第9条第2項利用条例第4条第2項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上  「2.③対象となる本人の範囲」と同じ  「]庁内連携システム 「]専用線 「]電子メール 「]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の数	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 2)1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 5 1,000万人以上1,000万人以上 【 ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙 [ ○ ] その他 (システム基盤 ) ・照会を受けたら都度
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥移転方法	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上 [ ]庁内連携システム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ○]その他 (システム基盤 )・照会を受けたら都度・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度 財政局税政部(税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課)
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度 移転先6	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 番号法第9条第2項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 3)10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上 (回) 電子メール [回] 電子メール [回] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [回] での他 (システム基盤 )・照会を受けたら都度・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度 財政局税政部(税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課)各市税事務所(納税課、市民税課、固定資産税課、納税指導課)各市税事務所(納税課、市民税課、固定資産税課、制税指導課)各市税事務所(納税課、市民税課、固定資産税課、制税指導課)

④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
   移転先7	都市局市街地整備部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙 [ 〇 ] その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先8	都市局市街地整備部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者 に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ O ] 紙 [ O ] その他 (システム基盤 )
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先9	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課

①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線
<b>○</b> 4*+-+:+	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[ つ] 紙
	[O]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先10	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線
   ⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>○19 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[〇]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先11	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ

	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[O]その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先12	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	母子健康法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
(6)移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
(0/19#A)]/A	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[O]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度
	・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先13	・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度保健福祉局総務部総務課
移転先13 ①法令上の根拠	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項
①法令上の根拠	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進亚ひに水任帰国した中国残留邦人等及ひ特定配偶者の目立の 支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める もの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②移転先における用途	保健福祉局総務部総務課  番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項  中国残留邦人寺の円滑な帰国の促進並びに永任帰国した中国残留邦人寺及び特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  <選択肢> (選択肢> 1) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	保健福祉局総務部総務課  番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項  中国残留邦人寺の円滑な帰国の促進亚ひに永任帰国した中国残留邦人寺及ひ特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦入寺の円滑な帰国の促進亚ひに水任帰国した中国残留邦入寺及ひ特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦入等の円滑な帰国の促進並のに永任帰国した中国残留邦人等及の特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 2) 1万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	保健福祉局総務部総務課  番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに水任帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める主の 生活保護関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ ]庁内連携システム [ ]専用線
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦入寺の円滑な帰国の促進並のに水任帰国した中国残留邦入寺及の特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上上,000万人以上「C2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ O ] 紙 [ O ] その他 (システム基盤 )
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進亚のに水任帰国した中国残留邦人等及ひ特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報    10万人以上100万人未満
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦人寺の円滑な帰国の促進並びに水任帰国した中国残留邦人寺及び特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 2 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上100万人未満 5 1,000万人以上  [ 2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙 [ ○ ] その他 (システム基盤 ) ・照会を受けたら都度
①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる 本人の数 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥移転方法	保健福祉局総務部総務課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項 中国残留邦入寺の円滑な帰国の促進並びに水任帰国した中国残留邦入寺及び特定配偶者の目立の 支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定める もの 生活保護関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ  [ ] 庁内連携システム

③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
。   ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>⑤                  </b>	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[O]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先15	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域 生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線
   ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
( ) 19 TA7 J /A	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[〇]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先16	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の 実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線
   ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
₩ TYFA/J IA	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[O]その他 (システム基盤)

	・照会を受けたら都度
⑦時期·頻度 	・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先17	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
<b>○</b> 19 == += :+	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[O]その他 (システム基盤)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先18	財政局税政部(市民税課、納税指導課) 各市税事務所(市民税課、納税課)
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基<条例による地方税の賦課徴収に関する 事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
  ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[O]その他 (システム基盤 )
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先19	財政局税制部固定資産税課 各市税事務所固定資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第1項)
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基<条例による地方税の賦課徴収に関する 事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	外国人生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	[ ]庁内連携システム	[ ] 専用線
@1# ±- + :+	[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法	[ ] フラッシュメモリ	[〇]紙
	[〇]その他 (システム基盤	)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、地	世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先20	保健福祉局総務部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第2項)	
②移転先における用途		がに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	外国人生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	[ ]庁内連携システム	[ ] 専用線
   ⑥移転方法	[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
0	[ ] フラッシュメモリ	[〇]紙
	[〇]その他 (システム基盤	)
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、地	世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先21	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第3項)	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
() (使快力) (A	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙	
	[〇]その他 (システム基盤)	
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先22	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第5項)	
②提供先における用途	札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ O ] 紙         [ O ] その他       (システム基盤	
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先23	保健福祉局高齡保健福祉部高齡福祉課 各区保健福祉部保健福祉課 北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第7項)
②提供先における用途	札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ] での他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先24	保健福祉局高齡保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第9項)
②提供先における用途	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ]        [ ]          [ ]        (システム基盤
⑦時期・頻度	<ul><li>・照会を受けたら都度</li><li>・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度</li></ul>

移転先25	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課 北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第10項)
②提供先における用途	札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ] その他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先26	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11項)
②提供先における用途	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先27	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第13項)
②提供先における用途	札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施 に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ] その他       (システム基盤
<b>⑦時期・頻度</b>	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先28	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第14項)
②提供先における用途	札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ O ]紙         [ O ]その他       (システム基盤
<b>⑦時期・頻度</b>	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先29	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第19項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援 事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ]        [ ]          [ ]        [ ]
プ時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先30	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第21項)
②提供先における用途	札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
③提供する情報  ④提供する情報の対象となる本人の数	
④提供する情報の対象となる本	外国人生活保護関係情報   <選択肢>
④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本	外国人生活保護関係情報  <選択肢>

移転先31	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第25項)	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ O]紙       [ O]その他 (システム基盤	
プ時期・頻度	<ul><li>・照会を受けたら都度</li><li>・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度</li></ul>	
移転先32	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第26項)	
②提供先における用途	札幌市国民健康保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ] [ ] [ ] [ ]         [ ] [ ] [ ] [ ]       [ ] [ ]         [ ] [ ] [ ]       [ ] [ ]         [ ] [ ] [ ]       [ ] [ ]         [ ] [ ] [ ]       [ ] [ ]         [ ] [ ] [ ]       [ ]         [ ] [ ] [ ]       [ ]         [ ] [ ]       [ ] </th <th></th>	
<b>つ時期・頻度</b>	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先33	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第27項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規 則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ O]紙         [ O]その他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先34	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第28項)
②提供先における用途	札幌市後期高齢者医療に関する条例による申請書の提出の受付に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ O]紙         [ O]その他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先35	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第29項)	
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ]        [ ]	)
⑦時期·頻度	<ul><li>・照会を受けたら都度</li><li>・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度</li></ul>	
移転先36	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第30項)	
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
⑥提供方法	[ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]          [ ]        (システム基盤	)

移転先37	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第31項)
②提供先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他       (システム基盤
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先38	子ども未来局子育て支援部施設運営課 子ども未来局児童相談所地域連携課 各区保健福祉部健康・子ども課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第32項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]          [ ] での他       (システム基盤
⑦時期·頻度	 ・照会を受けたら都度  ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先39	子ども未来局児童相談所相談判定一課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第33項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ O]紙         [ O]その他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先40	都市局市街地整備部住宅課
移転先40	都市局市街地整備部住宅課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第34項)
_	番号法第9条第2項
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第34項) 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第34項) 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第34項) 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報  (選択肢> 1) 1万人以上100万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第34項) 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報 (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上

移転先41	都市局市街地整備部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第35項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ O ] 紙         [ O ] その他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先42	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
移転先42 ①法令上の根拠	
	各区保健福祉部保健福祉課 番号法第9条第2項
①法令上の根拠	各区保健福祉部保健福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11の2項) 介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	各区保健福祉部保健福祉課番号法第9条第2項利用条例第4条第3項(第11の2項)  介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本	各区保健福祉部保健福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11の2項) 介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報  【 10万人以上100万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本	各区保健福祉部保健福祉課 番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11の2項) 介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報    (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

移転先43	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第24の2項)
②提供先における用途	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑨掟供力法	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[〇]その他 (システム基盤)
プ時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先44	札幌市保健福祉局保健所健康企画課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第28の4項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本 人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 1万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本 人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ O]紙         [ O]その他       (システム基盤
⑦時期·頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		く札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。また、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 日 2)1年 3)2年 1)3年 5)4年 6)5年 日 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
	その妥当性	「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知)に 定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。
③消去方法		〈札幌市における措置〉 1 年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、手動操作でデータベースから情報を消去する。 2 紙媒体により提出された申請等情報は、年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、シュレッダーにより完全に消去する。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。
7. 備考		
_		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

( <b>1</b> ) i	面接情報
項番	項目名
1	住居状況
2	
3	滞納
4	来相者住所
5	来相者氏名
6	
7	*1*1F F : OFF
	来相者備考
	同席者住所
	同席者氏名
	同席者要保護者との関係
	同席者電話
	同席者備考
	連絡者住所
***************************************	連絡者氏名
	連絡者要保護者との関係
	連絡者電話
	連絡者備考
	来訪目的記事申請理由
	預貯金保有状況
	現金等保有状況
	電気_停止滞納状況
	電気_停止滞納状況月
24	電気_停止滞納状況F
	ガス_停止滞納状況
	ガス_停止滞納状況月
	ガス_停止滞納状況F 水道_停止滞納状況
	小坦_ 宁止/市州认况  水道_ 停止滞納状況月
	小垣_  守止滞納状況F   水道_  停止滞納状況F
***************************************	上記未聴取の理由
	工品不認取の理由  国民健康保険等滞納状況
	国民健康保険等滞納状況備考
	受診希望者有無
	受診希望者有無備考
	制度の説明
	申請者を渡した日
	連絡票
	連絡票出力日
	情報共有
	申請意思
	申請意思備考
	保護歴開始日
	保護歴終了日
45	保護歴回数
46	前住居区分
	転入年月
48	通報
	来所経路
	相談内容
	世帯人員_人数
	世帯人員_備考
	前に受けた保護の期間及び場所
	種類
55	住居の状況

項番	項目名
56	生計の状況
57	資産の状況
58	扶養義務の状況
59	ケースの特性及び決定事項の注意事項
60	面接の所見
	ホームレス該当
62	ホームレスになった日
63	生活歴日付
64	生活履歴

## (2)世帯開始廃止等情報

_(∠)	巴市用妇房工专用和
項番	項目名
65	申請受理日
66	申請処理日
67	申請受理番号
68	却下取下決定日
69	却下取下決裁日
70	却下取下処理日
71	却下取下決裁処理日
72	開始日
73	開始決裁日
74	開始決定処理日
75	開始決裁処理日
76	廃止日
77	廃止決裁日
78	廃止決定処理日
79	廃止決裁処理日
80	遅延事由C
81	停止日
82	停止決裁日
83	停止決定処理日
84	停止決裁処理日
85	停止解除日
86	停止解除決裁日
87	停止解除決定処理日
88	停止解除決裁処理日

## (3)世帯台帳情報

	(3) 1	世帯台帳情報
ı	項番	項目名
ı	89	担当者C
ı	90	民生委員C
ı	91	大地区分類C
ı	92	地区分類C
ı	93	保護地区C
ı	94	地区連番
ı	95	郵便番号1
ı	96	郵便番号2
	97	住所1
ı	98	住所2
ı	99	方書
ı	100	住所コード
ı	101	番地
ı	102	号
ı	103	号枝番
ı	104	号小枝番
ı	105	電話番号
ı	106	訪問類型C

項番	項目名
107	世帯類型C
108	母子生別事由C
109	(送付先) 郵便番号1
110	(送付先) 郵便番号2
111	(送付先) 住所1
112	(送付先) 住所2
113	(送付先) 方書
114	(送付先) 宛先氏名カナ
115	(送付先) 宛先氏名

(4) 個人開始廃止等情報

(4 <i>)</i> 1	· 0人
項番	項目名
116	開始日
117	開始決裁日
118	開始決定処理日
119	開始決裁処理日
120	廃止日
121	廃止決裁日
122	廃止決定処理日
123	廃止 決 裁処理日
124	開始異動事由C
125	廃止異動事由C

(5) 個人台帳情報

項番	<u>國人台帳情報</u> 項目名
	氏名カナ
	氏名
	通称名カナ
	通称名
130	生年月日
131	性別C
132	続柄C
133	国籍C
134	構成員番号
	住民区分
	住民番号
	外国人登録番号
	電話番号
	氏名使用区分
	本籍地
	戸籍筆頭者
	支援給付C
	障害傷病C
	当初就労開始年月
	開始前保険加入状況C
	アルファベット氏名
	住民登録地
	マル暴C
149	
	DVに対する備考
	異動区分C
	旧姓カナ
	旧姓
	旧姓カナ2
	旧姓2
	旧姓カナ3
157	旧姓3

項番	項目名
158	旧姓力 ナ4
159	旧姓4
160	旧姓力 ナ5
161	旧姓5

(6) 扶養義務者情報

	天養義務者情報
項番	項目名
	扶養義務者番号
	氏名カナ
	氏名
	生年月日
	性別C
	国籍C
	個人番号
	続柄C
170	住民番号
171	郵便番号1
	郵便番号2
173	住所1
	住所2
	方書
	住所コード
	番地
178	
	号枝番
	号小枝番
	電話番号
	携帯番号
	緊急連絡F
	調査不要「
	援助不能F
	精神援助F
	経済援助F
	交流交信F
	扶養義務者対象C
	備考
191	調査年月日
	回答年月日
193	回答内容

(7)決定履歴情報

項番	大 上 復歴
	決定歴番号
195	決定日
196	処理日
197	決裁日
198	決裁処理日
199	決定区分C
200	決定事由C1
201	決定事由C2
202	決定事由C3
203	決定事由C4
204	決定事由C5
205	決定事由文書
206	決定事由文書2
207	決定事由文書3
208	決定事由文書4

項番	項目名
	決定事由文書5
210	世帯級地C
211	労働力類型C
212	費用区分C
213	医療単併区分C
	介護単併区分C
	决定年度
	支払返納方法C
	宛先施設C
	宛先固有コード
	追給支払返納方法C
	追給宛先施設C
	追給宛先固有コード
	生活扶助
	三百万切 生活扶助_充当後
	住宅扶助 住宅扶助_充当後
	教育扶助
	教育扶助_充当後
228	一時扶助_充当
229	一時扶助_充当後
	一時扶助_充当外
	事務費
	事務費_充当後
	総収入額
	控除額
	収入認定額
	本人支給額
	施設支給額
	自己負担金
239	期末一時
240	期末一時_充当後
241	本人既支給額
242	施設既支給額
243	既支給額_生活扶助
244	既支給額_住宅扶助
	既支給額_教育扶助
246	既支給額_一時扶助_充当
	既支給額_一時扶助_充当外
	既支給額_期末一時
	既支給額_代理納付
	今回過払金収入充当額
	過払金収入充当予定額
	法159条額
	法80条額
	次月収入認定額
	次月収入認定F
	収入日割F
	強制修正F
	支払予定年月
	支払予定日
	移管先区C
	移管元色     移管先郵便番号
	移管先郵便番号2
	移官先對使备号2 移管先住所1
	移管先住所2 移等生士書
265	移管先方書

五五五	节口力
項番	項目名
266	移管確定 処理日 関本 日 見 低 生 活 悪 沈 中 短
267	開変月最低生活費決定額
268	開変月最低生活費修正額
269	最低生活費日割計算額
270	最低生活費日割額
271	普通月一類決定額
272	普通月一類修正額
273	普通月二類決定額
274	普通月二類修正額
275	普通月加算決定額
276	普通月加算修正額
277	普通月冬季二類決定額
278	普通月冬季二類修正額
279	普通月冬季加算決定額
280	普通月冬季加算修正額
281	開変月人数
282	普通月人数
283	逓減率
284	(住宅扶助) 入居形態C
285	(住宅扶助) 家賃分類C
286	(住宅扶助) 基準 分類C
287	(住宅扶助) 実家賃金額
288	(住宅扶助) 実家 補助額
289	(住宅扶助) 住宅支援額
290	(住宅扶助) 住宅扶助基準 額
291	(住宅扶助)開変月住宅扶助額
292	(住宅扶助)普通月住宅扶助額
293	(住宅扶助) 名義人番号

(8)決定履歴個人情報

	大人 俊座 他人 情報
項番	項目名
294	(生活扶助) 基準 大分類C
295	(生活扶助) 基準 小分類C
296	(生活扶助)級地C
297	(生活扶助)冬季加算地域区分C
298	(生活扶助)二類計上区分
299	(生活扶助) 二類人 数
300	(生活扶助) 保護 年齢
301	(生活扶助) 基準 金額
302	(生活扶助) 決 定 金額
303	(生活扶助) 冬季加算額
304	(生活扶助) 実 費開変月金額
305	(生活扶助) 実 費普通月金額
306	(生活扶助) 加算重複調整C
307	(生活扶助)在籍施設C
308	(生活扶助)開変月事務費
309	(生活扶助)普通月事務費
310	(生活扶助) 開変月介護 保険料加算
311	(生活扶助) 普通月介護 保険料加算
312	(生活扶助) 介護 保険者番号
313	(生活扶助) 代理納付F
314	(生活扶助) 二類基準額
315	(生活扶助) 冬季加算二類基準額
316	(生活扶助)精神病棟F
317	(生活扶助) 入所決定日
318	(生活扶助)入所日
319	(生活扶助) 退所決定日

項番	項目名
320	(生活扶助)退所日
321	(生活扶助加算)加算大分類C
322	(生活扶助加算)加算八分類C
323	(生活扶助加算) 基準 金額
324	(生活扶助加算)決定金額
325	(生活扶助加算) 重複調 整後金額
326	(生活扶助加算) 加算終了年月
327	(教育扶助)施設C
328	(教育扶助)学校名
329	(教育扶助) 学年C
330	(教育扶助) 基準 金額
331	(教育扶助) 決定金額
332	(教育扶助) 学級費基準 金額
333	(教育扶助) 学級費決定 金額
334	(教育扶助) 学習支援費基準 金額
335	(教育扶助) 学習支援費決定 金額
336	(教育扶助) 給食費基準金額
337	(教育扶助) 給食費決定金額
338	(教育扶助) 交通費決定 金額
339	(教育扶助) その他決定金額
340	(教育扶助)教育扶助支給C
341	(教育扶助)学校種別C
342	(一時扶助)扶助細目C
343	(一時扶助)種別C
344	(一時扶助) 基準金額
345	(一時扶助) 開変月金額 (一時扶助) 開変月金額
346	(一時扶助) 普通月金額 (一時扶助) 普通月金額
	(一時扶助) <b>省</b>
347	
348	(一時扶助) 支給区分C
349	(一時扶助) 扶助終了年月
350	(就労収入) 就労種別C
351	(就労収入) 就労日数
352	(就労収入) 収入金額
353	(就労収入)所得税
354	(就労収入)交通費
355	(就労収入)社保料
356	(就労収入)組合費
357	(就労収入)その他費用
358	(就労収入) 賞与対象年
359	(就労収入) 認定方法C
360	(就労収入)備考
361	(就労収入) 基礎控除基準 C
362	(就労収入)基礎控除金額
363	(就労収入)新規就労控除金額
364	(就労収入) 新規就労控除終 了年月
365	(就労収入)未成年者控除金額
366	(就労収入) 介護 保険料加算特徴
367	(就労収入)雇用形態C
368	(就労収入) 職業C
369	(就労収入)現就労開始年月
370	(就労外収入)就労外種別C
371	(就労外収入) 収入金額
371	(就労外収入)収入金額(就労外収入)認定終了年月
373	(他収入)他収入分類C
	(他収入) 他收入分類() (他収入) 基準金額
374	
375	(他収入) 受領額
376	(他 収入) 控除額

項番	項目名
377	(他収入) 認定終了年月

古经 桂起

(9) 3	支給情報
項番	項目名
	該当年月
	決定種別
	決定歴番号
	分送番号
	返納F
	支払方法C
	返納方法C
	支払先施設C
	宛先施設C
	宛先固有コード
	宛先カナ
	宛先漢字
	個人番号
	支払先名カナ
	支払先名
	金融機関C
	金融機関支店C
	金融機関名
	金融機関名カナ
	支店名
	支店名カナ
	口座種目
	口座番号
	送金番号
	送金番号枝番
	世帯件数
	対象者人数
	件数
	<b>金</b> 額
	該当日
	費用区分0
	収入充当F
	実績計上区分С
	実績支給年月
	実績計上日
	支給年月
	支払予定日
	消込日
	消込処理日
	現金管理対象者F
	決裁日
	バーコード番号
	福祉事務所C
	債権番号 
422	決定時債務者漢字

(10) 債権決定情報

(10)	RIE / C I I I I K
項番	項目名
423	債権番 <del>号</del>
424	債権決定履歴番 <del>号</del>
425	管理番号
426	個人番号
427	世帯開廃番号

-X-322	**************************************
項番	項目名
	ケース番号
	保護開始日
	保護廃止日
	保護地区C
	該当条項C
	決定額
434	対象額
435	決定日
436	発生理由C
437	過去不正受給C
438	返還金分類C
	告発被害C
	不正受給契機C
	不正受給期間C
	不正受給金額C
	発生理由内容
	補足情報
	大給引去C
	文船 からし
	頂権列告の 氏名カナ
	氏名
	<u>氏名</u> 生年月日
	性別C
	国籍C
	住民番号
	外国人 登録番号
	電話番号
	郵便番号1
	郵便番号2
	住所1
	住所2
	方書
	本籍地
461	債権保留日
	債権保留補足情報
463	債権保留取扱者C
	不納欠損日
	不納欠損理由C
	不納欠損補足情報
	不納欠損取扱者C
	調定方法C
	債権終了日
	担当者C
	保護反映日
	宛名反映日
	最新反映日
	起案日
	ケース診断会議
	決定時世帯主カナ
	決定時世帯主漢字
	決定時債務者カナ
	決定時債務者漢字
	不正受給開始日
	不正受給終了日
	資力発生時期
	行政措置(
484	措置年月日

-7-7 <u>-</u> 7	节口力
<u>項番</u>	項目名 最低生活費前
	取似生活負削   最低生活費後
	収入充当額前
	収入充当額後
	大助額前
	扶助額後
	医療扶助額前
	医療扶助額後
	溯及月
	時効消滅金額
	適用理由
	必要経費
497	歳入年度
498	債権区分C
499	債権グループ番号
500	状況区分C
	備考
	旧78条金額
	78条金額
	加算金額
	特記事項
	分割返還有無C
	27条指示有無C
	資産調査有無C
	行わない理由 スティダー 4 表
	不正を行った者
	前回決定額 前回決定日
	前回次と日
	横権 分割 処理日
	保護区
	保護区管理番号
	保護区_個人番号
	保護区_世帯開廃番号
519	保護区ケース番 <del>号</del>
	保護区_保護開始日
	保護区_保護廃止日
	保護区_担当者C
	調定年月
	履歴番号
	調定金額
	起算日
	<u>当初納期限</u> 封第加理只
	起算処理日 承認者
	<u>承認有</u> 承認日
	承認 ロ   承認 処理日
	決裁日
	施行日
	承認取消日
	分納誓約日
	分納解除日
	分納解除理由C
	申請年月日
	分納時回数合計
541	分納時納付 金額合計

項番	項目名
542	分納時納付 回数合計
543	分納時納付 済額合計
544	分納時調定年月_開始
545	分納時調定年月_終了
546	分納時最終 消込日
547	減額調定日

(11) 債権分割納付情報

	見惟刀部別別用報
項番	項目名
548	原調定年月
549	調定年月
550	調定F
551	分納F
552	調定履歴番号
553	調定金額
554	納付書印刷状況C
555	督促状印刷 状況C
556	催告状印刷状況C
557	不納欠損金額
558	不納欠損処理日
559	債権保留F
560	整理番号

(12) 債権消込情報

	(12)	
	項番	項目名
	561	消込金額
	562	消込日
	563	収入日
	564	消込担当者C
	565	納付区分C
	566	歳入歳出
	567	内数 加算金額

(13) 訪問情報

項番	項目名
568	予定年月
569	訪問実施日
570	訪問区分C
571	家庭訪問種別C
572	関係先訪問種別C
573	訪問目的C
574	訪問担当者C
575	訪問不在F
576	指導員同行F
577	求職状況報告書F
578	収入申告書F

(14) 医療情報

\1 1/ E	
項番	項目名
579	施設C
580	非連動
581	医療開始日
582	医療終了日
583	医療業務分類C
584	病類C
585	診療科目C
586	該当要件C

石平	1石口 <i>包</i>
<u>項番</u> 587	項目名 入院外来C
	<del>文院外来は</del> 廃止 C
	<del>廃止し</del> 入院時外来有無区分C
	」入院時外来有無区分℃ 退院時外来有無区分C
591	
	給付種別C
	意見書施設C
	他法公費負担承認F
	社保
	主病名
	開始処理日
	廃止 処理日
	起案日
	保留開始年月
601	
602	保留解除日
603	
604	
605	
606	(医療券)有効開始日
607	(医療券) 有効終了日
608	(医療券)有効開始日_1
609	(医療券)有効終了日_1
610	(医療券)有効開始日_2
611	(医療券)有効終了日_2
612	(医療券) 印刷日
613	(医療券) 再発行日
614	(医療券) 印刷状況C
615	(医療券)印刷担当者C
616	(医療券) 再発行担当者C
617	(医療券)オンバッチ印刷C
618	(医療券) 交付番号
619	(医療券) 交付日
620 621	(医療券) 本人負担金 (医療券) 辛見書祭 (医 連要
622	<u>(医療券)意見書発行歴連番</u> (医療券)受給者番号
623	(医療券)病類C
624	(医療券)診療科目C
625	(医療券)費用区分C
626	(医療券) 社保単併区分C
627	(医療券) 社保単併区分C_1
628	(医療券) 社保単併区分C_2
629	(医療券) 老保F
630	(医療券)入院外来C
631	(医療券) 他法公費負担承認F
632	(医療券)訪問看護F
633	(医療券)新継区分C
634	(医療券) 意見書審査区分C
635	(医療券)回収区分C
636	(医療券)意見書回収日
637	(医療券)意見書回収担当者C
638	(医療券) 長期入院券発行F
639	(医療券)請求状態C
640	(医療券)請求状態更新日
641	(医療券) 非指定 医療機 関F
642	(医療券) 医療登録分類C
643	(医療券)未回収意見書医療券F

項番	項目名
644	(医療券) 意見書受付日
645	(給付券) 備考1
646	(給付券) 備考2
647	(給付券) 備考3
648	(給付券)傷病名1
649	(給付券)傷病名2
650	(給付券)傷病名3
651	(給付券)傷病名4
652	(給付券) 種類
653	(給付券)給付種別C
654	(給付券)見積額
655	(給付券) 施術開始日
656	(給付券) 他法負担割合
657	(給付券) 社保負担割合
658	(給付券)回収区分C
659	(給付券) 施術者名

(15) 他法情報

<u>(15) (</u>	<u>也法情報                                    </u>
項番	項目名
660	該当要件C
661	施設C
662	調剤施設C
663	訪問施設C
664	病院4C
665	承認開始日
666	承認終了日
667	公費負担者番号
668	精神受給者番号
669	
670	社保家族C
671	社保取得日
672	社保喪 失日
673	社保保険者番号
674	社保記号
675	社保番号
676	他法種類C
677	等級C
678	適用開始日
679	適用終了日
680	備考

(16) 介護情報

項番	項目名
681	保険者番号
682	被保険者番号
683	資格取得日
684	資格喪 失日
685	被保険者証交付日
686	被保険者F
687	特定疾病C
688	(介護認定) 認定決定日
689	(介護認定) 要介護度C
690	(介護認定) 認定要介護度C
691	(介護認定) 認定開始日
692	(介護認定) 認定終了日
693	(介護認定)当初認定終了日
694	(介護認定)申請種別C

(支援事業者) 開始日 696 (支援事業者) 終了日 697 (支援事業者) 施設C 698 (介護事業者) 施設C 699 (介護事業者) 施設C 700 (介護事業者) 終了日 701 (介護サービス) サービス種類C 702 (介護サービス) サービス開始年月 703 (介護サービス) サービス豚了年月 704 (介護サービス) は指置 706 (介護サービス) ルービス 707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 腕設C 711 (介護券) 施設C 711 (介護券) を接 712 (介護券) を接 712 (介護券) を接 714 (介護券) 即刷日 715 (介護券) 即刷日 716 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷提当者C 718 (介護券) 再発行日 718 (介護券) 再発行日 719 (介護券) 交付番号 710 (介護券) 交付番号 711 (介護券) 受給者番号 712 (介護券) 交付番号 713 (介護券) 支援地金C 715 (介護券) 東邦紀 716 (介護券) 中刷状況C 717 (介護券) 中刷状況C 718 (介護券) 中刷状況C 719 (介護券) 東発行担当者C 720 (介護券) 交付番号 721 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 大ンバッチ印刷C 725 (介護券) 介護 井田区分C 726 (介護券) 介護請求) 727 (介護請求) 美績消込日 731 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 共定診療費 732 (介護請求) 共定診療費 733 (介護請求) 大定診療費 734 (介護請求) 大定診療費 735 (介護請求) 大定診療費 736 (介護請求) 大定診療費 737 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額	項番	項目名
(支援事業者)終了日 697 (支援事業者)施設C 698 (介護事業者)施設C 699 (介護事業者) 施設C 699 (介護事業者) 開始日 700 (介護事業者) 解介日 701 (介護サービス) サービス種類C 702 (介護サービス) サービス開始年月 703 (介護サービス) サービス解介年月 704 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) ロ措置 706 (介護サービス) ユニット型 707 (介護券) 綿付年月 708 (介護券) 解加日 709 (介護券) 終了日 710 (介護券) 終了日 711 (介護券) を設定 711 (介護券) 支援施設C 711 (介護券) 支援事業者番号 712 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 支援事業者番号 715 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受付番号 724 (介護券) 費用区分C 725 (介護券) 費用区分C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護請求)請求年月 729 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 詩書、金額 732 (介護請求) 持定診療費 733 (介護請求) 持定診療費 733 (介護請求) 共同区分C 736 (介護請求) 持定診療費 737 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 持定診療費 738 (介護請求) 共同区分C 736 (介護請求) 持定診療費 737 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 持定診療費 737 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 738 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
(		
( 介護事業者 ) 施設C ( 介護事業者 ) 開始日 ( 介護事業者 ) 開始日 ( 介護事業者 ) 開始日 ( 介護事業者 ) 終了日 ( 介護サービス ) サービス種類C ( 介護サービス ) サービス開始年月 ( 介護サービス ) サービス終了年月 ( 介護サービス ) サービス終了年月 ( 介護サービス ) 旧措置 ( 介護サービス ) 旧措置 ( 介護サービス ) 旧措置 ( 介護サービス ) 日井 ( 介護券 ) 解析日 ( 介護券 ) を接続設C ( 介護券 ) を接続 ( 介護券 ) 取制日 ( 介護券 ) 即制日 ( 介護券 ) 印刷日 ( 介護券 ) 印刷 ( 介護券 ) 印刷 ( 介護券 ) 印刷 ( 介護券 ) 印刷 ( 介護券 ) 平発 ( 介護券 ) 交付 日 ( 介護券 ) 次付 ( 介護券 ) 本人負担金 ( 介護 ) 非財 ( 介護 ) 計 ( 介護 ) 1 ( 介護 )		
(介護事業者) 開始日 700 (介護事業者) 終了日 701 (介護サービス) サービス種類C 702 (介護サービス) サービス開始年月 703 (介護サービス) サービス終了年月 704 (介護サービス) サービス終了年月 704 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) 旧措置 707 (介護券) 紛付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 終了日 710 (介護券) 施設C 711 (介護券) 本設C 711 (介護券) 支援事業者番号 712 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷担当者C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付日 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 表入負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 介護 単併区分C 727 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 書談書報 (介護清求) 実績消込日 731 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 書書報 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 母用区分C 736 (介護請求) 母用区分C 736 (介護請求) 母用区分C 736 (介護請求) 母用区分C 736 (介護請求) 公費対象単位数 737 (介護請求) 公費対象単位数 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
700 (介護事業者)終了日 701 (介護サービス)サービス種類C 702 (介護サービス)サービス開始年月 703 (介護サービス)サービス終了年月 704 (介護サービス) サービス終了年月 705 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) ロ措置 706 (介護サービス) コニット型 707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 施設C 711 (介護券) 施設C 711 (介護券) 支援施設C 711 (介護券)支援施設C 713 (介護券)支援事業者番号 714 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 財副日 717 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) の付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護請求) 青瀬公区(介護寿) 介護 単併区分C 727 (介護請求) 実績消込区分C 728 (介護請求) 青東額 (介護清求) 計求年月 729 (介護請求) 集清消込区分C 730 (介護請求) 青東額 (介護請求) 特定診療費 731 (介護請求) 十定ス日数 732 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
701 (介護サービス)サービス種類C 702 (介護サービス)サービス開始年月 703 (介護サービス)サービス終了年月 704 (介護サービス) サービス終了年月 704 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) ユニット型 707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 終了日 710 (介護券) 施設C 711 (介護券) 東業者番号 712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 教理在 715 (介護券) 財刷日 717 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) の付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護請求) 責期区分C 727 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 集請求込区分C 730 (介護請求) 集清消込区分C 730 (介護請求) 東書用額 731 (介護請求) 費用区分C 731 (介護請求) 食事費用額 732 (介護請求) 費用区分C 733 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) サービス日数 738 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
702 (介護サービス)サービス開始年月 703 (介護サービス)サービス終了年月 704 (介護サービス) サービス終了年月 705 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) ユニット型 707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 腕設C 711 (介護券) 施設C 711 (介護券) 事業者番号 712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) 有難単併区分C 726 (介護券) 介護単併区分C 727 (介護素) 清泳中 729 (介護請求) 青泉行月 729 (介護請求) 青泉行月 729 (介護請求) 青泉行月 729 (介護請求) 青瀬田区分C 727 (介護請求) 青瀬田区分C 728 (介護請求) 青瀬田区分C 727 (介護請求) 青瀬田区分C 728 (介護請求) 青瀬田区分C 727 (介護請求) 青瀬田区分C 728 (介護請求) 青瀬田区分C 730 (介護請求) 青瀬田区分C 730 (介護請求) 青瀬田区分C 730 (介護請求) 青瀬田区分C 731 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
703 (介護サービス) サービス終了年月 704 (介護サービス) 特別対策 F 705 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) ユニット型 707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 別始日 709 (介護券) 腕ひ 710 (介護券) 施設C 711 (介護券) 事業者番号 712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 券種C 715 (介護券) 別記定技番 716 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷投別で 718 (介護券) 印刷投別で 719 (介護券) 印刷投別で 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) の付護券 可利担当者C 721 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 費給者番号 724 (介護券) 費給者番号 724 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 青藤単併区分C 727 (介護券) 大沙で 728 (介護請求) 青瀬単併区分C 727 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 青瀬公ので 730 (介護請求) 青瀬公ので 731 (介護請求) 青瀬公ので 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
704 (介護サービス)特別対策 F 705 (介護サービス)旧措置 706 (介護サービス)ユニット型 707 (介護券)給付年月 708 (介護券)開始日 709 (介護券)施設C 711 (介護券)を変し 711 (介護券)を支援施設C 711 (介護券)を支援施設C 713 (介護券)を支援事業者番号 714 (介護券)を支援事業者番号 714 (介護券)の副日 717 (介護券)の副日 717 (介護券)の副日 717 (介護券)の副日 718 (介護券)の副日 719 (介護券)の副担当者C 720 (介護券)の利担当者C 720 (介護券)の付番号 722 (介護券)交付番号 723 (介護券)交付番号 724 (介護券)を対番号 724 (介護券)が、テ印刷C 725 (介護券)が、サービス日数 730 (介護請求)請求金額 732 (介護請求)持定診療費 733 (介護請求)特定診療費 733 (介護請求)サービス日数 735 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額 738 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)公費対象単位数		
705 (介護サービス) 旧措置 706 (介護サービス) ユニット型 707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 解り口 710 (介護券) 施設C 711 (介護券) 事業者番号 712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 募種C 715 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 大ンバッチ印刷C 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 介護 単併区分C 727 (介護券) 介護 単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 持定診療費 733 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
706 (介護サービス) ユニット型 707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 終了日 710 (介護券) 施設C 711 (介護券) 事業者番号 712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 部副 日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷投況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 水人負担金 725 (介護券) 介護 単併区分C 727 (介護券) 介護 単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 詩求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 特定診療費 734 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
707 (介護券) 給付年月 708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 解了日 710 (介護券) 施設C 711 (介護券) 事業者番号 712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 部に 大海 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷状況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 可刷担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護請求) 青菜年月 729 (介護請求) 青菜年月 729 (介護請求) 持定診療費 731 (介護請求) 持定診療費 731 (介護請求) 持定診療費 733 (介護請求) 持定診療費 734 (介護請求) 特定診療費 735 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		(介護サービス)コニット刑
708 (介護券) 開始日 709 (介護券) 終了日 710 (介護券) 終了日 711 (介護券) 施設C 711 (介護券) 事業者番号 712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 即刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷出当者C 718 (介護券) 印刷出当者C 720 (介護券) 印刷出当者C 720 (介護券) の後券 (介護券) で付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 費用区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 清求金額 731 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 生活金額 734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) サービス日数 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 公費対象単位数		
709 (介護券)終了日 710 (介護券)施設C 711 (介護券)事業者番号 712 (介護券)支援施設C 713 (介護券)支援事業者番号 714 (介護券)券種C 715 (介護券)部記定枝番 716 (介護券)印刷日 717 (介護券)印刷日 717 (介護券)印刷担当者C 720 (介護券)印刷担当者C 720 (介護券)の付番号 722 (介護券)交付番号 723 (介護券)交付番号 724 (介護券)交付番号 725 (介護券)本人負担金 725 (介護券)費用区分C 727 (介護券)介護単併区分C 727 (介護券)介護請求)請求年月 729 (介護請求)請求年月 729 (介護請求)実績消込区分C 730 (介護請求)申報 731 (介護請求)申報 731 (介護請求)申報 732 (介護請求)中区のC 733 (介護請求)申報 734 (介護請求)中区のC 735 (介護請求)申報 736 (介護請求)中区のC 7376 (介護請求)中区のC 7377 (介護請求)中区のC 7377 (介護請求)中区のC 738 (介護請求)中区のC 739 (介護請求)申述の日数 731 (介護請求)中区の日数 731 (介護請求)中区の日数 731 (介護請求)中区の日数 733 (介護請求)中区の日数 734 (介護請求)中区のC 736 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)公費対象単位数		
710 (介護券)施設C 711 (介護券)事業者番号 712 (介護券)支援施設C 713 (介護券)支援事業者番号 714 (介護券)券種C 715 (介護券)認定枝番 716 (介護券)印刷日 717 (介護券)印刷日 717 (介護券)印刷状況C 719 (介護券)印刷担当者C 720 (介護券)印刷担当者C 720 (介護券)交付番号 722 (介護券)交付番号 723 (介護券)交付番号 724 (介護券)本人負担金 725 (介護券)オンバッチ印刷C 726 (介護券)費用区分C 727 (介護券)介護単併区分C 728 (介護請求)請求年月 729 (介護請求)実績消込日 730 (介護請求)請求金額 732 (介護請求)特定診療費 733 (介護請求)サービス日数 735 (介護請求)本人負担額 736 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)本人負担額		
711 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 認定枝番 716 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷担当者C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 詩求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 734 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
712 (介護券) 支援施設C 713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 部を 認定技番 716 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 再発行日 718 (介護券) 印刷状況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 可科担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 青期区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護券) 清求年月 729 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 持定診療費 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
713 (介護券) 支援事業者番号 714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 認定枝番 716 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷け況C 718 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) オンバッチ印刷C 725 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護券) 計求年月 729 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 詩末金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) サービス日数 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		
714 (介護券) 券種C 715 (介護券) 認定枝番 716 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 再発行日 718 (介護券) 印刷状況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 英行担当者C 721 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 727 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込区分C 731 (介護請求) 詩求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 738 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額		(介護券)支援施設。 (介護券)支援事業 <del>者</del> 基長
715 (介護券) 認定枝番 716 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 再発行日 718 (介護券) 印刷状況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 再発行担当者C 721 (介護券) 交付番号 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) → 人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込区分C 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
716 (介護券) 印刷日 717 (介護券) 再発行日 718 (介護券) 印刷状況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 再発行担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 727 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 投事費用額 737 (介護請求) 力世級		
717 (介護券) 再発行日 718 (介護券) 印刷状況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 再発行担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 727 (介護券) 介護 単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 持定診療費 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 費用区分C 738 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
718 (介護券) 印刷状況C 719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 再発行担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 727 (介護券) 介護 単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
719 (介護券) 印刷担当者C 720 (介護券) 再発行担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 交付番号 724 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 財表金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
720 (介護券) 再発行担当者C 721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) → 人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 請求金額 731 (介護請求) 持定診療費 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
721 (介護券) 交付日 722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 快定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 費用区分C 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 過誤状態C		
722 (介護券) 交付番号 723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 快定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 過誤状態C		
723 (介護券) 受給者番号 724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 快定診療費 733 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
724 (介護券) 本人負担金 725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 食事費用額 734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
725 (介護券) オンバッチ印刷C 726 (介護券) 費用区分C 727 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護券) 介護単併区分C 728 (介護請求) 請求年月 729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) サービス日数 734 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
726 (介護券)費用区分C 727 (介護券)介護単併区分C 728 (介護請求)請求年月 729 (介護請求)実績消込区分C 730 (介護請求)実績消込日 731 (介護請求)請求金額 732 (介護請求)特定診療費 733 (介護請求) 快定診療費 733 (介護請求)サービス日数 734 (介護請求)サービス日数 735 (介護請求)費用区分C 736 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)過誤状態C		
728 (介護請求)請求年月 729 (介護請求)実績消込区分C 730 (介護請求)実績消込日 731 (介護請求)請求金額 732 (介護請求)特定診療費 733 (介護請求) 快定診療費 734 (介護請求) 史ービス日数 735 (介護請求)費用区分C 736 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)過誤状態C	726	
729 (介護請求) 実績消込区分C 730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 食事費用額 734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C	727	(介護券)介護単併区分C
730 (介護請求) 実績消込日 731 (介護請求) 請求金額 732 (介護請求) 特定診療費 733 (介護請求) 食事費用額 734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C	728	(介護請求) 請求年月
731 (介護請求)請求金額 732 (介護請求)特定診療費 733 (介護請求) 快定診療費 734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)過誤状態C	729	(介護請求) 実績消込区分C
732 (介護請求)特定診療費 733 (介護請求) 食事費用額 734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C	730	(介護請求) 実績消込日
733 (介護請求) 食事費用額 734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		(介護請求)請求金額
734 (介護請求) サービス日数 735 (介護請求) 費用区分C 736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C	732	
735 (介護請求)費用区分C 736 (介護請求)本人負担額 737 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)過誤状態C		(介護請求) 食事費用額
736 (介護請求) 本人負担額 737 (介護請求) 公費対象単位数 738 (介護請求) 過誤状態C		
737 (介護請求)公費対象単位数 738 (介護請求)過誤状態C		
738 (介護請求)過誤状態C		
739 (介護請求) 高額サービスF		
740 (介護請求) 突合結果C		
741 (介護請求) 消込日		
742 (介護請求)過誤申立理由C		
743 (介護請求) 単位数		
744 (介護請求) 公費負担額	744	(介護請求)公費負担額

## (17) 他システム連携情報

(177)	
項番	項目名
745	住民番号
746	連携情報
747	資格取得日
748	資格喪 失日

項番	項目名
749	番号
	内容
751	内容2
752	内容3
753	内容4
754	異動日
755	備考

(18) ケース記録

(10)	ノートに対
項番	項目名
756	記録情報作成日
757	記録情報更新日
758	決定日
759	タイトル1C
760	タイトル20
761	記録内容
762	印刷済F
763	決裁欄C
764	付箋メモ

(19) ケース診断検討資料

項番	項目名
765	資料作成日
766	援助方針
767	付議事項
768	参考事項
769	結果

(20) 指示書

(20)	ロバ目
項番	項目名
770	起案日
771	指示分類
772	施行日
773	履行期限有無
774	履行期限
775	履行事由
776	指示本文
777	指示内容

(21) 実態調査

(21)	美態調査
項番	項目名
778	実態調査歴番号
779	家庭訪問日1
780	家庭訪問時間1
781	同席者有無C1
782	同席者1
783	面接場所1
784	面接対象者1
785	家庭訪問日2
786	家庭訪問時間2
787	同席者有無C2
788	同席者2
789	面接場所2
790	面接対象者2
791	保護歴
792	世帯主及び世帯員の状況
793	土地

古平	石口力
項番	項目名
	家屋 ちゅうしゅう
	有価証券F
	生命保険F 損害 保険F
	損害 保険等の内容
	ストーブF
	ストーブの内容等 自動車F
	<sub>巨勁甲</sub> 「 自動車の内容等
	良具を
	を共 <sup>に</sup> 寝具の数量
	食品の数単
	<sub>員立周</sub> 貴金属の内容等
	<sub>貝亚属の内骨</sub> サイドボードF
	タンスF
	タンス等の内容
	その他高価な物品F
	その他高価な物品の内容等
	電話
	電話番号
	資産保有の適否判定
	負債の状況
	収入の状況
	年金社会保険等の加入状況
	扶養義務者の状況
	住居区分C
	<u></u> 置室数
	家賃
	敷金_月数
824	風呂F
825	水洗
	水道区分
827	採光F
828	住居その他
829	民生委員及びその他意見
830	要保護者の将来に対する意見
831	最低生活費の認定
832	収入認定
833	世帯類型C
834	世帯認定等
835	保護開始日
836	保護の開始理由

(22) 就労自立給付金情報

項番	項目名
837	起案日
838	積み立て合計額
839	上限額
840	支給額
841	扶助細目C
842	初回収入認定年月
843	積み立て額計
844	収入認定額
845	算定率
846	積み立て額

(23) 29条調査情報

(23) 2	29条調査情報
項番	項目名
847	調査種別
848	文書番号
849	起案日
	調査日
	決裁日
852	決裁処理日
853	処理日
854	取扱担当者C
855	連絡先
856	郵便番号1
857	郵便番号2
858	住所1
859	住所2
860	方書
861	郵便番号1_前
862	郵便番号2_前
863	住所1_前
	住所2_前
865	方書_前
866	郵便番号1_前々
867	郵便番号2_前々
	住所1_前々
869	住所2_前々
870	方書_前々
871	回答日
872	印刷日
873	印刷担当者C
874	一括
875	備考
876	特記事項
877	調査対象者番号
878	調査先番号
879	調査先施設C

(24) 年金情報

	<u></u> .
項番	項目名
880	年金種類C
881	受給額
882	担保F
883	償還C
884	償還予定日
885	年金種類C
886	納付月数
887	免除月数
888	法免月数
889	合算対象月数
890	確認日

(25) 土地家屋情報

(20) _	工地多 庄阴拟
項番	項目名
891	適用年月日
892	資産種別C
893	固定資産税額
894	面積_整数部
895	面積_小数部
896	所有地

項番	項目名
897	名義人漢字
898	名義人個人番 <del>号</del>
899	続柄C
900	共有持分_分子
901	共有持分_分母
902	共有固定資産税額
903	共有面積_整数部
904	共有面積_小数部
905	処分日
906	保有要否C
907	容認否認日
908	理由
909	リバースモーゲージC
910	診断会議日
911	法63条留保C
912	備考

(26) 自動車情報

	<u>日                                    </u>
項番	項目名
913	適用年月日
914	車種
915	排気量
916	単位C
917	年式
918	保有場所
919	保有形態C
920	保有開始日
921	保有者名義人漢字
922	使用者名義人漢字
923	車の状況C
924	処分日
925	保有要否C
926	容認否認日
927	容認理由C
928	処分指導の状況
929	診断会議日
930	備考

(27) 生命保険情報

	上叩沐俠情報
項番	項目名
931	適用年月日
932	保険会社名
933	証券番号
934	保険種類C
935	契約者氏名漢字
936	被保険者氏名漢字
937	保険金受取人氏名漢字
938	保険契約日
939	保険満期日
940	満期保険金額
941	月額保険料
942	解約返戻金
943	死亡特約F
944	火災死亡特約F
945	障害特約F
946	疾病入院特約F
947	火災入院特約F

項番	項目名	
948	3 保有要否C	
949	容認否認日	
950	) 理由	

(28) 負債情報

項番	項目名
951	適用年月日
952	負債種類C
953	業者名
954	借入金額
955	返済方法
956	返済期間
957	利子
958	残高
959	調査日

(29) 就労求職情報

(29)	机力水碱情報
項番	項目名
960	適用年月日
961	就労状況区分
962	就労阻害要因C
963	支援内容C
964	終了理由C
965	希望職業形態C
966	希望職種
967	希望収入額
968	希望勤務地
969	希望開始勤務時間
970	希望終了勤務時間
971	最終学歴C
972	勤務可能日_土曜F
973	勤務可能日_日曜F
974	勤務可能日_早朝F
975	勤務可能日_深夜F
976	希望休日
977	留意点

(30) 番号管理情報

	<u> </u>
項番	項目名
978	業務識別子
979	宛名番号
980	異動種別
981	個人番号
982	個人番号異動事由
983	宛名種別
984	住民区分
985	氏名
986	氏名カナ
987	住所
988	方書
989	郵便番号
990	転入前市町村コード
991	市町村コード
992	生年月日
993	生年月日不詳フラグ
994	性別
995	住民となった事由

項番	項目名
996	住民となった年月日
997	住民となった年月日不詳フラグ
998	住民でなくなった事由
999	住民でなくなった年月日
1000	住民でなくなった年月日不詳フラグ
1001	住記異動事由
1002	住記異動年月日
1003	パスポート氏名
1004	併記名漢字
1005	通称漢字
1006	通称カナ
1007	世帯番号
1008	行政区コード

(31) 進学準備金情報

項番	項目名
1009	申請受理日
1010	支給額
1011	扶助細目C
1012	進学後住所
1013	進学先
1014	金融機関C
1015	金融機関支店C
1016	金融機関名
1017	金融機関名力ナ
1018	支店名
1019	支店名力ナ
1020	□座種目
1021	□座番号
1022	□座名義人力ナ

(32)医療保険者等向け中間サーバー等

(32) 医療保険名等的以中间サーバー等		
項番	項目名	
1	医療扶助オンライン資格確認対応施設フラグ	
2	マイナンバーカード保持区分コード	
3	マイナンバーカード有効期限	
4	自己情報提供不可フラグ	
5	不開示該当フラグ	
6	被保険者枝番	
7	紙の医療券・調剤券不要判定フラグ	
8	最終データ送信日時	

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 \*(7. リスク1®を除く。)

# 1. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者等情報ファイル					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク				
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。				
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。				
その他の措置の内容	・個人情報の入手を必要最小限にすること等につき、全市共通のマニュアルで定めている。				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	〈生活保護電算事務システムにおける措置〉 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。 2 紙媒体により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。 3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。 〈住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置〉システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。 〈ウステム外の措置〉 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク3: 入手した特定個人情	: :::: <u>=</u> ::::=				
入手の際の本人確認の措置 の内容	・個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 ・日本年金機構等から入手する情報については、各入手元において番号法第16条に基づく本人確認が 行われている。				
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード等と身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。				
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜職権で修正することで、正確性を確保している。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク	4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスク	に対する措置の内容	〈生活保護電算事務システムにおける措置〉 1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 〈住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置〉 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。						
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> [ 特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
特定個	固人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_								
3. 特	定個人情報の使用							
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名システム等における措置 の内容		1 生活保護業務に関する宛名情報は、事務で使用する部署の職員のみがアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 生活保護業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。						
	で使用するその他のシ における措置の内容	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。						
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	2: 権限のない者(元職	。   大力を表しては、大力を表してものでは、大力を表しては、大力を表しては、大力を表しては、大力を表しては、大力を表しては、大力を						
ューサ	デ認証の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、職員ICカードとPINコードによる認証を行っており、一定時間操作が 行われない場合、自動的にログアウトする。						
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている   2)行っていない						
	具体的な管理方法	<発効管理> 職員の所属、担当業務等の情報は職員マスタテーブル(以下「職員マスタ」という。)で管理を行い、所属 及び業務単位で必要最小限のアクセス権限を付与している。 <失効管理> 人事異動等により、アクセス権に変更が生じた場合は、システムの職員マスタからの削除若しくは操作 権限の変更により、アクセス権の削除等を行う。						

アクセ	ス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない			
	具体的な管理方法	職員マスタの登録・変更・削除によ					
特定個	固人情報の使用の記録	[ 記録を残している	」 <選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない			
	具体的な方法	操作履歴(アクセスログ)を記録し、 きるようにしている。	、いつ、どのユーザーが、誰の情	青報を、参照・更新したか、随時確認で			
その他	也の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除/ 2 指定された端末以外からアクセ 3 システム使用中以外は必ずログ 操作しなかった場合は再度パスワ	スできないよう、情報システム グオフを行う旨、実施手順に記載	部門にて制御している。 載し周知するとともに、一定時間端末を			
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク					
リスク	に対する措置の内容	持ち出しを禁止している。 3 システム操作記録を取得してい ている。	ムにより外部記憶媒体が作動し いるため、事務外で使用した場合 ::情報の業務外利用の禁止に	ないようにすることで、不正な情報の 合は直ちに特定可能であることを周知し 関する条項を含む承諾書に署名をす			
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている	」 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	) 2) 十分である			
リスク	4: 特定個人情報ファイ	/ルが不正に複製されるリスク					
リスク	に対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた	た者以外、情報の複製は行えな	い仕組みとなっている。			
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている	] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定個	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
スクリ- 端末の	一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 端末のディスプレイを来所者から見えない位置に置き、覗き見防止フィルターを取り付ける。 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。						

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ] 委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積り参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市 情報保護管理体制の確認 役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。 く選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 Γ 制限している 1 1) 制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 サーバ室の入退室を従事者に配布するICカードにより制限し、不正な侵入を防止している。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ①社会保険診療報酬支払基金の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している 具体的な制限方法 ②運用管理要領等によりアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、社会保険診療報酬 支払基金と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 システムへのアクセスログにより記録を残している。 具体的な方法 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 操作ログを中間サーバーで記録している。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 1 Γ 定めている 1) 定めている 2) 定めていない サーバ室及び事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記しているため、他社への提供はない。 委託先から他者への セキュリティ保全の対策状況については定期的に報告させている。 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止してい の確認方法 る。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。 サーバ室及び事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対 策状況について定期的に報告させている。 委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止してい の確認方法 る。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール [ 1 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ルールの内容及び 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めてお ルール遵守の確認方 り、この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを想定し ている。また遵守内容について定期的に報告させている。 法

	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	<選択肢> [ 定めている ] 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと
	E先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている ] 3)十分に行っていない 4)再委託していない
	具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。  【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・委託先に対し、契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。また、必要があると判断される場合には、再委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。
その他	也の措置の内容	-
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
	and the second s	

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等

5. 特	5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)								
リスク	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク								
特定個人情報の提供・移転 の記録		[	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記	録を残していない		
	具体的な方法		特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。 また、紙媒体による提供・移転については、生活保護台帳等の各種帳簿に記録される。						
	國人情報の提供・移転 るルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や利用条例などの関係法令で定められた。 要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。							

その他の措置の内容	「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 自動で行われるバックアップ処理を除き、全ての処理において本市職員が立ち会いを行う。 外部記憶媒体へデータコピーを禁じ、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> (選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提	
リスクに対する措置の内容	生活保護電算事務システムは、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保されている。 実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護課長の承認を受けている。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 ④ 紙媒体による提供・移転においては、提供する情報に誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 ② 紙媒体による提供・移転においては、担当者は相手先について誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の提供・移転( する措置	委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対
_	

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	Ε	]接続しない(入手	) [	]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク				
リスクに対する措置の内容	く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携市の各業務システムから、情報提供ネッ く中間サーバー・ソフトウェアにおける持 1 情報照会機能(※1)により、情報提供 証の発行と照会内容の照会許可用照合 情報提供ネットワークシステムから情報 まり、番号法上認められた情報連携以タティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理 アウトを実施した職員、時刻、操作内にな なオンライン連携を抑止する仕組みにな (※1)情報提供ネットワークシステムを付 能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第1 会・提供可能な特定個人情報をリスト化 (※3)中間サーバーを利用する職員の記 情報へのアクセス制御を行う機能。	ル 世供が現れています。 世代が現れています。 世代が現れています。 はいますが、 はいまが、 はいまがもが、 はいまがりが、 はいまがもが、 はいまがもが、 はいまがもが、 はいまがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがもがも	アシステム側へのアクイアークシステムに情報 ※2)との照合を情報技 可証を受領してから情報 を拒否する機能を備え ※3)では、ログイン時の が実施されるため、不過 が実施されるため、不過 が実施されるため、不過 をもった。 特定個人情報の照会 とづき、事務手続きごと が負に付与された権限し	zス 照是報え の意 の意 の意 の意 の意 の を を で を を の で の で の で の で の の の の の に に に に に に に に に に に に に	きない。 すう際には、情報提供許可 ・ワークシステムに求め、 実施することになる。つ 目的外提供やセキュリ 証の他に、ログイン・ログ 続端末の操作や、不適切 会した情報の受領を行う機 照会者、情報提供者、照
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1)特	尺肢> に力を入れている 題が残されている	2) -	-分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	< 札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携市の各業務システムから、情報提供ネッ く中間サーバー・ソフトウェアにおける指1 中間サーバーは、特定個人情報保護提供ネットワークシステムを使用した特別が担保されている。	ルワ	フシステム側へのアクイ との協議を経て、内閣 情報の入手のみ実施で > トワークシステムとの ク等)を利用することに	セスはで  総理大   きるよう  間は、高	きない。 至が設置・管理する情報 設計されるため、安全性 度なセキュリティを維持し 全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	1)特	尺肢> に力を入れている 題が残されている	2) +	

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を押止する仕組みになっている。(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 (ツ中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク
リスクに対する措置の内容	< 札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。
	2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	< 札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。
	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## <札幌市における措置>

(7)バックアップ

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。

## <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内 容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

## <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク <選択肢> 政府機関ではない 1 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない <選択肢> ①NISC政府機関統一基準群 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない <選択肢> 特に力を入れて整備している ②安全管理体制 特に力を入れて整備している 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない ③安全管理規程 <選択肢> ④安全管理体制・規程の職 Γ 特に力を入れて周知している 員への周知 特に力を入れて行っている ] ⑤物理的対策 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと 入室できない。また、入退室の記録は保存し、監視カメラも設置している。 |2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 具体的な対策の内容 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び 施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混 在によるリスクを回避する。 <選択肢> 「 特に力を入れて行っている ] ⑥技術的対策 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新 種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新 のものを使用する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、 機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 具体的な対策の内容 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネット ワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う とともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない

2) 十分に行っている

[ 特に力を入れて行っている ]

⑧事品 周知	女発生時手順の策定・	[	特に力を入れ	れて行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない		2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]		<選択肢> 1)発生あり	2	2) 発生なし
	その内容	_						
	再発防止策の内容	_						
⑩死者	番の個人番号	[	保管	している	]	<選択肢> 1)保管している	2	2) 保管していない
	具体的な保管方法							期間について」(昭和36年9月 消去する。
その他	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	[	特に力を	入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報	のまま保管	され続けるリスク	ク			
リスク	・保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は複数人で定期的に確 リスクに対する措置の内容 ・保護課により区保護課への事務監査を実施し、正確な情報管理の確保を行う。							
リスク	への対策は十分か	[	十分	かである	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去され	がいつまで <del>:</del>	も存在するリスク	7			
消去引	<b>手順</b>	[	定 <i>め</i>	ている	]	<選択肢> 1) 定めている	2	2) 定めていない
	手順の内容	知)に 2 磁	定められた 対気ディスクの	保管年数を経過 D廃棄時は、内容	した情報 学の復元	ついて」(昭和36年9月26 報に関して、データ調査で こができないように消去3 容が判読できないよう、!	の上で、情 ては物理的	的破砕等を行う。
その他	也の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[	特に力を	入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	5 2	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
社会保険診療支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等								

## Ⅳ その他のリスク対策※

TA	ての他のリス	ノ刈 宋 ※			
1. 監	查				
①自记	∃点検	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
<ul> <li>く札幌市における措置&gt; ・札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</li> <li>・保護課により区保護課への事務監査を実施し、各区保護課において、本評価書に記載さ遵守されているかどうか確認を行う。</li> <li>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者にに自己点検を実施することとしている。</li> </ul>					
②監査	<b>查</b>	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的な内容	く札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されている かどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。			
2. 彼	業者に対する教育・積	<b>客発</b>			
従業者	者に対する教育·啓発 -	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的な方法	< 札幌市における措置> 生活保護業務にかかわる職員に対しては、必要な知識の習得のため、初任時及び一定期間ごとに研修を実施しており、研修内容には個人情報保護、セキュリティ対策に関する項目を含めている。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。			

## 3. その他のリスク対策

< 札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、システム運用部 門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を 実現する。

# V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先		郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課				
②請求	求方法 	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。				
	特記事項	札幌市ホームページに、請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。				
③手数料等		[ 無料 ] <選択肢> (選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費 ) 相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。				
4個/	人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	生活保護関係事務				
	公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課				
⑤法令	令による特別の手続	_				
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 F					
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
①連絡先		郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総務部保護課				
②対応方法		問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。				

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	<b>見の聴取</b>
①方法	札幌市ホームページで住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市保有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日·期間	令和5年9月7日から10月6日
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

## (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	I-7②所属長	保護自立支援担当部長(保護自立支援課長事務取扱) 大野 広邦	保護自立支援課長 日高 浩晶	事後	人事異動に伴う記載の変更 のため、重要な変更にあた らない。
平成28年4月12日	Ⅲ-3リスク2 その他の措置の内容	(略) 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。 (略)	(略) 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 (略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅳ-1②監査	< 札幌市における措置>(略) 2 内部監査の結果を情報化推進部に報告する。 3 必要に応じて情報化推進部が聞き取り調査を行う。	< 札幌市における措置> (略) 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り 調査を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	I-5 法令上の根拠	(略)以下「条例」と(以下略)	(略)以下「利用条例」と(以下略)	事後	文言整理のため、重要な変更 にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ -5 移転先(1~41) ①法令上の根拠	(略) 条例第4条(以下略)	(略) 利用条例第4条(以下略)	事後	文言整理のため、重要な変更 にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対 する措置の内容	1 外部媒体(以下略) 2 システム操作記録を(以下略) 3 臨時職員等は、(以下略)	1 外部記憶媒体(以下略) 2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 3 システム操作記録を(以下略) 4 臨時職員等は、(以下略)	事後	文言整理及び事件事故の発 生リスクを明らかに軽減させ る変更のため、重要な変更に あたらない。
平成29年5月12日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措 置の内容	情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」	「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 自動で行われるパックアップ処理を除き、全ての処理において本市職員が立ち会いを行う。 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出して制限する。	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	I -1(2)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I -1(2)	⑥<略> ⑦<略>	⑥ < 略 > ⑦ 進学準備給付金の申請の受理及びその申請 に係る事実についての審査 ⑧ < 略 >	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I −2システム1②	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 <略>	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就 労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保 護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債 権という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 <略> 3 <略>	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	I 別添1	(備考) ①~④ <略> ⑤①~④の情報により保護、就労自立給付金、 費用返遠及び費用徴収を決定し、要保護者等 へ決定等通知を行う。	(備考) ①~② <略> ⑤①~④の情報により保護、就労自立給付金、 進学準備給付金、費用返還及び費用徴収を決 定し、要保護者等へ決定等通知を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	I 別添1	①申請等情報(保護、就労自立給付金) ②~② <略> ⑤保護・就労自立給付金・債権の決定通知書、 督促状等	①申請等情報(保護、就労自立給付金、進学準備給付金) ②~④ <略> ⑤保護・就労自立給付金・進学準備給付金・債権の決定通知書、督促状等	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅱ-2④その妥当性	1~2 <略> 3①~② <略> 3①~③ <略> ⑪ 学校・教育関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有	1~2 <略> 3①~9 <略> 3①~9 <略> (1) 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、進学準備給付金の申請に対する審査を行うために保有	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅱ -3⑧使用方法	6 〈略〉 7 〈略〉	6 <略> 7 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 進学準備給付金の申請の受理及びその申請 に係る事実について、本人からの申請・届出、 関係機関に対する調査、庁内連携及び情報 ネットワークシステムを通じた照会により入手 し、申請に対する審査等を行う。 8 <略>	事前	重要な変更
平成31年4月1日	Ⅱ -3®使用方法-権利利 益に影響を与え得る決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、 停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定) 及び就労自立給付金の支給決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、 停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定) 並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の 支給決定	事前	重要な変更
			(1)~(30)<略>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ — 3リスク3 リスクに対する措置の内容	2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、 事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込 みが出来ないようにすることで、不正な情報の 持ち出しを制限する。	2 外部記憶媒体利用制御システムにより外部 記憶媒体が作動しないようにすることで、不正 な情報の持ち出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成31年4月1日	Ⅲ-5リスク2 リスクに対する措置の内容	< 略> 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが 出来ないようにすることで、不正な情報の持ち 出しを制限する。	<略> 外部記憶媒体へデータコピーを禁じ、外部記憶 媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が 作動しないようにすることで、不正な情報の持ち 出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。別表第一の15頃により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備除行金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正及び記載内容 の正確化によるものであり、 重要な変更にあたらない。
	I基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載なし)	また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等なお、②及び③の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	I基本情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	《左欄にある※について(以下評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6 - 2(2)により、誤字脱字の修修正等の軽微な変更もとは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ、)≫特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第611条及び特定個人情報保護評価指針第612(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク右割里度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	令和3年2月5日付け地情機 第97号通知に基づく修正であ り、重要な変更ではない。
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	システム基盤(団体内統合宛名、市中間サー バ、個人基本)、庁内各業務システム	システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更。
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム7 ①システムの名称	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変 更。
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム7 ②システムの機能	(記載なし)	医療扶助のオンライン資格確認を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。なお、本システムは社会保険診療報酬支払基金が運営している。 1 資格履歴の管理 自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 2 機関別符号の取得等 オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナボータル」)の自己情報開示システム(でマイナボータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱予事務において使用するシステムフ 3他のシステムとの接続	(記載なし)	[O]その他(生活保護電算事務システム、統合専用端末)	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシンステム8 ①システムの名称	(記載なし)	統合専用端末	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシンステム8 ②システムの機能	(記載なし)	医療保険者等および福祉事務所(以下、医療保険者等)は、医療保険者等向け中間サーバー等(以下、中間サーバー)の業務運用・管理の実施にあたり、当該業務運用・管理のみで利用する統合専用端末を設置する必要がある。 ①情報照会・情報提供業務と管理業務他の情報保有機関、医療保険者等が保有する他の情報保有機関あるいは医療保険者との間で行った。特定個人情報と関する情報照会・間で行った。特定個人情報保護委員会からの請求に基づき情報服会・情報提供に係る記録の管理を行う。加入者及び個人情報保護委員会からの請求に基づき情報服会・情報提供に係る記録の開示を行う。情報服会・情報提供に係る記録に対し、不開示の設定および適誤情報の登録を行う。③副本登録する。付書提供に係る記録に対し、不開示の設定および適誤情報の登録を行う。「情報服会データベースに蓄積された副本の検索が関係等で行う。」「情報に会データベースに蓄積された副本の検索を行う。「情報に会データベースに蓄積された副本の検索を行う。」「情報名コード単位又は加入者単位で自動応答不可ラグを設定及び解除する。」「情報名コード単位とで特定個人情報名コード単位とで開示/不開示の制御を行うた。特に個人情報名コード単位を行った提供先機関を検索する。「情報に会要求に対して開示/不開示の制御を行うた。特定個人情報名コード単位を無限ないます。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事外において使用するシステム システム システム8 ②システムの機能	(記載なし)	(④セキュリティ管理情報照会ネットワークシステムから配信される情報提供NWS配信マスター情報を中間サーバーから取得する。 (⑤職員認証・権限管理業務中間サーバーである。 (⑥ンステム管理業務を取得する。 (⑥ンステム管理業務他機能で実行されたバッチ処理の実行状況や実行結果の確認を行う。 (⑦加入者情報管理業務中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求估額を行う。 (⑧本人確認業務中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。 (⑨自己情報提供等記録開示システムへ提供した自己情報に関して国民等の利用者から問い合わせを受けたとき、当該自己情報の提供状況や提供内容を確認する。 (※対応・専用端末は、情報授受のみで利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム 3.他のシステムとの接続	(記載なし)	[〇] 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
	I基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用 条例(平成27年10月6日条例第42号。以下 「利用条例」という。)	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用 条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42 号。以下「利用条例」という。)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	I基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第4項(特定個人情報)に「生活保護 関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、 26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、 87、90、94、104、106、108、116、120の項)	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の 項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護 関係情報」が含まれる項(9,10,14,16,18, 20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50, 53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106, 108,113,116,120の項)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	I基本情報 6. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報照会の根拠] ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の うち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護 の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの」が含まれる 項(26の項)	[別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第1欄(情報照会者が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	I基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保護自立支援課長	保護課長	事後	機構改革に伴う記載の変更
	(別添1)事務の内容 図	(追記)	・連携先として、「医療保険者等向け中間サーバー等」、「統合専用端末」を追記。 ・一⑥個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を追記	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
	(別添1)事務の内容 備考	(追記)	⑥医療保険者等向け中間サーバー等の委託区 画へ、被保護者の個人番号、受給者番号、資 格情報、医療券情報及び調剤券情報を登録す る。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
	<ul><li>Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要</li><li>2. 基本情報</li><li>⑥事務担当部署</li></ul>	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
	■特定個人情報保護ファイルの概要 3、特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[ ]その他	[○]その他(社会保険診療報酬支払基金)	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
	<ul><li>■特定個人情報保護ファイルの概要</li><li>3. 特定個人情報の入手・使用</li><li>②入手方法</li></ul>	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [〇]フラッシュメモリ	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	田特定個人情報保護ファイル の概要 3.特定個人情報の入手・使 用 ⑤本人への明示	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の 26項の規定による。 庁内連携による入手は、条例において明示され ている。	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の 26項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明 示されている。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	■特定個人情報保護ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑧使用方法	1~8(略)	1~8(略) 9 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療扶助のオンライン資格確認実施のため、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報について、 医療保険者等向け中間サーバー等と連携する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使 用 ⑥使用方法 情報の突合	・個人番号カード又は通知カードにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・内部識別番号と個人番号を紐付けて使用する。	・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 4、特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託の有無	2件	4件	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う重要 な変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 生活保護電算事務システム運用保守業務委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [〇]紙	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
	□特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 要扱いの委託 事項3 医療保険者等向 け中間サーバー等における資 格履歴の管理 ①委託内容	(記載なし)	札幌市から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向 け中間サーバー等における資 格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未满	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う重要 な変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用するために、被保護者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[〇]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う重要 な変更
	I 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向 け中間サーバー等における資 格履歴の管理 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を 判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保 守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	■特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ①委託内容	(記載なし)	オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と細づけるため、情報提供キットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向 け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 要託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関の持号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向 け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う重要 な変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向 け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで管理している 被保護者の資格情報と紐づけるために、機関 別符号を取得する。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向 け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向 け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	(記載なし)	[〇]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 (⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向 け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う重要 な変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向 け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を 判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要個人情報保護ファイルの概要個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等再委託	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保 守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(24件) [○]移転を行っている(41件)	[〇]提供を行っている(31件) [〇]移転を行っている(44件)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑥提供方法	[○]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第10項)	番号法第19条第8号 別表第二(第10項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	I 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ⑥提供方法	[○]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第14項)	番号法第19条第8号 別表第二(第14項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16項)	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第24項)	番号法第19条第8号 別表第二(第24項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ⑤提供先6 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第28項)	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 提供先9 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 提供先10	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業 主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主 体である都道府県知事又は市町村長	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項)	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第50項)	番号法第19条第8号 別表第二(第50項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行 者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第54項)	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第61項)	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 5. 特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第62項)	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先14 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第64項)	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先15 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第70項)	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先16 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第87項)	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第90項)	番号法第19条第8号 別表第二(第90項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第94項)	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第104項)	番号法第19条第8号 別表第二(第104項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ⑥提供方法	[○]紙	[ ]#K	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第106項)	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	事後	「重要な変更」にあたらない変 更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ⑥提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第108項)	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第116項)	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑥提供方法	[O]紙	[ ] <del>M</del>	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ⑥提供方法	[○]紙	[ ] <del>M</del> .	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先25	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(季託に伴うものを除く) 提供先25 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ②提供先における用途	(記載なし)	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 (4)提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未满	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑥提供方法	(記載なし)	[〇]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ②提供先における用途	(記載なし)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先26 (4)提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未满	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	I 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑥提供方法	(記載なし)	[〇]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先27	(記載なし)	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ②提供先における用途	(記載なし)	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の 支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転で委託に伴うものを除く) 提供先27 ④提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未满	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑥提供方法	(記載なし)	[O]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28	(記載なし)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ②提供先における用途	(記載なし)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり。重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ④提供生る情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑤提供生る情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑥提供方法	(記載なし)	[〇]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先29	(記載なし)	市町村長又は国民健康保険組合	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ②提供先における用途	(記載なし)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先29 (4)提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未满	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

<ul><li>Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要</li><li>5.特定個人情報の提供・移</li></ul>				
転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑥提供方法	(記載なし)	[〇]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転で委託に伴うものを除く) 提供先30 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ②提供先における用途	(記載なし)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ④提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによ るものであり、重要な変更に 当たらない。
Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによ るものであり、重要な変更に 当たらない。
	の概等 5. 特定 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	の概要  「特定個人情報保護ファイルの概要  「特定個人情報保護ファイルの概要  「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「持定個人情報保護ファイルの概要 「会話に伴うものを除く)提供先30 「法令上の根拠  「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報保護ファイルの概要 「特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先30 「法院会正に伴うものを除く)提供先30 「法院会正に伴うものを除く)提供表30 「法院会正に伴うものを除く)提供表30 「法院会正に伴うものを除く)提供表30 「法院会正に伴うものを除く)提供表30 「法院会正に伴うものを除く)提供表30 「法院会正に伴うものを除く)提供表30 「法院会正に伴うものを除く)経典で表する情報の対象となる本人の数	の概要 (記載ない) (記述ない) (記述	の概要 (2 特別の対象) (記載なし) (記述なし)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑥提供方法	(記載なし)	[O]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先31	(記載なし)	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ②提供先における用途	(記載なし)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に よる就学支援金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転委託に伴うものを除く) 提供先31 (4)提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未满	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転で委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑥提供方法	(記載なし)	[〇]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによ るものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第1項)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先21	保健福祉局総務部保護自立支援課各区保健福祉部保護課	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先21 ①法令上の根拠	利用条例第4条第3項(第2項)	利用条例第4条第3項(第3項)	事後	項数の修正
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先29 ①法令上の根拠	利用条例第4条第3項(第15項)	利用条例第4条第3項(第19項)	事後	項数の修正
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先42	(記載なし)	保健福祉局高齡保健福祉部介護保険課各区保健福祉部保健福祉課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11の2項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ②提供先における用途	(記載なし)	介護保険法による保健福祉事業としての在宅 の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業 の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 5.特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ④提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未满	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 转を近に伴うものを除く) 移転先42 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑥提供方法	(記載なし)	【〇】紙 【〇】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43	(記載なし)	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ 特定個人情報保護ファイル の概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第24の2項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ②提供先における用途	(記載なし)	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成 事業の実施に関する事務であって規則で定め るもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ④提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未满	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑥提供方法	(記載なし)	【〇]紙 【〇]その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先44	(記載なし)	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第28の4項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	□特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ②提供先における用途	(記載なし)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5、特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ③提供する情報	(記載なし)	外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転、委託に伴うものを除く) 移転先44 ④提供する情報の対象となる 本人の数	(記載なし)	1万人未満	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転を発託に伴うものを除く) 移転先44 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移 転、委託に伴うものを除く) 移転先44 ⑥提供方法	(記載なし)	【○】紙 【○】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転、(委託に伴うものを除く) 移転先44 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更に 当たらない。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 6.特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	<中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > 1 中間サーバー・ブラットフォームはデータセン ターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 (略)	<中間サーバー・ブラットフォームにおける措置  1 中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。また、警備員などにより頻写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 (略)	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
	II 特定個人情報保護ファイル の概要 6. 特定個人情報の保管・消 去 ③消去方法	〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 〉 1 特定個人情報の消去は地方公共団体から の操作によって実施されるため、通常、中間 サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う 事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う 事業者において、保存された情報が読み出しで きないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利 用して完全に消去する。	〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 〉 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載内容を正確化したもので あり、重要な変更に当たらな い。
	Ⅱ特定個人情報保護ファイル の概要 (別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	(1)~(31)(略)	(1)~(31)(略) (32)医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。)	1 住民からの申請等情報については、法令等		事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
		1 職員マスタの登録・変更・削除は、保護自立 支援課長が指定する職員に限定している。 2~3(略)	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保護課長 が指定する職員に限定している。 2~3(略)	事後	機構改革に伴う記載の変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 第3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	端末のディスプレイを来所者から見えない位置 に置く。	端末のディスプレイを来所者から見えない位置 に置き、覗き見防止フィルターを取り付ける。	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限具体的な制限方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ①社会保険診療報酬支払基金の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している ②運用管理要領等によりアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、社会保険診療報酬支払基金と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う 4パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する	事前	医療扶助のオンライン資格確 認に係る事務開始に伴う重要 な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱しいの表記 付款個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 操作ログを中間サーバーで記録している。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報の提供ルール委組人情報の提供ルールの内容及びルール適守の確認方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可な〈持ち出すことを 禁止している。必要があると判断される場合に は、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を 実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可な〈持ち出すことを 禁止している。必要があると判断される場合に は、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を 実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 第 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	定めていない	定めている	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
	四特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4・特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバ室及び事務室からの情報の持ち出しは 禁止している。委託先が特定個人情報を消去 する場合は、本市の指示に基づき実施する。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報 等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう 定めており、この特記事項の中で、札幌市の指 定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認 を行うことを想定している。また、遵守内容につ いて定期的に報告させている。	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いの委託 技に関する規定	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に 明記している。 ・秘密の保持 ・複写、複製の禁止 ・目的外使用の禁止 ・資料等の返還 ・事故の場合の措置	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取 抜いプロセスにおけるリスク対 策 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守 事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。 また、セキュリティ教育、訓練も実施させてい る。これらについて、定期的に報告させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。
	田特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・委託先に対し、契約書における遵守事項を再 委託先に周知徹底し遵守させている。また、必 要があると判断される場合には、再委託先に報 告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する 措置	_	社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5、特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスクリスクに対する措置の内容	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や利用条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転、委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除念。)リスク2: 不適切な方法で提供,移転が行われるリスクリスクに対する措置の内容	実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護自立支援課長の承認を受けている。	実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護課長の承認を受けている。	事後	機構改革に伴う記載の変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクリスクリスクに対する措置の内容		1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置 ①~③(略) ④ 紙媒体による提供・移転においては、提供 する情報に誤りが無いか、必ず確認を行い、各 医保護課長、保護課長による承認を受ける。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへ の措置 ①(略) ② 紙媒体による提供・移転においては、担当 者は相手先について誤りが無いか、必ず確認 を行い、各区保護課長、保護課長による承認を 受ける。	事後	機構改革に伴う記載の変更
	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	ヘ中間サーハー・ソフトノェアにおける指値≥ 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員 会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する 情報提供ネットワークシステムを使用した特定	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置 管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	法令改正による変更
	田特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	・保護自立支援課により区保護課への事務監査を実施し、正確な情報管理の確保を行う。	・保護課により区保護課への事務監査を実施 し、正確な情報管理の確保を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更
	皿特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク スク 消法手順 手順の内容	2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。 3 幅要及び由告書等の廃棄時には、内容が割	2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判 読できないよう、焼却又は裁断することとする。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	_	社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<札幌市における措置> ・札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。	監査の際に、各職場において、本評価書に記	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更に当たらない。
	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・保護自立支援課により区保護課への事務監査を実施し、各区保護課において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか確認を行う。	・保護課により区保護課への事務監査を実施 し、各区保護課において、本評価書に記載され た事項が遵守されているかどうか確認を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更
	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	く札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	く札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務 監査で、本評価書に記載された事項等が遵守 されているかどうかの確認を実施する。内容は 以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務につい て実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 現地監査を定期的に実施する。 4 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制 度総括部門に報告する。	事後	事件事故の発生リスクを明ら かに軽減させる変更のため、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	中間サーハー・ノブットノオームの運用に携わる 競員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を 実施することとしている。 中間サーバー・ブラットフォームの業務に就く場 今は、酒田月即単ニーの1ヶ平版をを行るニレリ	IDA (桂起加理性准維持) が担併する具架の様	事後	記載内容を正確化したもので あり、重要な変更に当たらな い。
	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先		郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総 務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更

生活保護関係事務に関する特定個人情報保護評価書について寄せられたご意見の概要と 札幌市の考え方

1 意見の募集期間

令和5年(2023年)9月7日(木)から令和5年(2023年)10月6日(金)

- 2 公表場所
  - (1) 市役所等での配布
    - ア 保健福祉局総務部保護課(本庁舎3階)
    - イ 市政刊行物コーナー(本庁舎2階)
    - ウ 各区役所総務企画課(広聴係)
    - エ 各まちづくりセンター
  - (2) 札幌市公式ホームページによる公開
- 3 意見の受付方法
  - (1) 郵送
  - (2) 持参
  - (3) FAX
  - (4) 電子メール
- 4 意見数等
  - (1) 提出者数
    - 2名
  - (2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	0 人	1人	0 人	1人	2 人

- (3) 意見総数
  - 20 件
- 5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方 別添のとおり

# ※同趣旨のご意見は一つにまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	進学準備給付金について、性別、障がい	進学準備給付金は、生活保護世帯の子
	の有無、年齢を問わず学びたいものであ	どもの大学等への進学の支援を図る
	るので、進学率の向上を見据えた給付金	ことを目的として、大学等に進学した
	制度の議論が必要なのではないか。	場合に一時金を支給する国の制度で
		す。
2	「個人のプライバシー等の権利利益に	具体的には誤字脱字の修正等の形式
	影響を与え得る特定個人情報の漏えい	的な変更が該当します。
	その他の事態を発生させるリスクを相	
	当程度変動させるものではないと考え	
	られる変更」とはどういうことをいうの	
	か説明していただきたい。	
3	近年、生活困窮者が増加しつつある状況	生活保護電算事務システムでは、現に
	だが、対象人数が 10 万人以上 30 万人	保護を受けている方だけでなく、過去
	未満というのはどのように算出された	に受けていた方の情報も保有してい
	数字かわからない。	ることから、10万人を超える人数とな
		っています。
4	マイナンバーカードのひもづけの問題	マイナポータルの自己情報開示シス
	が発覚して久しいが、「マイナポータル」	テムは、対象者本人が、行政機関等が
	の自己情報開示システムが必要なのか	保有する自己情報(所得、世帯など)
	どうか、またオンライン資格確認システ	を確認できるサービスとなります。
	ムを導入された場合、個人情報の流出が	また、医療扶助オンライン資格確認に
	あるのではないか。	おいては、閉域網でデータ連携するな
		ど、個人情報の流出がない仕組みを導
		入しています。
5	他のシステムとの接続においてマイナ	他のシステムとの接続において、特定
	ンバー関連データ項目との接続が不明	個人情報のやり取りを実施していま
	です。	す。
6	要保護者の同席者や連絡者が生活保護	生活保護電算事務システムには、「(別
	電算事務システムにデータ登録されて	添 2 ) 特定個人情報ファイル記録項
	いません。ここがノーチェックならば、	目」の範囲で記録されるものであり、
	情報漏えいの入り口になると考えます。	面接相談時の同席者等の情報も対象
	ここでキチンとチェックして、怪しい個	になります。
	人、団体への抑止力とするべきです。	
7	医療券、調剤券情報についてまで中間サ	医療扶助のオンライン資格確認にお
	一バー等と連携をするのは行きすぎで	いては、マイナンバーカードによる資
	はないか。	格確認を行うことで、医療券・調剤券
		情報が連携されるため、紙の医療券・
		調剤券が不要となります。紙の医療
		券・調剤券の発行の必要性を判定する
		ためには、中間サーバー等との連携が

		必要となります。
8	18 才までしか児童福祉施設に入れな	必安となりより。    いただきましたご意見については、今
0	い。また札幌市のこもれび園は、休止に	後の市政運営の参考にさせていただ
	より現在通所できなくなっている。子ど	きます。
	もの減少はあっても家庭で親に育てて	C & 9 o
	もらえない、また施設で教育していただ	
	かないといけないという家庭もあるだ	
	ろう。施設を出た後の教育及び社会のありたが問題でなる。 知力の主が問題でなる。 知力の主が問題でなる。 知力の主が問題でなる。	
	り方が問題であろう。親の介護ももちろ	
	んある。そのケアの仕方についての政策	
	がすぐに必要である。	いただもよしたで辛日については、人
9	精神障がい者が病院、施設、デイケアで	いただきましたご意見については、今
	生涯過ごすことなく作業所、一般就労で	後の市政運営の参考にさせていただ
	働く参加を促進し生きる社会が整って	きます。
	共生の歩みを健常者と同様の権利を与	
	えて働くことのできる政策の転換を求	
10	める。	いただもよしたご辛目については、人
10	おむつ1か月6500円での支給は本当に	いただきましたご意見については、今
	少ないし使い切ってしまう。改善してい	後の市政運営の参考にさせていただ
	ただきたい。また移動介護が必要なの で、ガソリン代や車(ケア・カーなど)、	きます。
	運転手についても不足している。寝具洗	
	をくにつけても時代と合わずもっとサ	
	ービスを増やしていただきたい。老人ケ	
	アというと病院やホームにとらわれが	
	ちだが在宅医療への介護を中心として	
	車イス、つえの支給を国から支給してい	
	ただきたい。	
11	介護の保険料はますます増加する一方	いただきましたご意見については、今
	で介護される側も介護する側もとても	後の市政運営の参考にさせていただ
	疲れがあることで他の人に頼らなけれ	きます。
	ばならない時代となっている。どの介護	
	に介護される方が必要なのかその介護	
	する人の介護方針に合わせたものに使	
	うべきだ。	
12	高等学校等就労支援金の支給について	高等学校等就学支援金は、保護者等の
	身体、知的、特別支援学校の支給の提供	所得を審査し、認定となった場合は授
	が文部科学大臣、都道府県、教育委員会	業料相当の金額が支給される国の制
	であるのに障がい者だけが提供しなけ	度です。
	ればならないのは差別である。なぜ、健	
	常者は提供しなくていいのか納得はい	
	かない。	
13	データ消去のルールについて、確認した	文書管理の規定に基づき、保管年数を
	٧٠°	経過している場合は削除する取扱い
		となります。

14	ここの(1)面接情報が9ページの(別	生活保護電算事務システムには、(1)
	添1)事務の内容での「生活保護電算シ	面接情報も含めて、「(別添2)特定個
	ステム」へ登録されるのか不明です。こ	人情報ファイル記録項目」の範囲で記
	の内容が登録されるのであれば、上記の	録されます。
	理由から該当する項目(同席者、連絡者)	
	は問題のない人物または団体であるか	
	の検証は勿論ですが、しかるべき関連法	
	規で縛るべきです。	
15	札幌市に貧困ビジネス規制条例はあり	いただきましたご意見については、今
	ますか。無いのならこの機会に整備する	後の市政運営にさせていただきます。
	べきでしょう。併せて、無低の設備及び	なお、札幌市では、いわゆる貧困ビジ
	運営の基準ともリンクして当該施設に	ネスへの対応として、国が定めた無料
	要保護者がいないか参照できる仕組み	低額宿泊所の設備及び運営に関する
	安休暖日がくなくが多点できる丘風の	基準に準拠し、札幌市無料低額宿泊所
		安学に早拠し、
1.0	(4)個1間が廃止燃料却とついて、東	を制定し、運用しております。
16	(4)個人開始廃止等情報について、廃	本項目は、生活保護の開始、停止、廃
	止の必要性があるのか納得がいかない	止に関する情報を記録する項目とな
		ります。
17	(8)決定履歴個人情報 (生活扶助)	記録目的が異なる情報のため、同等に
	316 精神病棟Fについて 56 ページの	扱うことはできません。
	(医療券) 638 長期入院券発行Fと同等	
	に扱えないのか。	
18	(32)医療保険者等向け中間サーバー	医療扶助のオンライン資格確認にお
	等のうち、「紙の医療券・調剤券不要判	いては、マイナンバーカードによる資
	定フラグ」は必要ないと思う。	格確認を行うことで、医療券・調剤券
		情報が連携されるため、紙の医療券・
		調剤券が不要となります。このフラグ
		は、紙の医療券・調剤券の発行の必要
		性を判定するために必要となります。
19	職員によるミスや不正は、避けることが	職員に対しては、必要な知識取得のた
13	極負によるミハヤイ正は、歴けることが   できないと思う。	概負に対しては、必要な知識取得のに   め、個人情報保護、セキュリティ対策
	くつないこ心ノ。	
		に関する研修を定期的に実施してい
		ます。また、職員ごとにその職員が必
		要とする最低限の処理しか行えない
		よう、操作権限を設定するとともに、
		帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出
		する機能を備え、不正操作の未然防止
		を図っています。
20	生活保護者は全国的に増加が続いてお	いただきましたご意見については、今
	り、コロナの影響と物の値段が上昇して	後の市政運営の参考にさせていただ
	いることからも、ますます生活保護を受	きます。引き続き、生活保護を受給さ
	けたいと考える市民が増えることでし	れる方々に寄り添った支援に努めて
	よう。	まいります。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	i

そのような中、札幌市が全国に先がけて、市民と市が一体となった町づくりをするべきではないでしょうか。そして、生活保護者にとって必要なものとは何かを議論すべきでしょう。現状、福祉を考えるといってもそうはなっていないのは事実です。孤独、孤立させない、自殺、不登校、いじめなど多くの問題を抱えています。どうか札幌市も生活保護者との対話に力を入れて下さい。

## 諮 問 書

札税制第892号

令和5年(2023年)11月8日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 米田 雅宏 様

札幌市長 秋元 克広

下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 16 年条例第 36 号)第2条第1項第2号の規定に基づき諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について



#### 第1 諮問について

#### 1 諮問事項等

(1) 諮問事項

地方税の賦課徴収に関する事務(以下「地方税の賦課徴収事務」という。)における特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の第三者点検(以下「第三者点検」という。)について

#### (2) 諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)では、個人番号(マイナンバー)が記録された個人情報ファイル(※)を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を作成して公表しなければならない。

特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則 第 1 号)では、地方公共団体等は、直近の評価書を公表してから 5 年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとされていることから、評価書の第三者点検をお願いしたい(地方税の賦課徴収事務に係る評価書は、平成 30 年 11 月 28 日に本審議会で審議をいただき、同年 12 月 17 日に公表した。)。

※ 個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子 計算機を用いて検索することができるように体系的に構 成したものなどのこと。

#### (3) 特記事項

- ア 平成 30 年 11 月の前回審議会からの個人番号に係る事務処理等の変更点 なし
- イ 特定個人情報に関する重大事故発生の有無 なし
- ウ 情報提供ネットワーク(個人番号を利用し、他自治体等と情報の受渡しを行 うための国が管理しているシステム)との接続の有無 あり

#### 2 特定個人情報取扱事務の概要

- (1) 特定個人情報取扱事務の名称 地方税の賦課徴収事務
- (2) 特定個人情報取扱事務の内容

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及びこれに基づく札幌市税条例(昭和 25 年条例第 44 号)により、以下の業務を行う。

ア 納税者からの申告や国税庁などから提供された課税資料などに基づいて地 方税の賦課決定を行い、納税義務者に対して決定内容に係る通知書を送付する。

- イ 納税者からの納税の収納管理、滞納者に対する滞納整理を行う。
- ウ 納税者等からの申請に基づき、所得や課税などの証明書を交付する。
- エ 庁内外の機関との間で課税情報や他業務情報の連携を行う。
- (3) 特定個人情報取扱事務で使用しているシステムの全体像

個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の賦課徴収事務において、 次のシステムを使用して特定個人情報ファイルを取り扱っている。

- ア 各税目の賦課決定、収納管理、滞納整理及び証明書発行を担う各システムの 総称である「税システム」
- イ 「税システム」を含む札幌市の基幹系システムにおいて共通に利用される機 能・情報を提供するシステムである「システム基盤」
- ウ 認定委託先事業者が管理する国税連携システム及び審査システム (eLTAX)
- エ 内閣総理大臣が管理する中間サーバー・プラットフォーム
- オ 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシス テム

なお、上記エの中間サーバー・プラットフォーム及び上記オの住民基本台帳ネットワークシステムにおいて特定個人情報を取り扱うことについては、個人情報 保護委員会により第三者点検を実施済みである。

(4) 特定個人情報取扱事務の流れ

別紙1のとおり

#### 第2 第三者点検について

- 1 特定個人情報ファイルについて
  - (1) 特定個人情報ファイルの名称 税情報ファイル
  - (2) 特定個人情報ファイルの概要

地方税の賦課徴収事務を行う基となる項目を記録したシステム用ファイルである。地方税の賦課徴収事務において、税システムで個人番号を管理することから、特定個人情報ファイルに該当し、特定個人情報保護評価の実施対象となる。

- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いについて 評価書のとおり (別紙2)
- (4) 住民からの意見聴取の結果について
  - 実施期間 令和5年6月12日から令和5年7月11日まで
  - ・ 実施結果 別紙3のとおり

#### 2 特定個人情報の保管方法及び保護措置等(変更なし)

(1) 札幌市での特定個人情報の保管方法

特定個人情報は、札幌市菊水分庁舎のオペレーション室に設置するサーバー機の磁気ディスクで記録・保管する。サーバー機内部のデータは、暗号化して

いる。また、バックアップ用のデータは、暗号化したうえで磁気テープに記録し、サーバー機が設置されているオペレーション室に保管する。

各市税事務所内等に設置するクライアント機には、特定個人情報は保有されない。

#### (2) 特定個人情報の保護措置等

札幌市情報セキュリティポリシーを遵守し、特定個人情報の適正管理を徹底する。

#### ア サーバー機

サーバー機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のICカードと電子錠により入退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。サーバー機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は電子錠で管理された鍵保管庫の中に保管される。

また、サーバー機は、専用パスワードによる操作者認証の機能のほか、操作履歴の保存や複数回パスワード入力誤りが生じた権限についてアカウントロックする機能を持つ。

データ消去は、保管年数を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから消去する。また、磁気ディスク等を廃棄する際には、データを消去した上で物理的に破壊し、復元不可能とする。

#### イ クライアント機

税システム、国税連携システム・審査システム(eLTAX)及び市中間サーバにおいては、各職員個人に付与した認証機器(トークン)及びパスワードの組み合わせ又は IC カード及びパスワードの組み合わせを用いて、市税事務所等に設置するクライアント機の利用者認証を行う。職員ごとに、最低限必要とされる処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定する。また、帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る(アクセスログの保存期間は、税システムは7年、国税連携システム及び審査システム(eLTAX)は7年以上、市中間サーバは8年)。

住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、職員個人の生体情報(静脈)及び ID を用いることにより、市税事務所等に設置するクライアント機の利用者認証を行う。職員ごとに、最低限必要とされる処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定する。また、アクセスログを記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る(アクセスログの保存期間7年)。

#### ウ セキュリティ対策実施手順の作成

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課(税政部及び市税 事務所の各課)における担当者等が遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、 セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行う ともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

#### エ ネットワーク

札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバー機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されており、サーバー機とクライアント機はいずれもインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部による管理・監視が行われている。

認定委託先事業者とのネットワークには行政専用の閉域ネットワークである専用回線(LGWAN)を使用し、データを暗号化して通信を行っているほか、札幌市との境界にはファイアウォールを設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

### オ 委託業者における保護措置

委託業者には、個人情報取扱事務委託等の基準(令和5年1月6日総務局 長決裁)において定める「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」の遵 守を契約書で規定し、特定個人情報の適正な取扱いを確保する。

(ア) eLTAX (地方税ポータルシステム) とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務

地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)とのデータ連携サービスの提供並びに国税連携システム及び審査システム(eLTAX)の運用支援について、eLTAX を開発する地方税共同機構によって認定された事業者(認定委託先事業者(※))に業務を委託する。

認定委託先事業者は、国税連携システム及び審査システム(eLTAX)で取り扱う特定個人情報の取扱いに当たって、上記の特記事項を遵守するとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)(以下「技術基準」という。)に定められたセキュリティ対策を実施する。

※ eLTAX を保守運用する地方税共同機構によって、eLTAX の利用サービスを地方自治体に提供する者として認定を受けた事業者のこと。認定を受けた事業者は複数あるが、札幌市はそのうちの1事業者と契約を締結している。

#### a サーバー機

特定個人情報は、技術基準を満たすデータセンター内の電子計算機室に設置するサーバー機の磁気ディスクで記録・保管する。サーバー機内部のデータは、暗号化している。また、バックアップ用のデータは、暗号化したうえで磁気ディスクに記録し、サーバー機が設置されているデータセンター内に設置した施錠可能なデータ保管庫に保管する。

サーバー機を設置する電子計算機室には、入退室管理システムと電子 錠が備わり、入退室は、専用の IC カードにより制限し入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録される。

また、サーバー機には、アクセス権限の設定が施されており、許可された者でなければ操作を行うことはできない。サーバー機からのデータの持ち出しは禁止している。

#### b ネットワーク

eLTAX は、全て行政専用の閉域ネットワークである専用回線(LGWAN)を介して接続し、データを暗号化して通信を行うことにより安全性が確保されている。

(イ) システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用保守業務委託

システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用・保守作業について、 業務を委託する。運用保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データ の持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事 者に配布している IC カードにより制限され、入退室管理システムと監視 カメラにより常に監視・記録されている。記憶媒体へのデータ書き出しは、 事前申請及び承認がないと行えない設定である。また、アクセスログを記 録することにより不正な操作等を抑止している。

#### (ウ) 帳票データ印刷及び事後処理業務

税システム及び国税連携システム(eLTAX)から出力される帳票データを 印刷し、事後処理(裁断、封入・封緘等)を行う業務を委託する。

委託業者は、札幌市から暗号化された帳票データを格納した記憶媒体 (DVD) を菊水分庁舎にて受け取り、委託業者施設内の作業場所まで鍵付きケースを用いて運搬する。業務は施錠装置、警報装置及び監視装置を設置している区域で行い、入退室の記録を保管する。印刷等作業終了後、記憶媒体 (DVD) は速やかに廃棄し、札幌市へ廃棄証明を提出する。

#### (エ) 給与支払報告書及び年金支払報告書のスキャニング作業

紙で提出された給与支払報告書及び年金支払報告書をイメージ化して 電子データとして保管するため、スキャニング作業の業務を委託する。

委託業者は、事前に従事者名簿により届け出た作業員を市税事務所に派遣し、市税事務所内の作業場所において札幌市が貸与した機器を用いてスキャニング作業を行う。作業は市税事務所内でのみ行なわれ、スキャニングにより作成されるデータは札幌市内部の専用回線により、委託業者からはアクセスできない所定の場所に保存されるため、委託業者とのデータのやり取り及びデータ持ち出しは行われない。

### (オ) データ入力業務

給与支払報告書の画像データを用いて、その内容を税システムで取り込めるようデータ化する業務を委託する。

委託業者は、札幌市から暗号化された画像データを格納した記憶媒体 (HDD)を菊水分庁舎にて受け取り、委託業者施設内の作業場所まで鍵付きケースを用いて運搬する。業務は入退室管理システム、警報装置及び監視装置を設置している区域で行い、入退室の記録を保管する。データ入力に使用する電子計算機はほかのネットワークから独立したネットワークとし、アクセス権限は限られた入力作業者にのみ設定する。記録媒体は事前承認された場合のみ、データの入出力が可能となるよう制御しており、必要な権限を付与された管理者が、作成したデータを札幌市から貸与した記憶媒体 (DVD) に暗号化して保存する。作業完了後、貸与した記憶媒体 (HDD)及びデータを保存した記憶媒体 (DVD) は鍵付きケースに入れて、菊水分庁舎に納品する。契約満了時にはバックアップデータを消去し、札幌市へ消去証明書を提出する。データの利用状況はアクセスログ等により記録し、契約終了後も1年以上保管する。

(カ) 住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託(※)

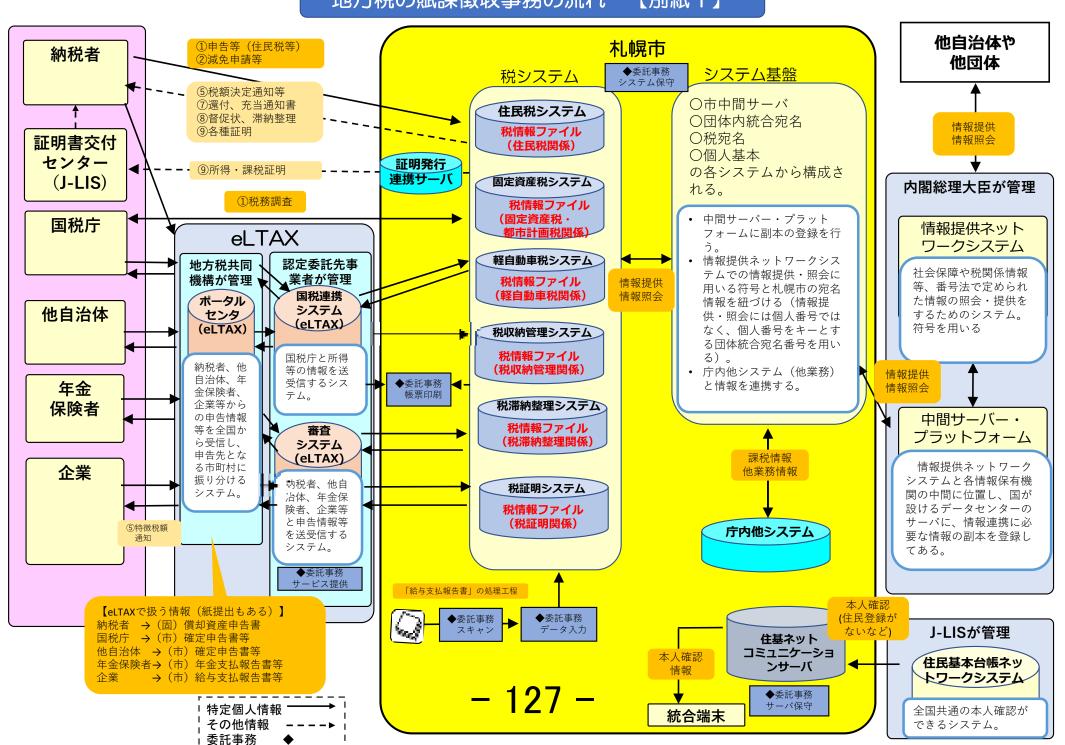
住基ネットコミュニケーションサーバの運用・保守作業を実施する。運用保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布している IC カードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。また、アクセスログを記録することにより不正な操作等を抑止している。

※ 住民基本台帳ネットワークシステム及び住基ネットコミュニケーションサーバについては、本審議会において「住民基本台帳に関する事務における評価書」の中で第三者点検を実施済みである。

#### 第3 添付資料

- 1 別紙1 地方税の賦課徴収事務の流れ
- 2 別紙2 評価書
- 3 別紙3 寄せられたご意見と本市の考え方

## 地方税の賦課徴収事務の流れ 【別紙1】



## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	地方税の賦課徴収に関する事務	全項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

### 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報

 (別添1)事務の内容
 □ 特定個人情報ファイルの概要
 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目
 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
 Ⅳ その他のリスク対策
 V 開示請求、問合せ
 VI 評価実施手続
 (別添3)変更箇所

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務
②事務の内容 ※	和内税の販課、保収に関する手物  札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)により、地方税の施課、役収事務を行っている。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の10項により個人番号を利用することができるのは、地方税法での他の地方税に関する法律及でしれらの法律に基づく条例によめた我の限策検収または地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省金や定めるものとなっており、番号法の更正考にくは決定、終税の台知、發促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定めら命のでは、地方税の課機機型の更正若にくは決定、税額の更正さいは決定、特定個人情報のアイルを以下の事務で取り扱う。  1 個人住民税地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ()当初課税律機として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 (2課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 (3販課決定、賦課更正上内の第について納税義務者に対して通知書を送付する。 (4)兼是正證室、未申告調査を行う。 (5証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。 (2 豊忠所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税分(必要意所からの通知、実地調査、納税義務者を対して通知書を送付する。 (3)別別の課題調査、未申告調査を行う。 (6)証明書の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名斎帳を交付する。 (3)別別確認調査、未申告調査を行う。 (6)経財事事等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名斎帳を交付する。 (4)取別確認調査、未申告調査を行う。 (6)経財事事等の交付申請に基づき課税を対策を用納税証明書を交付する。 (4)取別確認調査、未申告調査を行う。 (3)税の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 (3)税の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 (3)税の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 (3)税の法律に基づき納税証明書を交付する。 (4)取別を理解を理解を理解を定し、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 (3)税の法律に基づけ申請に基づき納税証明書を交付する。 (4)取別を理解を理解を定しての事務を行う。 (3)税が登上を行う。(3)税が登上を方ので申請に基づき納税証明書を交付する。 (4)取別を理解を理解を理解を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理を可能を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解を定して、対策を理解をでして、対策を理解をでして、対策を理解をでして、対策を理解をでして、対策を理解をでして、対策を理解をでして、対策を理解をでして、対策を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を
③対象人数	<選択肢> [ 30万人以上 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	税収納管理システム				
②システムの機能	地方税法等により課税された地方税の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 課税系統システムからの賦課情報連携 2 滞納整理システムからの滞納処分、処分停止情報連携 3 宛名システムから各課税系統の送付先情報を連携 4 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携				
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム				
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [ ] 税務システム				
	[〇]その他 (金融機関・財務連携代行システム)				
システム2~5					
システム2					
①システムの名称	税証明システム				
②システムの機能	地方税法等に基づき税証明書の交付を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税証明書の交付 2 課税証明書の交付 3 所得(市・道民税)証明の交付 4 評価・公課証明書等の交付				
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム				
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [ ] 税務システム				
	[ <b>〇</b> ] その他 (証明書コンビニ交付システム)				
システム3					
①システムの名称	住民税システム				
②システムの機能	地方税法等による地方税のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税者番号の付番・確認 2 税額計算及び賦課情報の管理 3 申告書、法定調書等の情報の管理 4 納税者に関する基本情報や関係者情報の管理 5 納税通知書、税額決定通知書等の帳票発行				
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム				
②#* <b>0</b>	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム				
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等 [ ] 税務システム				
	[O]その他 (審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間)				

システム4		
①システムの名称	固定資産税システム	
②システムの機能	地方税法等による地方税のうち固定資産税・都市計画税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税者番号の付番・確認 2 税額計算及び賦課情報の管理 3 申告書、法定調書等の情報の管理 4 納税通知書、名寄帳等の帳票発行	
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ○]宛名システム等</li> <li>[ ○]その他 (審査システム(eLTAX)</li> </ul>	
システム5		
①システムの名称	軽自動車税システム	
②システムの機能	地方税法等による地方税のうち軽自動車税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 軽自動車税の納税通知書番号の確認・付番 2 軽自動車税の税率適用判断及び課税台帳の管理 3 申告書等の情報の管理 4 納税義務者に関する基本情報や関係者情報の管理 5 軽自動車税の納税通知書等の帳票発行	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ] 院存住民基本台帳システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム [ ] その他 ( )	
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	税滞納整理システム	
②システムの機能	地方税法等により課税された地方税の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1 課税システムからの賦課情報の取り込み、税収納管理システムからの収納データの取り込み 2 滞納者情報の管理 3 各滞納処分書類の作成 4 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 5 統計・決算情報の作成 6 延滞金の計算	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ] 宛名システム等       [ ]税務システム         [ ]その他 ( )	

システム7	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	審査システム(eLTAX※)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 ② 納付情報データの受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① プレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等 ※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構(以下「機構」という。)が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。地方税ポータルセンタ、審査システム、国税連携システムなどから構成される。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム [ O ] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX) )
システム8	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税連携システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 国税連携システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ ④ 住民登録外課税通知データ 2 税システムから国税連携システム(eLTAX)への連携 ① 扶養是正情報等データ ② 住民登録外課税通知データ
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ O ] 税務システム [ O ] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX) )

システム9	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバ及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。1 符号管理
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム
	[O]その他 (システム基盤(市中間サーバ) )

システム10	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・ブラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携中間サーバー・ブラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換中間サーバー・ブラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名者号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムとの情報連携中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム・・自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバ」)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。(参考)中間サーバー・ソフトウェア・・自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバ」)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアブリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)。
③他のシステムとの接続 システム11~15	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ O ]税務システム [ O ]その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基 ) 本)、庁内各業務システム
システム11	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ]税務システム</li> <li>[ ] での他</li> </ul>

システム12	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。  1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の管理
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ O]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ O]その他 (テム       システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務シス )
システム13	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報の連携システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名の管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ 〇]税務システム [ 〇]その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム )

システム14		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 地方公共団体情報システム機構(※)への情報照会全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※地方公共団体情報システム機構…地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	
③他のシステムとの接続 システム15	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	
	<b>八豆1100日日 ロ1767年146 ハイン ューリ</b>	
①システムの名称 ②システムの機能	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収 金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収 入情報を送受信するシステムであり、税システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 税システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 税システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから税システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の税額の収納情報を税システムへ連 携する。	
③他のシステムとの接続 システム16~20	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ O ]税務システム	

3. 特定個人情報ファイル名	<u> </u>
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由
①事務実施上の必要性	・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資するため。 ・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。 ・社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被扶養者の所得確認など事務の効率 化が図れるため。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となり、より公平な課税に資することが期待される。 2 被扶養者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。 3 社会保障分野の手続で求めている市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第 16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条 例」という。)第4条第2項、第3項
6. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ※
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)
	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及 びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が 含まれる項(27の項)
7. 評価実施機関における	担当部署
①部署	札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課
②所属長の役職名	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長
8. 他の評価実施機関	

#### (別添1) 事務の内容 情報元 ①申告等情報(住民税等) ②滅免申請等 札幌市 情報連携先 納税者 税システム システム基盤 5 税額決定通知等 ⑦還付、充当通知書 ⑧督促状、滞納整理 他団体 住民税システ 9各種証明 ④住民登録が ない者の情報 市中間サーバ 証明 LGWAN 発行 連携 証明書交付 (3)(4) サーバ 固定資産税 ) 税 終 調 杳 システム 情報提供 情報照会 国税庁 団体内統合 ①申告等情報 (確定申告·法定調書) 情報提供ネット 宛名番号 情報提供情報服会 1 ークシステム 国税連携システム 団体内統合宛名 軽自動車税 他自治体 ①申告等情報 (回送資料) 34 (1) 地方税ポー 個人番号 税収納管理 年金保険 ①申告等情報 システム 1 中間サーバー・ タルセンタ(eLTAX) 税宛名 ブラットフォーム ⑤税額決定通知等 ③減免等確認 34 (年金特徵) (5) 審査、 課税情報 課税情報 ンステム(e 企業 税証明システ **⑥納付\_** ⑥納付情報 住民基本 ①申告等情報 (給与支払報告書等) TAX) 1 特定個人情報一 その他情報 ---個人基本 5 税額決定通知等 税滞納整理 システム (給与特徴) 5 税額通知等 ①登記情報(土地·家屋) 法務局 情報元 住基ネット 住民基本台帳 庁内他システム (住民登録 ネットワークシステム コミュニケ 本人確認 ⑥納付情報 こいなど) 代行システム ンサーバ 金融機関 ⑤税額通知等

#### (備考)

収納代行

指定代理

業者

6 収納情

(領収済通知書等)

- ①納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、国税庁、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。
- ②納税者からの情報により、減免等の確認を行う。
- ③番号法第19条(別表第二)に基づき、生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。
- ④住民登録がない(以下、「住登外」という。)者等から提出された申告書の情報について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報 の照会を行う。

統合端末

- ⑤①~④の情報により賦課内容を決定し、税額を納税者や年金保険者、企業、金融機関・指定代理納付者・地方税ポータルセンタへ通 知する。
- ⑥納税者の納付(納入)情報を金融機関・収納代行業者・指定代理納付者・地方税ポータルセンタからの領収済通知書等により確認す
- ⑦過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。
- ⑧納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送し、督促後も完納しない場合は、財産の差し押さえなどの滞納整理を 行う。
- ⑨納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

税情報ファイル

祝1月報 ノアイル	D:1自和ファイル		
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	<選択肢>		
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等		
その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。		
④記録される項目	<選択肢> (選択肢> 1)10項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上		
主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [○]個人番号</li></ul>		
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ② 地方税関係情報:賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有 ② 生活保護情報:生活保護に関する情報に基づき、非課税・減免の適否の判定を行うために保有 ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:社会保険料控除額の算出を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報:障害者控除額の算出を行うために保有 ⑥ 年金関係情報:住民税の特別徴収に関わる情報を保有		
全ての記録項目	別添2を参照。		
⑤保有開始日	平成28年1月1日		
⑥事務担当部署	札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課		

3. 特定個	人情報の入手・	使用
		[〇]本人又は本人の代理人
	[ O ] 評価実施機関内の他部署 ( 各区の戸籍住民課、保護担当課、保健福祉課、総務 )   局職員部勤労課	
@1	W.	[O]行政機関・独立行政法人等 ( 等支払者、日本年金機構その他公的年金 )
①入手元	*	
		┃ ┃ <b>[ 〇</b> ]民間事業者  ( 給与支払者            )
		[ 〇 ] その他 ( 公的年金等支払者、軽自動車協会 )
		[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
@1 <del>* + :</del>	<b>+</b>	[ ]電子メール [ 〇 ] 専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム
②入手方法	\$	[〇]情報提供ネットワークシステム
		[O]その他 (LGWAN )
③入手の時	<b></b> 持期・頻度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 国税関係情報: 日次 ② 地方税関係情報: 随時(申告書受領時等) ③ 生活保護情報: 随時(受給開始時等) ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑤ 障害者福祉関係情報: 随時(申告書受領時等) ⑥ 年金関係情報: 随時(申告書受領時等)
④入手に係	る妥当性	賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。
⑤本人への	)明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。
⑥使用目的	<b>5 ※</b>	行政運営の効率化、公平・公正な賦課徴収、住民負担の軽減のため。
100	変更の妥当性	_
⑦使用の主体	使用部署	札幌市 財政局 税政部(税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課)、各市税事務所(納税課、市民税課、固定資産税課)、中央市税事務所諸税課、北部市税事務所収納管理課
	使用者数	<ul> <li>〈選択肢〉</li> <li>「 500人以上1,000人未満 ]</li> <li>3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上</li> </ul>
⑧使用方法 ※		1 課税事務 申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から賦課事務に使用する。 ① 所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、扶養是正等を行う。 ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう地方税関係情報を中間サーバーに記録する。
		2 収納事務 課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの収納事務に使用する。 3 滞納整理事務 賦課された税金に対して納付額が不足するものについて滞納整理を行うために使用する。
		4 宛名管理事務 納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。
		5 証明事務 証明書を作成する際の、最新の宛名を管理するために使用する。
1	情報の突合 ※	<ul><li>1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</li><li>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</li></ul>
the second secon	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、実施しない。
	権利利益に影響を すえ得る決定 ※	賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始	台日	平成28年1月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[       委託する       3       (選択肢>       (3) 委託しない       (6) 件       (6			
委託事項1		システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用保守業務委託			
①委託内容		システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用・保守作業の実施			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
その妥当性		各システムを安定的に運用するとともに、各システムの保守を実施するために、システム運用・保守の 技術を保有する民間事業者に委託する。			
③委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>50人以上100人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙			
⑤委詞	<b>毛先名の確認方法</b>	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。			
⑥委託先名		株式会社HBA			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。			
9再委託事項		・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業			

委託	委託事項2~5				
委託事項2		データ入力業務			
①委詰	託内容	システムで取り込むために申告書等に記載された内容をデータ化する。			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>			
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
その妥当性		短期間でデータ入力業務を実施できる技術を保有する民間事業者に委託する。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ J ] が       [ ] 紙         [ ] その他       ( )			
⑤委詞	託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。			
⑥委託先名		競争入札により決定する。			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	8再委託の許諾方法				
	9再委託事項				

委託事項3		帳票データ印刷及び事後処理業務			
①委託内容		システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>			
対象となる本人の数		<選択肢>			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
その妥当性		札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )			
⑤委詰	<b>モ先名の確認方法</b>	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。			
⑥委託先名		株式会社HBA			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑧再委託の許諾方法				
	9再委託事項				

委託事項4		給与支払報告書及び年金支払報告書のスキャニング作業			
①委託内容		給与支払報告書及び年金支払報告書をイメージ化して電子データとして保管するため、スキャニング作 業を行う。			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>			
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	紙で給与支払報告書及び年金支払報告書が提出された者			
その妥当性		短期間で大量の課税資料のスキャニングを行う業務であり、庁内だけでの対応は困難であるため、民間 事業者に委託する。			
③委請	托先における取扱者数	<選択肢>			
	托先への特定個人情報 ルの提供方法	[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ       [ O ] 紙         [ ] その他       ( )			
⑤委詞	托先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。			
<b>⑥委</b> 詞	托先名	競争入札により決定する。			
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法				
	9再委託事項				

委託事項5		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託			
①委託内容		住基ネットコミュニケーションサーバの運用・保守作業の実施			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 3)10万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。			
	その妥当性	住基ネットコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間 事業者に委託する。			
③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作 )			
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。			
⑥委託先名		BIPROGY株式会社			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
委託	⑧再委託の許諾方法				
	9再委託事項				

委託	事項6~10					
委託事項6		eLTAX(地方税ポータルシステム)とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務				
①委託内容		機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施				
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。				
	その妥当性	札幌市に対しeLTAXを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)から一時期に集中して大量に送信される申告書等のデータは、指定の期日までの限られた期間で正確に処理する必要がある。このため、データを受領するサーバの運用を専門的な知識と技術を保有する事業者に委託することで、データ連携のサービスを安定的に受けることが可能となる。なお、本市が求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすには、eLTAXと直接、専用線(LGWAN)で連携する必要があるが、eLTAXと専用線で接続できるのは機構より認定委託先事業者として認められた事業者に限られることなどから、特定個人情報の漏えい等のリスクは限定される。				
③委託先における取扱者数		<選択肢>				
	託先への特定個人情報 ルの提供方法	[ O ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙         [ ] その他 ( )				
⑤委	託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。				
⑥委	託先名	株式会社TKC				
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
委託	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。				
	9再委託事項	・システムの運用・保守支援・端末機器の保守作業・導入支援				
5. 株	寺定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供	・移転の有無	[O]提供を行っている (61)件 [O]移転を行っている (54)件 []行っていない				
提供	先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)				
①法令上の根拠		番号法第19条第8号別表第二				
②提供先における用途		番号法第19条第8号別表第二に定める各事務				
③提供する情報		市税賦課情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲						

	[ O ] 情報提供ネットワークシステム	[ 〇 ] 専用線
<b>◎</b> ###**	[ ]電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法	[ ] フラッシュメモリ	[ ]紙
	[ ]その他 (	)
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特	定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2~5		
提供先2	業団 3 地方公務員共済組合連合会を経由し	して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事 て地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都 3共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第3219	条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年	金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	収税額を特別徴収の方法によって徴収す 徴収税額、当該特別徴収対象年金所得る 徴収対象年金給付の種類並びに当該年	321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴でる旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別 る旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別 当の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別 金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び 所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる 本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<ul><li>〈選択肢〉</li><li>1)1万人未満</li><li>2)1万人以上10万人未満</li><li>3)10万人以上100万人未満</li><li>4)100万人以上1,000万人未満</li><li>5)1,000万人以上</li></ul>
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢	☆65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]電子メール [ ]フラッシュメモリ	<ul><li>[ ] 専用線</li><li>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</li><li>[ ] 紙</li></ul>
⑦時期·頻度	[ <b>O</b> ] その他 ( LGWAN 1 年金特徴停止通知 年12回 2 年金特徴税額等変更通知 年5回	)

提供先3	国税庁長官、都道府県知事、市町村長				
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第46条第4項、第317条				
②提供先における用途	国税・地方税の更正決定、修正申告の勧奨等				
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は第316条の規定によって、札幌市が所得を計算して個人住民税 を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等の市税賦課情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	2. ③ 対象となる本人の範囲と同じ				
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] ( O ] 紙         [ ] その他       ( LGWAN )				
⑦時期·頻度	該当者が判明した場合に送付する。1年間に約12回				
提供先4	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)				
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4				
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。				
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲					
⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 (LGWAN )				
⑦時期·頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時				

提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20					
移転先1	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部総務課、同総務部保護自立支援課、同保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、北区市民部篠路出張所、都市局市街地整備部住宅課、教育委員会学校教育部教育推進課				
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項				
②移転先における用途	移転先の各事務における用途(別紙2参照)				
③移転する情報	市税賦課情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。				
⑥移転方法	[ O] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )				
⑦時期·頻度	1 移転先が必要とする時期 2 賦課情報の変更が発生した都度、随時				
移転先2~5					
移転先2	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て支援課、 同子育て支援部施設運営課、保健福祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同高齢保健 福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同総務部保 護自立支援課、同保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部住宅課、各区保健福祉部保健福祉 課、同保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路 出張所				
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項 別表2				
②移転先における用途	移転先の各事務における用途(別紙2参照)				
③移転する情報	市税賦課情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。				
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )				
⑦時期·頻度	1 移転先が必要とする時期 2 賦課情報の変更が発生した都度、随時				

移転先6~10	移転先6~10			
移転先11~15				
移転先16~20				
6. 特定個人情	情報の保管・	消去		
①保管場所 ※		く札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前の入館・入室の申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 くeLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成31年地税機要綱第5号、以下「認定要綱」という。)」」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。 2 保管される特定個人情報は、上記基準に沿った取扱いが行われる。		
②保管期間	期間	<選択肢>         1) 1年未満       2) 1年       3) 2年         (1) 1年未満       5) 4年       6) 5年         (1) 7) 6年以上10年未満       8) 10年以上20年未満       9) 20年以上         (10) 定められていない       10) 定められていない		
	その妥当性	地方税法に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。		
③消去方法		< 札幌市における措置> 保管期間を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから自動消去する。		
7. 備考 —				

	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		//主 #I2	
番頁	情報照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行う こととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う こととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附 則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた 平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員 保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里 親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若 しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税 関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報 又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する情報 (以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって 主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報 又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で 定めるもの
16	都道府県知事又は 市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援 給付関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置 又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	C/C07-0007
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は 共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第二条 第十六号に規定す る事業主体である都 道府県知事又は市 町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
34	日本私立学校振興・ 共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
35	厚生労働大臣又は	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
37	文部科学大臣又は 都道府県教育委員 会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
38	都道府県教育委員 会又は市町村教育 委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの

	I		情報	
番	情報照会者	事務	<sub>開報</sub> 提供者	特定個人情報
39	国家公務員共済組 合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組 合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期 給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民 健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保 険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施 設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援 給付関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第 二条第二項に規定 する施行者である都 道府県知事又は市 町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは 敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関 する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主教省令で定めるもの
58	地方公務員共済組 合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
59	地方公務員共済組 合又は全国市町村 職員共済組合連合 会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の 長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又 は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は 市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現 に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に 関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は 都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶 養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉 手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四 号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの	市町村長	じためるもの
71	厚生労働大臣又は 都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当 法第十七条第一項 の表の下欄に掲げ る者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広 域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた 年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
	特定優良賃貸住宅の供給の促発に関する法律第十八年の場合、法律第一八年の場合、任意の保証のでは、一年のでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年のでは、日本のは、日本のでは、日本の	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの

百来	情報照会者	事務	情報	特定個人情報
田	1月		提供者	
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若 くは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手 当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立 支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により 厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金 である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
92	平成八年法律第八 十二号附則第三十 二条第二項に規定 する存続組合又は 平成八年法律第八 十二号附則項四十 八条第一規定 する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又 は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は 保健所を設置する市 の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
102	農林漁業団体職員 共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業 者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本 学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に よる特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令 で定めるもの
108	都道府県知事又は 市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実 施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方: 関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報 又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で 定めるもの
113	文部科学大臣、都道 府県知事又は都道 府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援 金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する 法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
115	平成二十三年法律 第五十六号附則第 二十三条第一項第 三号に規定する存 続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の 支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方 関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付限 係情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活 者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費 の支給に関する事務であってって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別	(別紙1)番号法第19条第8号別表二に定める事務									
項番	情報照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報						
	の迅速かつ確実な 実施のための預貯	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口 座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施 するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの						

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報
1	子ども未来局児童相談所相談判定一課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2 項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の 認定に関する事務であって主務省令で定めるもの	市税賦課情
2	保健福祉局保健所健康企画課  区保健福祉部健康・子ども課	·	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	"
3	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	"	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
4	子ども未来局児童相談所相談判定一課	"	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	"
5	保健福祉局保健所感染症総合対策課 各区保健福祉部健康・子ども課	"	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
6	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	"	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
7	保健福祉局総務部保護自立支援課 各区保健福祉部保護課	"	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
8	都市局市街地整備部住宅課	11	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令 で定めるもの	"
9	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	"	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
10	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課	"	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
11	都市局市街地整備部住宅課	"	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金 の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務で あって主務省令で定めるもの	"
12	各区保健倡祉部保健倡祉課	11	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	"
13	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	"	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
14	保健福祉局高齡保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	11	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	"
15	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	"	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	"
16	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	II .	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童 を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 であって主務省令で定めるもの	"
17	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	"	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	"
18	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	"	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
19	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	"	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
20	保健福祉局保健所健康企画課各区保健福祉部健康・子ども課	11	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定 めるもの	"
	子ども未来局子育で支援部子育で支援課 各区保健福祉部保健福祉課 総務局職員部勤労課	"	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	"
22	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	"	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の 支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の	"
23	保健福祉局総務部総務課	"	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	"
24	保健福祉局高齡保健福祉部介護保険課、高齡福祉課 各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部篠路出張所	"	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険 料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
25	保健福祉局保健所感染症総合対策課	"	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による 費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	"
26	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 保健福祉局保健所健康企画課 区保健福祉部保健福祉課	"	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関す る事務であって主務省令で定めるもの	"
27	教育委員会学校教育部教育推進課	"	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の 支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	"
28	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	"	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給 又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの	"
29	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	"	雑病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの	,,

	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報
30	保健福祉局総務部総務課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第2項)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援 給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定める もの	11
31	保健福祉局総務部保護自立支援課 各区保健福祉部保護課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第3項)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	"
32	保健福祉局総務部保護自立支援課 各区保健福祉部保護課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第4項)	生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 に関する事務であって規則で定めるもの	"
33	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第6項)	札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であって規則 で定めるもの	11
34	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第8項)	札幌市生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	"
35	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第9項)	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	"
36	保健福祉局高齡保健福祉部介護保険課、高齡福祉課 各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第11項)	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	"
37	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保険年金課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第12項)	札幌市介護保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規 則で定めるもの	"
38	38 保護価値向局断保護価値部介護保険課 利用条例第4条第3 サービスに係る		札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険 サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	"
39			札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の	"
40	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第17項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手 当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	"
41	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第18項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	11
42	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第19項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関す る事務であって規則で定めるもの	"
43	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第21項)	札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	"
44	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第25項)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	"
45	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第26項)	札幌市国民健康保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	"
46	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第27項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の 支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	"
47	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第28項)	札幌市後期高齢者医療に関する条例による申請書の提出の受付に関する事務であって規則で定めるもの	"
48	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第29項)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって 規則で定めるもの	"
49	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第30項)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	"
50	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第31項)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	"
51	子ども未来局子育て支援部施設運営課 児童相談所地域連携課 各区保健福祉部健康・子ども課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第32項)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	"
52	子ども未来局児童相談所相談判定一課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第33項)	児童福祉法による里親の認定、障害児入所給付費若しくは障害児 入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	"
53	都市局市街地整備部住宅課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第34項)	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅 をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	"
54	都市局市街地整備部住宅課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3 項 別表2(第35項)	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	11

### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

#### (1)税収納管理関係

個人番号、統一コード、科目コード、賦課年度、調定年度、通知書番号、課税区コード、完納区分、完納処理年月日、納期限区分、納期限年月日、納税 証明書有効期限、車両番号、本税調定増減額、本税調定額、本税収入額、本税収入年月日、本税領収年月日、収入区分、収入回数、分納回数、滞納 繰越調定額、本税滞繰収入額、前回調定額、調定額変更年月日、調定額変更回数、異動事由、口座実績区分、不納欠損フラグ、不納欠損区分、不納 欠損金額、不納欠損年度、催告区分、滞納区分、公示区分、督促状公示年月日、督促状発付年月日、督促状返戻年月日、督促状再発付年月日、送付 先氏名、送付先氏名、外字フラグ、送付先郵便番号、送付先住所所在地、送付先住所所在地、外字フラグ、送付先方書、送付先方書、外字フラグ、送付先 住所\_市内\_区コード、送付先住所\_市内\_字名コード、送付先住所\_市内\_条コード、送付先住所\_市内\_丁目コード、送付先住所\_番地、送付先住所\_子番地、 送付先住所、室番地、納管氏名、納管氏名、外字フラグ、督促状作成年月日、オンラインバッチ区分、延滞金調定額、延滞金収入額、延滞金収入年月日、 延滞金領収年月日、延滞金収入区分、延滞金収入回数、延滞金分納回数、納付書作成年月日、延滞金納付書不作成出カフラグ、速報フラグ、コンビニ 状況区分、コンビニ納付区分、速報収入額、速報登録年月日、速報領収年月日、速報CVSコード、本税還付区分、本税還付額、延滞金還付区分、延滞 金還付額、滞納整理票作成年月日、時効完成年月日、分納区分、回数、収入額、収入年月日、領収年月日、収入区分、バッチ番号、処分番号、本税加 算金区分、処分猶予区分、処分コード、処分\_執行年月日、処分\_終了年月日、処分 解除コード、処分 解除年月日、分納誓約区分、同日解除予定フラ グ、減免区分、先行庁解除フラグ、不納欠損区分、不納欠損金額、年調定増減額、年調定額、年収入額、滞納年調定額、滞繰年収入額、年不納欠損金 額、調定変更区分、完納区分、完納処理年月日、期、納期限区分、納期限年月日、本税調定増減額、本税調定額、本税収入額、本税収入年月日、本税 領収年月日、収入区分、収入回数、分納回数、滞納繰越調定額、本税滞繰収入額、前回調定額、調定額変更年月日、調定額変更回数、口座実績区 分、不納欠損フラグ、不納欠損区分、不納欠損金額、不納欠損年度、催告区分、滞納区分、課税保留区分、免除区分、共有者連番、共有者氏名、告知 年月日、納期限年月日、公示年月日、執行・開始年月日、解除・取消年月日、調定額、年調定増減額、6~3調定額、4~5調定額、6~3収入額、4~5収 入額、6~3滞繰調定額、4~5滞繰調定額、6~3滞繰収入額、4~5滞繰収入額、年度更正額、年収入額、年更正還付額、6~3不納欠損金額、4~5不 納欠損金額、調定変更区分、月、表示順コード、連番、消込区分、収入消込年月日、法人番号 ※管理番号(旧法人番号)、事業終了年月日、申告書 提出年月日、申告区分、賦課申告区分、減額申告区分、課税区コード(所在区)、課税区コード(収納用)、事業開始年月日、法定納期限年月日、申告期 限年月日、指定納期年月日、国更正区分、国更正年月日、期限変更区分、期限変更納期年月日、市更正年月日、更正請求年月日、調定年月、減額年 月、申告別法人割、申告別均等割、合計法人税割額、合計均等割額、合計税額、本税繰越調定額、本税滞繰収入額、国税重加算税区分、区間異動前 |課稅区コード、本稅滞納区分、電子申告区分、延長月数、延滞金割合1、延滞金開始年月日1、延滞金終了年月日1、延滞金割合2、延滞金開始年月日 2、延滞金終了年月日2、延滞金割合3、延滞金開始年月日3、延滞金終了年月日3、延滞金割合4、延滞金開始年月日4、延滞金終了年月日4、延滞金 割合5、延滞金開始年月日5、延滞金終了年月日5、延滞金割合6、延滞金開始年月日6、延滞金終了年月日6、延滞金割合7、延滞金開始年月日7、延 滞金控除開始年月日、延滞金控除終了年月日、履歴番号、延滞金算出基礎額、延滞金開始年月日、延滞金終了年月日、延滞金割合、延滞金算出額、 延滞金算出年月日、重加算対象フラグ、延滞金算出額合計、科目コード (FK)、法人番号 (FK) ※管理番号 (旧法人番号)、調定年度 (FK)、事業終了年 月日 (FK)、申告書提出年月日 (FK)、申告区分 (FK)、通知書番号(義務者番号)、申告事業年度、申告月課稅区分、保有稅申告連番、本稅法定納期限 年月日、本税指定納期限年月日、本税納期限区分、本税指定納期限区分、加算金区分、加算金決定年月日、加算金調定年月日、加算金調定年月(減 額)、加算金指定納期限年月日、加算金指定納期限区分、加算金調定額、加算金収入額、加算金収入年月日、加算金領収年月日、加算金収入区分、 加算金収入回数、加算金分納回数、繰越加算金調定額、加算金滞繰収入額、加算金不納欠損フラグ、加算金不納欠損区分、加算金不納欠損金額、加 算金不納欠損年度、加算金滞納区分、延滞金割合8、延滞金開始年月日8、延滞金終了年月日8、延滞金開始年月日9、延滞金割合9、加算金公示返戻 区分、加算金督促状公示年月日、加算金督促状発付年月日、加算金督促状返戻年月日、加算金督促状再発付年月日、加算金送付先氏名、加算金送 付先氏名\_外字フラグ、加算金送付先郵便番号、加算金送付先住所所在地、加算金送付先住所所在地、外字フラグ、加算金送付先方書、加算金送付先 方書\_外字フラグ、加算金督促状作成年月日、加算金督促状オンバッチ区分、加算金還付区分、加算金還付額、加算金時効完成年月日、保有税申告連 番、還付発生年月日、還付未済区分、命令番号、命令年月日、会計区分、処理区分、支払区分、課税区コード、年度、減額理由、還付事由、更正等年月 日、振込予定日、還付口座」振込先銀行コード、還付口座振込先銀行支店コード、還付口座銀行名称、還付口座銀行支店名称、還付口座口座種類、 還付口座\_口座番号、還付口座\_口座名義人力ナ氏名、還付口座\_口座名義人氏名、還付口座\_口座名義人郵便番号、還付口座\_口座名義人住所1、還付 口座\_口座名義人住所2、還付口座\_口座名義人住所3、送付先住所所在地1、送付先住所所在地2、送付先住所所在地3、初回発送年月日、前回発送年 月日、回答期限年月日、本税還付額合計、延滞金還付額合計、本税、還付加算金額合計、延滞金、還付加算金額合計、本税充当額合計、延滞金充当額 合計、加算金充当額合計、差引還付額合計、自動充当額合計、伺書作成数、オンライン登録済フラグ、送付先方書1、送付先方書2、還付発生年月日、 変更前本税調定額、変更後本税調定額、最新本税納付額、前回本税納付額、最新本税収入年月日、前回本税収入年月日、本税領収年月日、延滞金 調定額、前回延滞金納付額、最新延滞金納付額、前回延滞金収入年月日、最新延滞金収入年月日、延滞金領収年月日、本税差引額、延滞金差引額、 還付充当連番、充当先科目コード、充当先調定年度、充当先賦課年度、充当先通知書番号、充当先期/月、充当先申告、事業年度、充当先申告月、課 税区分、充当先申告書提出年月日、充当先申告区分、充当先申告連番、本税調定額、本税未納額、本税充当額、延滞金調定額、延滞金未納額、延滞 金充当額、加算金調定額、加算金未納額、加算金充当額、本税充当適状年月日、延滞金充当適状年月日、加算金充当適状年月日、本税充当納付書 作成フラグ、延滞金充当納付書作成フラグ、加算金充当納付書作成フラグ、自動充当フラグ、自動充当削除フラグ、候補外入カフラグ、加算金連番、算 出基礎稅額、算出基礎延滞金、加算開始年月日、加算終了年月日、加算金割合、加算金額、延滞金還付加算金額、特徵還付連番、還付額区分、還付 登録額、最新収入年月日、最新領収年月日、充当先申告年度 事業終了年月日、還付加算金連番、還付予定月、仮装租税区分、控除額合計、控除先 連番、控除先\_事業終了年月日、控除先\_申告書提出年月日、控除先\_申告区分、控除先\_調定年度、加算金還付加算金額、配当割・譲渡割控除前所得 割額(市民税)、配当割·譲渡割控除前所得割額(道民税)、配当割·譲渡割控除額(市民税)、配当割·譲渡割控除額(道民税)、配当割·譲渡割控除後 所得割額(市民稅)、配当割·讓渡割控除後所得割額(道民稅)、差引控除不足額(市·道民稅)、既還付(市·道民稅)、充当額(市·道民稅)、差引還付 額(市・道民税)、リスト区分、収納データ区分、変更前年調定額、変更後年調定額、年調定増減額、変更前期調定額、変更後期調定額、期調定増減 額、変更前滞繰調定額、変更後滞繰調定額、変更後納期限区分、変更後納期限年月日、変更後本税収入額、変更後収入区分、変更前本税収入年月 日、変更後本税収入年月日、変更前本税領収年月日、変更後本税領収年月日、変更前バッチ番号、変更後バッチ番号、変更後連番、変更後累計本税 収入額、変更後延滞金調定額、変更後延滞金収入額、変更後延滞金収入年月日、変更後延滞金領収年月日、変更後免除区分、口座実績 作成区分、 口座実績銀行コード、口座実績銀行支店コード、変更後本税還付区分、本税過不足額、延滞金過不足額、変更後公示返戻区分、変更後督促状公示 年月日、表示順年月、パンチ順番、ソート区分、データ区分、全期前納区分、エラーコード、業務処理年月日、変更納期限区分、変更納期限年月日、市 更正等納期限年月日、申告別法人税割額、申告別均等割額、合計法人税割額、合計均等割額、本税滞納区分、本税猶予コード、本税処分コード、区間 異動前課税区コード、本税法定納期限区分、本税指定納期限区分、加算金猶予コード、加算金処分コード、変更後法人税割額、変更後均等割額、変更 後調定額、申告別法人税割増減額、申告別均等割増減額、申告別法人税割額、申告別均等割額、仮装租税控除額、申告年度」事業終了年月日、申告 書提出年月日、収納日、収納時刻、期、番号、分割、取扱コンビニコード、コンビニ納付区分、データ種、データ作成年月日、期別1、収納金額1、期別2、 収納金額2、期別3、収納金額3、期別4、収納金額4、電算処理予定年月日、口座課税区分、期(月)、納付額1、納付額2、納付額3、銀行コード、銀行支 店コード、銀行名称、銀行支店名称、口座種類、口座番号、口座名義人カナ氏名、振替年月日、カナ氏名、氏名、郵便番号、住所所在地、方書、振替結 果コード、納付区分、口座実績区分、新旧フラグ、作成年月日、口座振替納付済カウンタ、口座振替納付済通知書作成年月日、但し書本税、振替結果 取込年月日、登録区分、オンラインバッチ区分、整理番号連番、削除処理年月日、削除元登録日時、記録元システムID、記録識別番号、帳票種別、発 付日、納期限年月日、宛先、郵便番号、宛先、住所、宛先、方書、宛先、氏名・名称、返戻有無フラグ、返戻日、返戻事由コード、返戻調査状況コード、返戻 調査状況メモ、公示送達日、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、入力日、財務データ種別、命令年月日、作成年月日、整理番号、還付金 額、収入済額、債権者カナ氏名、債権者氏名、債権者郵便番号、債権者住所、特徴義務者コード、払出命令額、非登録債権者区分、債権者コード、電話 番号、電話番号枝番、請求番号、支払金額、控除額

#### (2)証明関係

個人番号、法人番号、統一コード、履歴番号(連番)、登録受付年月日、登録受付事務所コード、登録受付事務所名称、登録年月日、解除受付年月日、解除受付事務所コード、解除受付事務所名称、解除年月日、電話番号、証明種類、税目、制限対象区分、制限有無フラグ、起票番号、起票年月日、証明出カフラグ、起票事務所コード、住所1、住所2、氏名1、氏名2、証明発行年月日、連絡メモ、使用目的、個人」法人区分、構築物、数量、構築物」評価額、構築物、課税標準額、構築物、附記1、構築物」附記2、機械及び装置、數量、機械及び装置、評価額、機械及び装置」課税標準額、機械及び装置」附記1、機械及び装置 附記2、船舶 数量、船舶 評価額、船舶課税標準額、船舶 附記1、船舶 附記2、航空機 数量、航空機 評価額 航空機 課税標準額 航空機 附記1、航空機 附記2、車両及び運搬具 数量、車両及び運搬具 評価額、車両及び運搬具 課税標準額、車両及び運搬具 附記1、工具・器具及び備品。附記2、工具・器具及び備品。附記1、工具・器具及び備品。附記2、工具・器具及び備品。以正具・器具及び備品。其一個表2、備考1、所存生地番。家屋番号1、所在、地番、家屋番号1、所在、地番、家屋番号1、所在、地番、家屋番号1、所在、地番、家屋番号2、面在、地番、家屋番号1、所在、地番、家屋番号3、本、地目、構造、用途1、地目、構造用途2、登記地積、課税地積、床面積、価格、固定資産税課税標準額、都市計画稅開生額、都市計画稅相当額、都市計画稅相当額、附記、備考明細番号、備考附記、共有者明細番号、氏名、持分分子、持分分母、課稅年度、合計所得金額、市民稅所得割額、市民稅均等割額、道民稅所得割額、道民稅均等割額、其養親族(配偶者)一般、扶養親族(天養教)年少、扶養親族(扶養教)年少名称、扶養親族(陳者教)年少、扶養親族(持養教)年少、扶養親族(扶養教)年少名称、扶養親族(陳者教)年少、扶養親族(持養教)年少名称、扶養親族(陳者教)年少、扶養親族(持養教)年少、扶養親族(扶養教)年少名称、扶養親族(陳者教)年少、扶養親族(持書者)特別障害、扶養親族(障害者)普通障害、本人該当1、本人該当2、本人該当3、本人該当4、所得內訳額、所得控除內訳、所得控除內訳額、年度、課稅額、市民稅的等割額、道民稅的等割額、道民稅所得割額、道民稅的等割額、,車面番号、納付済年月日、有効期限、納付すべき稅額、納明限未到来稅額、未納稅額

#### (3)住民税関係(その1)

個人番号、法人番号、主キー、統一コード、処理連番、電話番号1、電話番号2、FAX番号、EMAIL、バージョン、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新 ユーザID、登録日時、更新日時、賦課年度、世帯コード、地区コード、居住区分、新年度対象外区分、事務所事業所家屋敷対象区分、住登区分、日本 人外国人区分、納税通知書番号、生年月日、生年月日訂正区分、生年月日みなし設定区分、性別コード、続柄コード、カナ氏名、氏名、郵便番号、市内 |外区分、市内住所コード、市内区コード、市内字名コード、市内条コード、市内丁目コード、市外住所コード、市外都道府県コード、市外市区郡町村コ-ド、市外大字・通称コード、市外字・丁目コード、番地、子番地、室番地、地番タイプ、項目名、住所、方書、筆頭者氏名、障害者区分、未成年区分、死離 |別区分、生活保護該当区分、租税条約区分、徴収希望区分、証明停止区分、課税注意者区分、遡及異動区分、配偶者統一コード、扶養者統一コード、 専従主統一コード、扶養設定確認済区分、世帯外被扶養者区分、調査状況コード1、調査状況詳細1、調査状況有効年度開始1、調査状況有効年度終 了1、調査状況コード2、調査状況詳細2、調査状況有効年度開始2、調査状況有効年度終了2、調査状況コード3、調査状況詳細3、調査状況有効年度 開始3、調査状況有効年度終了3、住登地郵便番号、住登地市内外区分、住登地市内住所コード、住登地市内区コード、住登地市内字名コード、住登地 市内条コード、住登地市内丁目コード、住登地市外住所コード、住登地市外都道府県コード、住登地市外市区郡町村コード、住登地市外大字・通称 コード、住登地市外字・丁目コード、住登地番地、住登地子番地、住登地室番地、住登地地番タイプ、住登地住所、住登地方書、住登地電話番号1、住 登地電話番号2、住登地FAX番号、住登地EMAIL、住登地資料番号、その他氏名コード1、その他カナ氏名1、その他氏名1、その他生年月日1、その他支 払者番号1、その他納税者番号1、その他資料番号1、その他資料番号枝番1、その他資料区分1、その他氏名コード2、その他カナ氏名2、その他氏名2、 その他生年月日2、その他支払者番号2、その他納税者番号2、その他資料番号2、その他資料番号枝番2、その他資料区分2、その他氏名コード3、その 他力ナ氏名3、その他氏名3、その他生年月日3、その他支払者番号3、その他納税者番号3、その他資料番号3、その他資料番号枝番3、その他資料区 |分3、履歴番号、申告書出力禁止コード、申告書種類コード、出力区分、出力年月日、補正分出力区分、補正分出力年月日、補正分回答状況コード、補 正分回答年月日、報酬等課税分出力区分、報酬等課税分出力年月日、報酬等課税分回答状況コード、報酬等課税分回答年月日、回答状況コード、回 答年月日、変更前履歴番号、変更後履歴番号、扶養専従区分、扶養専従統一コード、扶養種別コード、控配区分、扶養区分、扶養障害区分、専従者区 分、確認区分、否認区分、否認箋出力区分、否認箋出力年月日、是正理由、専従青白区分、専従給与受給額、賦課区コード、事務所事業所家屋敷種 別コード、調査結果コード、調定年度、期月コード、減免前均等割額、減免前市均等割額、減免前道均等割額、均等割減免額、市均等割減免額、道均 等割減免額、均等割額、市均等割額、道均等割額、通知予定区分、取消コード、取消年月日、決定年月日、発付年月日、資料区分、内部資料区分、資 料番号、資料番号枝番、屋号、電話番号、家屋敷申告書出カコード、家屋敷申告書出カ年月日、家屋敷申告書回答年月日、異動コード、異動事由コー ド、増減区分、通知事由、市民税係伺書発行区分、市民税係伺書発行年月日、伺書チェックリスト発行済区分、伺書チェックリスト発行年月日、特普区 分、前回通知履歴番号、即時決定区分、引継済区分、特徴担当コード、業種コード、担当部署名、担当者氏名、担当者電話番号、代表電話番号、税理 士法人事務所名、税理士氏名、税理士所在地、税理士方書、税理士電話番号、税理士代表電話番号、税理士FAX番号、税理士EMAIL、納税者ID、早期 送付区分、通知書出力順コード、納入書不要区分、除籍区分、除籍年月日、総括表出カコード、無効区分、納期特例区分、支払者番号、事業所種別 コード、媒体交換申請区分、媒体交換実績区分、給報種類区分、総括表出力年月日、給報督促状発送年月日、住所地照会票発送年月日、扶養調査票 発送年月日、受給者総人員、市区町村数、特徴者報告人員、普徴者報告人員、その他報告人員、報告合計人数、総括受付年月日、最終登録年月日、 特別徴収希望区分、データ区分、新年度異動区分、異動月コード、異動年月日、旧指定番号、旧受給者番号、新指定番号、新受給者番号、指定番号、 最新区分、当初課税人員、当初非課税人員、最終特徵整理番号、納入書発付年月日、通知書発付年月日、前課税人員6月、前非課税人員6月、前稅額 6月、前納期特例区分6月、前課税人員7月、前非課税人員7月、前稅額7月、前納期特例区分7月、前課税人員8月、前非課税人員8月、前稅額8月、前 納期特例区分8月、前課税人員9月、前非課税人員9月、前稅額9月、前納期特例区分9月、前課稅人員10月、前非課稅人員10月、前稅額10月、前稅期 特例区分10月、前課税人員11月、前非課税人員11月、前税額11月、前納期特例区分11月、前課税人員12月、前非課税人員12月、前稅額12月、前納 期特例区分12月、前課税人員1月、前非課税人員1月、前税額1月、前納期特例区分1月、前課税人員2月、前非課税人員2月、前税額2月、前納期特例 区分2月、前課税人員3月、前非課税人員3月、前税額3月、前納期特例区分3月、前課税人員4月、前非課税人員4月、前稅額4月、前納期特例区分4 月、前課税人員5月、前非課税人員5月、前税額5月、前納期特例区分5月、前期割額合計、後課税人員6月、後非課税人員6月、後税額6月、後納期特 例区分6月、後課税人員7月、後非課税人員7月、後税額7月、後納期特例区分7月、後課税人員8月、後非課税人員8月、後稅額8月、後納期特例区分8 月、後課税人員9月、後非課税人員9月、後税額9月、後納期特例区分9月、後課税人員10月、後非課税人員10月、後税額10月、後納期特例区分10 月、後課税人員11月、後非課税人員11月、後税額11月、後納期特例区分11月、後課税人員12月、後非課税人員12月、後税額12月、後納期特例区分 12月、後課税人員1月、後非課税人員1月、後税額1月、後納期特例区分1月、後課税人員2月、後非課税人員2月、後稅額2月、後納期特例区分2月、後 課税人員3月、後非課税人員3月、後税額3月、後納期特例区分3月、後課税人員4月、後非課税人員4月、後税額4月、後納期特例区分4月、後課税人 員5月、後非課税人員5月、後税額5月、後納期特例区分5月、後期割額合計、変更区分、賦課履歷番号、次回通知予定区分、納通不作成区分、即時発 行区分、異動月、税額6月、税額7月、税額8月、税額9月、税額10月、税額11月、税額12月、税額1月、税額2月、税額3月、税額4月、税額4月、税額5月、月割額合 計、電話番号区分、利用届出受付日時、利用届出受付番号、法人個人区分、法人格コード、法人格名、法人格前後区分、氏名法人名称カナ、氏名法人 名称、本支店区分、事業所名カナ、事業所名、住所コード、住所・所在地、ビル・マンション名

#### (4)住民税関係(その2)

自宅電話番号、事業所電話番号、代表者資格コード、代表者資格名、代表者」氏名カナ、代表者」氏名、代表者、郵便番号、代表者」住所コード、代表者」 住所、代表者\_ビル・マンション名、代表者\_電話番号、代表者\_FAX番号、通知先\_郵便番号、通知先\_住所コード、通知先\_住所、通知先\_ビル・マンション 名、通知先」所属・役職、通知先」氏名、代理人属性コード、代理人資格コード、税理士登録番号、作成区分、処理日、税目区分、税務事務所コード、納税 者管理番号、課税番号、補助番号、入力区分、申告先税目有効区分、税目コード、一連番号、一連番号枝番、年度共通イメージ、特定区分、取消区分、 登録異動事由、登録年月日、特定保留区分、給与収入、給与所得、源泉徴収税額、普徴区分、処理済区分、清音力ナ氏名、清音力ナ名、選択条件区 分、候補者人数、不明者照会状況コード、資料情報メモ内容、回送先氏名、回送先郵便番号、回送先住所コード、回送先都道府県コード、回送先市区 郡町村コード、回送先大字・通称コード、回送先字・丁目コード、回送先番地、回送先子番地、回送先室番地、回送先地番タイプ、回送先住所、回送先 方書、資料回送票発送年月日、課税資料確認区分、入力カナ氏名、入力生年月日、入力性別、特徴個人番号、受給者番号、夫有区分、乙欄区分、死亡 退職区分、災害者区分、外国人区分、就職区分、就職年月日、退職区分、退職年月日、年調済区分、前職区分、訂正表示、非統合区分、強制均等割課 税区分、生活扶助区分、他市回送区分、配特適用区分、平均課税適用区分、減額申告区分、青白区分、納税者番号、特定扶養数、同居老人扶養数、 老人扶養数、その他扶養数、年少扶養数、同居特障数、特別障害数、普通障害数、本人老年者区分、本人障害者区分、本人寡婦夫区分、本人勤労学 生区分、本人未成年区分、本人老寡勤区分、配専区分、他専人数、本人専従者区分、徴収方法区分、申告種類青色、申告種類分離、申告種類損失、 申告種類修正、申告種類特農、還付申告区分、統合済区分、統合主従判定コード、統合優先順位、統合資料区分、統合修正区分、統合エラー区分1、 統合エラー区分2、統合エラー区分3、統合確認区分、統合予備1、年金特徴対象区分、主給報一連番号、主申告書一連番号、主資料一連番号、専従資 料作成区分、専従主一連番号、論理エラー区分、論理エラー修正区分、項目不正区分、金額コード不正区分、金額コード重複区分、配偶設定不能区 分、扶養設定不能区分、障害設定不能区分、寡婦設定不能区分、未特定資料抽出済区分、処理制御区分10、専給報自動作成不能区分、処理制御区 分12、処理制御区分13、処理制御区分14、処理制御区分15、処理制御区分16、処理制御区分17、処理制御区分18、処理制御区分19、処理制御区分 20、住宅控除適用数、住宅控除居住年月日1、住宅控除居住年月日2、住宅控除区分1、住宅控除区分2、利用者識別番号、ファイル種別、申告区分、 確定申告書区分、課税異動事由コード、取込区分、局署番号、整理番号、バッチ番号、受付番号、連絡データ作成年月日、団体確認用コード、台帳番 号、ファイル名、金額コード、金額、索引種別コード、その他氏名枝番、枝番、住民票コード、住民年月日、連番、受給者住所、受給者氏名、受給者カナ 氏名、画像ID、抽出年月日、管理連番、ページ、アノテーション情報、ユーザID、国税一連番号、複数帳票フラグ、団体確認用フラグ、年分\_年号、年分\_ 年、団体任意検索キー1、団体任意検索キー2、団体任意検索キー3、団体任意検索キー4、団体任意検索キー5、A二表資料番号、B二表資料番 号、三表資料番号、四表一資料番号、四表二資料番号、五表資料番号、ITレコード有無、A一表レコード有無、A二表レコード有無、B一表レコード有 無、B二表レコード有無、三表レコード有無、四表ーレコード有無、四表ニレコード有無、五表レコード有無、第二表印刷状況、取込済区分、連携済区 分、イメージ作成区分、税務署名、税務署番号、税務署名、税務署名、提出年月日」年号、提出年月日」年、提出年月日」月、提出年月日」日、氏名」名称読 み、氏名\_名称、納税者所在地郵便番号\_上、納税者所在地郵便番号\_下、納税者所在地読み、納税者所在地、納税地の地方自治体コード、1月1日住 所、1月1日住所の地方自治体コード、納税者所在地屋号読み、納税者所在地屋号、納税者電話番号、市外局番、納税者電話番号、市内局番、納税者 電話番号、加入者番号、性別、区分コード、性別、区分名、生年月日、年号、生年月日、年、生年月日、月、生年月日、日、世帯主氏名、世帯主との続柄、事業 内容、職業、様式識別ID、見出、年分、見出、稅務署名、見出、提出年月日、納住所居所、納稅地区分、納住所居所、納稅地区分名、納住所居所、郵便番 号、納住所居所、住所、納賦課期日、年号、納賦課期日、年、納賦課期日、住所、納賦課期日、フリガナ、納賦課期日、氏名、納賦課期日、性別、納賦課期日 世帯主の氏名、納賦課期日、続柄、納賦課期日、生年月日、納賦課期日、電話番号、公的年金等収入、その他雑収入、配当収入、総合一時収入、給与区 分、雜所得、特例表示、雜所得、配当所得、讓渡一時所得計、合計所得、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料 控除、寡婦、寡夫控除、勤労学生 障害者控除、配偶者(特別)控除区分、配偶者控除、配偶者特控、扶養控除、基礎控除、(一表)⑥から⑮までの計、雑 損控除、医療費控除、AAB00285寄附金控除区分、AAB00290寄附金控除額、所得控除計、課税所得金額又は第三表、上の21に対する税額、配当控 除、特增改、住借入金等特控区分、特增改、住借入金等特控額、AAB00355政党等寄附金特控区分、AAB00360政党等寄附金特控額、AAB00550\_CD住 耐改特控区分、AAB00550\_NM住耐改特控区分名、AAB00560\_CD住特改特控区分、AAB00560\_NM住特改特控区分名、AAB00570\_CD認長優住特控 区分、AAB00570\_NM認長優住特控区分名、AAB00580住控区分、AAB00365住耐改住特改認優控除額、電子証明書等特控、差引所得税額、災害減 免額区分、災害減免額区分名、外国税額控除区分、外国税額控除区分名、災害減免額,外国税額控除、再差引所得稅額、復興特別所得稅額、 AAB00610所得税及び復興特別所得税の額、外国税額控除、AAB00410源泉徴収税額、納める税金、還付される税金、配偶者の合計所得金額、雑\_-時の源泉税額合計、未納付の源泉徴収税額、期限までに納付する額、延納届出額、還付口座、税理士名、税士30条書有\_区分、税士30条書有\_区分 名、税士33条2書有\_区分、税士33条2書有\_区分名、納\_住所、納\_フリガナ、納 氏名、内訳 所得の種類 1、内訳\_所得の場所\_1、内訳\_給与支払者名称 \_1、内訳 収入金額 1、内訳 源泉徴収税額 1、内訳 所得の種類 2、内訳 所得の場所 2、内訳 給与支払者名称 2、内訳 収入金額 2、内訳 源泉徴収税額 \_2、内訳 所得の種類 3、内訳 所得の場所 3、内訳 給与支払者名称 3、内訳 収入金額 3、内訳 源泉徴収税額 3、内訳 所得の種類 4、内訳 所得の場所 4、内訳 給与支払者名称4、内訳 収入金額4、内訳 源泉徴収税額4、内訳 所得の種類5、内訳 所得の場所5、内訳 給与支払者名称5、内訳 収入金 額 5、内訳\_源泉徴収税額 5、内訳次葉\_項目名、内訳次葉\_金額、AAD00070内訳次葉.源泉徴収合計額、雑等\_所得の種類\_1、雑等\_所得の場所\_1、雑等 \_収入金額\_1、雑等\_必要経費等\_上\_1、雑等\_所得の種類 2、雑等\_所得の場所\_2、雑等\_収入金額 2、雑等\_必要経費等\_上\_2、雑等 所得の種類 3、雑等\_所 得の場所 3、雑等 収入金額 3、雑等 必要経費等 上 3、雑等 所得の種類 4、雑等 所得の場所 4、雑等 収入金額 4、雑等 必要経費等 上 4、特例適用 条文等、年少、扶養親族の氏名、1、年少、続柄、1、年少、生年月日、年号、1、年少、生年月日、年、1、年少、生年月日、月、1、年少、生年月日、日、1、年少、別居の 場合の住所\_1、年少上扶養親族の氏名\_2、年少.続柄\_2、年少\_生年月日\_年号\_2、年少生年月日\_年\_2、年少生年月日\_月\_2、年少生年月日\_日\_2、年少.別 居の場合の住所 2、年少 扶養親族の氏名 3、年少 続柄 3、年少 生年月日 年号 3、年少 生年月日 年 3、年少 生年月日 月 3、年少 生年月日 月 3、年少 生年月日 日 3、年 少別居の場合の住所3、AAG00010\_CD給与年金外徴収区分、AAG00010\_NM給与年金外徴収区分名、配当に関する住民税の特例、非居住者の特 例、配当割額控除額、別居控配扶養専従\_氏名、別居控配扶養専従\_住所、都道府県\_市区町村分、住所地の共募\_日赤分、条例指定\_都道府県、条例指 定 市区町村、社会保険の種類 1、支払保険料 1、社会保険の種類 2、支払保険料 2、社会保険の種類 3、支払保険料 3、社保次葉 項目名、社保次葉 金額、社保次葉 合計、掛金の種類 1、支払掛金 1、掛金の種類 2、支払掛金 2、掛金の種類 3、支払掛金 3、小共次葉 項目名、小共次葉 金額、小共次 葉合計、新生命保険料の計、旧生命保険料の計、新個人年金保険料の計、旧個人年金保険料の計、介護医療保険料の計、地震保険料の計、旧長期 損害保険料の計、寡婦控除区分、寡婦控除区分名、寡婦原因区分、寡婦原因区分名、勤労、控除区分、勤労、控除区分名、学校名、障害者控除」氏名、 配偶者の氏名、配偶者生年月日」年号、配偶者生年月日」年、配偶者生年月日」月、配偶者生年月日」日、配偶者控除区分、配偶者控除区分名、配偶者 特控区分、配偶者特控区分名、扶養親族 名 1、扶養親族 続柄 1、扶養親族 生年月日 年号 1、扶養親族 生年月日 年 1、扶養親族 生年月日 月 1、扶 養親族 生年月日\_日\_1、扶養親族 控除額 1、扶養親族 名 2、扶養親族 続柄 2、扶養親族 生年月日\_年号 2、扶養親族 生年月日\_年 2、扶養親族 生年 月日\_月\_2、扶養親族\_生年月日\_日\_2、扶養親族\_控除額 2、扶養親族\_名\_3、扶養親族\_続柄\_3、扶養親族\_生年月日\_年号\_3、扶養親族\_生年月日\_年\_3、扶 養親族 生年月日\_月\_3、扶養親族\_生年月日\_日\_3、扶養親族\_控除額 3、扶養次葉\_項目名、扶養次葉\_金額、扶養控除額の合計、損害の原因、損害年月 |日\_年号、損害年月日\_年、損害年月日\_月、損害年月日\_日、損害を受けた資産の種類等、損害金額、雑損\_保険金補てん金額、災害関連支出の金額、支 払医療費、医療保険金補てん金額、寄附先の所在地、寄附先の名称、寄附金、AAH00540震災関連寄附金、見出」申告の種類、納住所居所」住所上、 納住所居所\_住所下、納賦課期日\_職業、納賦課期日\_屋号 雅号、青色区分、青色区分名、分離区分、分離区分名、損失区分、損失区分、損失区分、修正区分、 修正区分名、特農の表示区分、特農の表示区分名、営業等収入、農業収入、不動産収入、利子収入、総合短期収入、総合長期収入、営業等所得特例 表示、営業等所得、農業所得、特例表示、農業所得、不動産所得、特例表示、不動産所得、利子所得、ABB00485寄附金控除区分、ABB00490寄附金控 除額、26税額又は第三表84、税額控除の名称、税額控除区分、控除額、ABB00655政党等寄附金特控区分、ABB00660政党等寄附金特控額、 ABB00970\_CD住耐改特控区分、ABB00970\_NM住耐改特控区分名、ABB00980\_CD住特改特控区分、ABB00980\_NM住特改特控区分名、 ABB00990\_CD認長優住特控区分、ABB00990\_NM認長優住特控区分名、ABB01000住控区分、ABB00663住耐改住特改認優控除額、免表示、 ABB01030所得税及び復興特別所得税の額、ABB00710源泉徴収税額、ABB00720申告納税額、ABB00730予定納税額\_1\_2期分、専従者給与控除額 の合計額、青色申告特控額、雑一時等の源泉税額合計、本年分差引繰越損失額、平均課税対象金額、変動臨時所得区分、変動臨時所得金額、更 正・決定、ビューア用表示文言、(一表)住宅耐震改修特別控除、(一表)住宅特定改修特別税額控除、K0000060(一表)認定長期優良住宅新築等特 別税額控除、(一表)災害減免額、

#### (5)住民税関係(その3)

(一表)外国税額控除、(一表)定率減税額、(一表)変動所得、(一表)臨時所得、(一表)臨時雑所得、(五表)住宅耐震改修特別控除、(五表)住宅特 定改修特別税額控除、K0000150(五表)認定長期優良住宅新築等特別税額控除、(五表)災害減免額、(五表)外国税額控除、(五表)定率減税額、準 確事実発生年月日、K0000200(一表)震災寄附金控除額、K0000210(一表)申告記載寄附金控除額、(一表)再取得住宅借入金控除額、(一表)滅失 住宅借入金控除額、(一表)重複適用住宅借入金控除額、K0000250(一表)特定震災寄附金税額控除額、K0000260(一表)申告記載寄附金税額控除 額、(四表付表一)繰越本年震災青色損失額、(四表付表一)繰越本年青色純損失額、(四表付表一)繰越本年震災山林被災損失額、(四表付表一)繰 越本年山林特定純損失額、(四表付表一)繰越本年震災その他被災損失額、(四表付表一)繰越本年その他特定純損失額、(四表付表二)繰越本年特 定雜損失額、(五表)震災寄附金控除額、(五表)申告記載寄附金控除額、(五表)再取得住宅借入金控除額、(五表)滅失住宅借入金控除額、(五表) 重複適用住宅借入金控除額、(五表)特定震災寄附金税額控除額、(五表)申告記載寄附金税額控除額、(一表)基準所得税額、(一表)復興特別所得 税額、(一表)合計所得税額、(五表)復興基準所得税額、(五表)復興特別所得税額、(五表)復興合計所得税額、(一表)特定支出区分、(一表)外国 税額控除区分、(五表)特定支出区分、(五表)外国税額控除区分、納住所以外事業所、納屋号、内訳所得の種類6、内訳所得の場所6、内訳給与 支払者名称\_6、内訳\_収入金額 6、内訳\_源泉徴収税額 6、ABD00070内訳次葉.源泉徴収合計額、専従者.氏名 1、専従者\_生年月日\_年号 1、専従者\_生 年月日\_年\_1、専従者\_生年月日\_月\_1、専従者\_生年月日\_日\_1、専従者\_続柄\_1、専従者\_従事月数内容\_1、専従者\_専従者控除額 1、専従者\_氏名\_2、専従 者 生年月日 年号 2、専従者 生年月日 年 2、専従者 生年月日 月 2、専従者 生年月日 日 2、専従者 続柄 2、専従者 従事月数内容 2、専従者 専従者 控除額 2、專従者 氏名 3、專従者 生年月日 年号 3、專従者 生年月日 年 3、專従者 生年月日 月 3、專従者 生年月日 日 3、專従者 続柄 3、專従者 従 事月数内容\_3、専従者\_専従者控除額\_3、専従次葉\_項目名、専従次葉\_金額、専従次葉\_専従控除額合計、雑等\_必要経費等\_下\_1、雑等\_差引金額\_上\_1、 雑等 差引金額 下 1、雑等 必要経費等 下 2、雑等 差引金額 上 2、雑等 差引金額 下 2、雑等 必要経費等 下 3、雑等 差引金額 上 3、雑等 差引金額 下 3、雑等 必要経費等 下 4、雑等 差引金額 上 4、雑等 差引金額 下 4、ABH00550震災関連寄附金、扶養親族 名 4、扶養親族 続柄 4、扶養親族 生 年月日\_年号\_4、扶養親族生年月日\_年\_4、扶養親族生年月日\_月\_4、扶養親族生年月日\_日\_4、扶養親族控除額\_4、ABI00010\_CD給与\_年金外徵収\_区 分、ABI00010 NM給与 年金外徵収区分名、控配専従 氏名、控配専従 給与、株式等譲渡所得割額控除額、事 番号、事 所得金額、事 損通特例前不 動産所得、事\_青色申告特控額、事\_事業資産の譲損等、開始」廃止の区分、開始廃止の区分名、開始廃止月日\_月、開始廃止月日\_日、他県の事務所区 分、他県の事務所区分名、分短一般収入、分短軽減収入、分長一般収入、分長特定収入、分長軽課収入、未公開株式収入、上場株式譲渡収入、上場 株式配当収入、先物取引収入、山林収入、退職収入、分短一般所得、分短軽減所得、分長一般所得、分長特定所得、分長軽課所得、未公開株式所 得、上場株式譲渡所得、上場株式配当所得、先物取引所得、山林所得、退職所得、総合課税の合計額、所得から差し引かれる金額、9.対応分、57\_5 8\_对応分、59\_60\_61\_对応分、62\_63\_对応分、64\_对応分、65\_对応分、66\_对応分、67\_对応分、68\_对応分、69\_对応分、70\_对応分、71\_对応 分、72 対応分、73 対応分、74 対応分、75 対応分、76から83までの合計、本年分62 63繰損額、株翌年以後繰越損失額、本年分の64繰越損 失額、本年分の65繰越損失額、先翌年以後繰越損失額、条文」法区分1、条文法区分名1、条文条11、条文条21、条文条31、条文項1、条文 号 1、条文 法区分 2、条文 法区分名 2、条文 条 1 2、条文 条 2 2、条文 条 3 2、条文 項 2、条文 号 2、条文 法区分 3、条文 法区分名 3、条文 条 1 3、 条文 条2 3、条文 条3 3、条文 項 3、条文 号 3、分譲明 区分 1、分譲明 所得の場所 1、分譲明 必要経費 上 1、分譲明 必要経費 下 1、分譲明 差引金 額上\_1、分譲明,差引金額,下\_1、分譲明,特控額\_1、分譲明,区分\_2、分譲明,所得の場所\_2、分譲明,必要経費,上、2、分譲明,必要経費,下\_2、分譲明,差引 金額\_上、2、分譲明\_差引金額下、2、分譲明\_特控額2、分譲明\_合計、分離配当\_種目」所得の場所、分離配当\_収入金額、分離配当\_負債の利子、分離配 当」差引金額、退職所得の場所、退職所得」収入金額上、退職所得」収入金額下、退職所得控除額上、退職所得控除額、納、納税地区分、経常所得、分 短区分等、分短一般区分等、分短一般区分等名、分短軽減区分等、分短軽減区分等名、分短所得の場所、分短収入金額、分短必要経費等 上、分短 必要経費等 下、分短 差引金額 上、分短 差引金額 下、分短 損失又は所得 上、分短 損失又は所得 下、総合短期 差引金額 上、総合短期 差 引金額下、総合短期、特控額、総合短期、損失又は所得、上、総合短期、損失又は所得、下、分長、区分等、分長、一般、区分等、分長、一般、区分等名、分長、 特定区分等、分長、特定区分等名、分長、軽課区分等、分長、軽課区分等名、分長、所得の場所、分長、収入金額、分長、必要経費等上、、分長、必要経費 等下、分長差引金額上、分長差引金額下、分長損失又は所得上、分長損失又は所得下、総合長期差引金額上、総合長期差引金額下、総合長 期、特控額、総合長期、損失又は所得、上、総合長期、損失又は所得、下、一時、差引金額、一時、特控額、一時、損失又は所得、上、一時、損失又は所得、下、 山林・収入金額、山林・損失又は所得、退職・区分等、退職・所得の場所、退職・収入金額・上、退職・収入金額、退職・必要経費等・上、退職・必要経費等、退 職差引金額上、退職差引金額、退職損失又は所得、未公開株式収入金額、未公開株式損失又は所得、上場株式収入金額、上場株式損失又は所 得、上場配当」区分等、上場配当」所得の場所、上場配当、収入金額、上場配当、必要経費等、上場配当、差引金額、上場配当、損失又は所得、先物取引、 収入金額、先物取引.損失又は所得、特例適用条文、経常所得.通算前、短期.総合譲渡.通算前、長期.分譲.特損.通算前、長期.総合譲渡.通算前、-通算前、経常所得」一通後、短期、総合譲渡」一通後、長期、分譲、特損、一通後、長期、総合譲渡、一通後、一時、一通後、山林、一通後、経常所得、二通後、短 期\_総合譲渡 二通後、長期\_分譲 特損\_二通後、長期\_総合譲渡\_二通後、一時\_二通後、山林\_二通後、退職 二通後、経常所得\_三通後、短期 総合譲渡\_三 通後、長期 分譲 特損 三通後、長期 総合譲渡 三通後、一時 三通後、山林 三通後、退職 三通後、経常所得 損失又は所得下、短期 総合 損失又は所 得下、長期分譲損失又は所得下、一時損失又は所得下、山林損失又は所得下、退職損失又は所得下、損失又は所得の合計額下、青色申告者損失 の金額、居住通算後譲損額、変動所得損失額、営業等・被災資産の種類等、営業等・損害の原因、営業等・損害年月日」年号、営業等・損害年月日」年、営 業等\_損害年月日\_月、営業等\_損害年月日\_日、営業等\_損害金額、営業等\_保険金補てん金額、営業等\_差引損失額、不動産\_被災資産の種類等、不動産 損害の原因、不動産」損害年月日」年号、不動産」損害年月日」年、不動産」損害年月日」月、不動産」損害年月日」日、不動産」損害金額、不動産」保険金補 てん金額、不動産」差引損失額、山林、被災資産の種類等、山林、損害の原因、山林、損害年月日、年号、山林、損害年月日、年、山林、損害年月日、口林、 損害年月日\_日、山林.損害金額、山林.保険金補てん金額、山林.差引損失額、山林外所得の被災損失額、山林の被災資産損失額、A.年分.A.年号、A. 年分」A、A、A、青色の場合、年号、A、青色の場合、年、A、白色の場合、年号、A、白色の場合、年、B、年分、B、年分、B、年分、B、青色の場合、年号、B、青 色の場合\_年、B\_白色の場合\_年号、B\_白色の場合\_年、C\_年分 $_C$ 年号、C\_年号、C\_年号、C\_青色の場合\_年号、C\_青色の場合\_年、C\_白色の場合\_年号、C白色の場合\_年、A\_山林外損失、A\_山林所得損失、A\_変動所得損失、A.被災資産損失,山林以外、A.被災資産損失,山林、A\_居住通算後讓損額、A.雑 損失、B\_山林外損失、B\_山林所得損失、B.変動所得損失、B.被災資産損失\_山林以外、B\_被災資産損失\_山林、B\_居住通算後譲損額、B.雑損失、C\_ 山林外損失、C」山林所得損失、C。変動所得損失、C.被災資產損失,山林以外、C.被災資產損失,山林、C.居住通算後讓損額、C.維損失、本引.A.山林 外損失、本引、A、山林所得損失、本引、A、変動所得損失、本引、A、山林以外、本引、A、山林、本引、A、居住通算後讓損額、本引、A、雜損失、本引、B、山林外 損失、本引、B\_山林所得損失、本引、B.変動所得損失、本引、B.山林以外、本引、B.山林、本引、B.居住通算後讓損額、本引、B.雑損失、本引、C.山林外損 失、本引 C 山林所得損失、本引 C 変動所得損失、本引 C 山林以外、本引 C 山林、本引 C 居住通算後譲損額、本引 C 雑損失、本年分株式譲渡損失 額、本年分上場株式配当損失額、本年分先物取引損失額、翌引\_B\_山林外損失、翌引\_B\_山林所得損失、翌引\_B\_変動所得損失、翌引\_B\_山林以外、翌 引B山林、翌引B居住通算後譲損額、翌引B難損失、翌引C山林外損失、翌引C山林所得損失、翌引C変動所得損失、翌引C山林以外、翌引 C.山林、翌引、C.居住通算後讓損額、翌引、C. 雜損失、翌引、雜医寄使用所得計、翌年後繰越本年分雜損失額、翌年後繰越株式譲渡損失額、翌年後繰 越先物取引損失額、総合譲渡 一時所得、その他」所得の種類 1、その他」所得金額 1、その他」所得の種類 2、その他」所得金額 2、ABR00255寄附金控 除区分、ABR00260寄附金控除額、所得控除合計、10\_対応分、11\_対応分、28 対応分、29 対応分、30\_対応分、税額 計、税控\_名称、税控\_区分、税 控控除額、税控止借入金等特控区分、税控住借入金等特控額、ABR00495税控政党等寄附金特控区分、ABR00500税控政党等寄附金特控額、 ABR01080\_CD住控\_住耐改特控区分、ABR01080\_NM住控\_住耐改特控区分名、ABR01090\_CD住控\_住特改特控区分、ABR01090\_NM住控\_住特改特控 区分名、ABR01100 CD住控 認長優住特控区分、ABR01100 NM住控 認長優住特控区分名、ABR01110住控 区分、ABR00503住耐改 住特改 認長優 控除、ABR01140所得税及び復興特別所得税の額、ABR00550源泉徴収税額、ABR00560申告納税額、ABR00570予定納税額、ABR00604申告納税 額の増加額、ABR00606第3期分の税額の増加額、所得\_所得の種類\_1、所得\_種目\_所得の場所\_1、所得\_収入金額 1、所得\_必要経費\_1、所得\_所得の種 類 2、所得種目 所得の場所 2、所得 収入金額 2、所得 必要経費 2、異動の理由、専従者 控除額異動前 1、専従者 控除額異動後 1、専従者 控除額 異動前 2、専従者 控除額異動後 2、所得控除の種類 1、所得控除額 1、所得控除 異動の理由 1、所得控除の種類 2、所得控除額 2、所得控除 異動の 理由\_2、所得控除の種類 3、所得控除額 3、所得控除 異動の理由\_3、税額控除等の種類\_1、税額控除額等\_1、税控\_異動の理由\_1、税額控除等の種類 \_2、税額控除額等\_2、税控異動の理由\_2、条例指定分\_都道府県、条例指定分\_市区町村、事異動の理由、内特徴区分、状態区分、徴収区分、課税区 分、所得割非課税事由、均等割非課税事由、特徵決定年月日、特徵発付年月日、普徵決定年月日、普徵発付年月日、強制入力区分、課税保留区分、 減免通知年月日、減免事由、給報資料枚数、年金資料枚数、確申資料枚数、地申資料枚数、その他資料枚数、課税月、課税期、変更月、変更期

#### (6)住民税関係(その4)

特徴異動区分、特徴異動年月、徴収期、納入月、過年度区分、訂正分給報区分、非課税区分、税務署調査対象区分、税務署連絡対象区分、期月区 分、期別税額、期別充当額、納期変更区分、中止予定区分、中止事由、主担当区分、特徴係伺書発行区分、特徴係伺書発行年月日、夫統一コード、置 換区分、置換メッセージ1、置換メッセージ2、置換メッセージ3、置換メッセージ4、置換メッセージ5、置換メッセージ6、置換メッセージ7、置換メッセージ 8、置換メッセージ9、置換メッセージ10、合計所得金額、本人前控配区分、本人前特定扶養数、本人前同居老人扶養数、本人前老人扶養数、本人前そ の他扶養数、本人前年少扶養数、本人前同居特障数、本人前特別障害数、本人前普通障害数、本人前夫有区分、本人前配特適用区分、本人前強制 均等割区分、本人前配偶者合計所得、本人前配偶者特別控除、本人前均等割額、本人後控配区分、本人後特定扶養数、本人後同居老人扶養数、本 人後老人扶養数、本人後その他扶養数、本人後年少扶養数、本人後同居特障数、本人後特別障害数、本人後普通障害数、本人後夫有区分、本人後 配特適用区分、本人後強制均等割区分、本人後配偶者合計所得、本人後配偶者特別控除、本人後均等割額、配偶者控配区分、配偶者特定扶養数、 配偶者同居老人扶養数、配偶者老人扶養数、配偶者その他扶養数、配偶者年少扶養数、配偶者同居特障数、配偶者特別障害数、配偶者普通障害 数、配偶者夫有区分、配偶者配特適用区分、配偶者強制均等割区分、配偶者配偶者合計所得、配偶者配偶者特別控除、配偶者均等割額、発行連番、 本税事務所事業所家屋敷区分、納税通知書発付日、税額更正日、税額更正事由コード、納付手段、期別コード1、期別区分1、調定額1、調定増減額1、 納期限1、納期限区分1、納期特例有無区分1、期別コード2、期別区分2、調定額2、調定増減額2、納期限2、納期限区分2、納期特例有無区分2、期別 コード3、期別区分3、調定額3、調定増減額3、納期限3、納期限区分3、納期特例有無区分3、期別コード4、期別区分4、調定額4、調定増減額4、納期限 4、納期限区分4、納期特例有無区分4、期別コード5、期別区分5、調定額5、調定增減額5、納期限5、納期限区分5、納期特例有無区分5、期別コード6、 期別区分6、調定額6、調定増減額6、納期限6、納期限区分6、納期特例有無区分6、期別コード7、期別区分7、調定額7、調定増減額7、納期限7、納期 限区分7、納期特例有無区分7、期別コード8、期別区分8、調定額8、調定増減額8、納期限8、納期限区分8、納期特例有無区分8、期別コード9、期別区 分9、調定額9、調定増減額9、納期限9、納期限区分9、納期特例有無区分9、期別コード10、期別区分10、調定額10、調定増減額10、納期限10、納期 限区分10、納期特例有無区分10、期別コード11、期別区分11、調定額11、調定増減額11、納期限11、納期限区分11、納期特例有無区分11、期別コ-ド12、期別区分12、調定額12、調定増減額12、納期限12、納期限区分12、納期特例有無区分12、当初例月区分、前回連携履歴番号、最新決定履歴番 号、前回控除不足額、前回充当額合計、前回充当額差額、前回既還付額、前回差引還付額、今回控除前市所得割額、今回控除前道所得割額、今回市 所得割控除額、今回道所得割控除額、今回控除後市所得割額、今回控除後道所得割額、今回控除不足額、今回充当額合計、今回充当額差額、今回 既還付額、今回差引還付額、今回連携履歴番号、連携状態区分、年金保険者コード、年金種別コード、基礎年金番号、回付一連番号、特定方法区分、 特定候補者数、特徴判定区分、市区町村コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、性別、カナ住所、新規引継区分、処理結果、各種 年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、整理番号2、通知年月日、中止年月日、特徵変更月、特別徵収依頼額合計、特別徵収依頼額10月、特別 徵収依頼額12月、特別徴収依頼額2月、特別徴収依頼額4月、特別徴収依頼額6月、特別徴収依頼額8月、特別徴収実績額10月、特別徴収実績額12 月、特別徵収実績額2月、特別徵収実績額4月、特別徴収実績額6月、特別徴収実績額8月、年金支給額、支払回数割特徴税額、年金保険者用整理番 号2、特徵対象外区分、論理削除区分、論理削除年月日、金額1、金額2、各種区分、OL更新有無、金額3、回付年月、仮徵収税額4月、仮徵収税額6月 仮徴収税額8月、収納引継済区分、本算済区分、新年度統一コード、還付理由コード1、還付理由コード2、徴収依頼額、徴収実績額、連携済変更前調 定額、連携済変更後調定額、連携済還付額、連携予定変更前調定額、連携予定変更後調定額、連携予定還付額、還付先区分、予定確定区分、予定連 携回数、確定連携回数、予定期月コード、メモ折衝一連番号、メモ折衝送付区分、折衝年月日、折衝時刻、折衝相手、折衝手段、折衝場所、表題、内 容、重要度、利用期限、ソート用年月日、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、更新年月日、送付管理一連番号、帳票種類、再発行区分、抜 取区分、発付先種類、発付先郵便番号、発付先住所、発付先方書、発付先氏名、返戻年月日、返戻事由、公示送達日、調査経緯、端末検索、賦課情報 確認、電話照会、本籍地照会、関係部局照会、実態調査、調査結果、再送付先、システム登録区分、処理日時、個人法人区分、金額3、回付年月、履歴 番号、仮徴収税額4月、仮徴収税額6月、仮徴収税額8月、中止事由、中止年月日、特徴変更月、収納引継済区分、本算済区分、新年度統一コード、期 月コード、異動コード、異動事由コード、異動年月日、還付理由コード1、還付理由コード2、徴収依頼額、徴収実績額、連携済変更前調定額、連携済変 更後調定額、連携済還付額、連携予定変更前調定額、連携予定変更後調定額、連携予定還付額、還付先区分、予定確定区分、予定連携回数、確定連 携回数、予定期月コード、連携状態区分、連携済区分、出力区分、回答状況コード、回答年月日、地区コード、年金保険者コード、賦課履歴番号、メモ折 衝一連番号、折衝年月日、折衝時刻、折衝相手、折衝手段、折衝場所、内容、利用期限、送付管理一連番号、処理連番、メモ折衝送付区分、調定年 度、賦課年度、納稅通知書番号、表題、重要度、発付年月日、出力年月日、帳票種類、再発行区分、抜取区分、発付先種類、発付先郵便番号、発付先 住所、発付先方書、発付先氏名、返戻年月日、返戻事由、公示送達日、調査経緯、端末検索、賦課情報確認、電話照会、本籍地照会、関係部局照会、 実態調査、調査結果、再送付先、ソート用年月日、システム登録区分、取消区分、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、更新年月日、主キ-ユーザID、処理日時、統一コード、世帯コード、個人法人区分、住登区分、日本人外国人区分、氏名、バージョン、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新 ユーザID、登録日時、更新日時

#### (7)固定資産税関係

個人番号、法人番号、延床面積総評価見込、延床面積実績、評価額総評価見込、評価額実績、1㎡当たり再建築費評点数、経年減点補正率、1点単 価、総評価見込理由、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新ユーザID、返還金決定伺賦課情報のサロゲート主キー、課税年度、区コード、所有者コー ド、変更前土地固定資産税課税標準額、変更後土地固定資産税課税標準額、変更前土地都市計画税課税標準額、変更後土地都市計画税課税標準 額、変更前家屋固定資産税課税標準額、変更後家屋固定資産税課税標準額、変更前家屋都市計画税課税標準額、変更後家屋都市計画税課税標準 額、変更前合計固定資産税課税標準額、変更後合計固定資産税課税標準額、変更前合計都市計画税課税標準額、変更後合計都市計画税課税標準 額、変更前固定資産税額、変更後固定資産税額、変更前都市計画税額、変更後都市計画税額、変更前年税額、変更後年税額、返還金決定伺情報の サロゲート主キー、起案日、起案者コード、返還金決定伺理由文標題、返還金決定伺理由文、返還金決定通知文標題、返還金決定通知文、更正物件 数、返還金文書番号、処理番号、調定年度、非木造基本情報のサロゲート主キー、非木造基本キー情報のサロゲート主キー、家屋一連番号、非木造 管理番号本番、非木造管理番号枝番、入力処理モード、適用基準表区分、新増改滅、家屋区分、工事費、内装仕上メモ、保温工事メモ、評価資料情報 メモ、履歴管理ID、履歴管理VER\_FROM、履歴管理VER\_TO、従前地情報のサロゲート主キー、仮換地管理情報のサロゲート主キー 、並び順、所在 コード、条、丁目、登記所在地本番、登記所在地枝番、甲乙コード、不完全コード、指定開始年月日、登記地目区分、登記地積、課税地積、登記名義人 コード、履歴番号、家屋番号本番1、家屋番号本番2、家屋番号枝番1、家屋番号枝番2、戸順親番、戸順子番1、戸順子番2、戸順附属家番号、建物番 号、登記事由、市街化区域等区分、未完成区分、建物名称、タイプ名称、施工業者、登記所在コード、登記所在条、登記所在丁目、登記所在本番、登記 所在枝番、登記所在甲乙コード、登記所在先コード、登記所在筆数、所有者共有枝番、木造/非木造区分、家屋構造区分、家屋用途区分、主たる用途 無しフラグ、屋根区分、階層地上、階層地下、階層PH、~階層部分、合算コード、住宅個数、住宅床面積、更正ステータス、家屋案件申請書情報のサロ ゲート主キー、家屋案件情報のサロゲート主キー、案件ー連番号、申請種別、申請者氏名、申請年月日、家屋評価情報のサロゲート主キー、物件番 号、建築年次、修正建築年次、再建築費評点数、損耗減点補正率、需給事情減点補正率、建築年次不明フラグ、家屋評価調書伺書情報のサロゲート 主キー、家屋整理番号本番、評価調査書変更伺理由コード、標題、伺理由文、家屋権利登記所有者情報のサロゲート主キー、登記一連番号、所有者 区分、氏名、住所、持分、家屋基本情報のサロゲート主キー、担当区、家屋整理番号枝番、家屋整理番号枝番ソート順、異動理由、除台区分、調査状 況、更正年月日、専有部分個数、区分按分元一連番号、相違理由、親評価区分、再按分フラグ、評価替フラグ、備考、仮登録フラグ、家屋登記情報のサ ロゲート主キー、家屋登記基本情報のサロゲート主キー、登記情報区分、案件担当者キー、木造/非木造担当、案件処理状況、案件確認区分、一括登 録年月日、家屋登記通知書情報のサロゲート主キー、発行番号、物件種別、物件キー、家屋特例・非課税情報のサロゲート主キー、特例コード、特例 補正率、特例終了年度、減免コード、減免補正率、減免期コード、減免床面積、減免終了年度、マンション集会室減免コード、MS減免補正率、MS減免 床面積、非課税コード、非課税床面積、仮換地情報のサロゲート主キー、所在地本番、所在地枝番、異筆、仮換地事由コード、使用収益開始日、納税 者住所不明調査表情報のサロゲート主キー、税目、当初送付先住所、住所不明調査結果、調査結果区分、納税者住所不明調査表明細情報のサロ ゲート主キー、(明細)並び順、返戻日、通知書発送日、送付先住所、調査内容、償却申告状況情報のサロゲート主キー、償却基本情報のサロゲート主 - 、申告書確認年月日、申告フラグ、申告書・葉書区分、申告書一連番号、再送申告書一連番号、申告書送付年月日、申告書受付年月日、申告書 返戻年月日、申告書再送年月日、確認担当者コード、償却賦課情報のサロゲート主キー、調定年月日、価格、特例後減免前課税標準額、課税標準額、 減免前年税額、年税額、配分資産コード、個人法人区分、業種コード、担当地区コード、道税番号、事業種目、事業開始年月日、資本金等、決算月日1、 決算月日2、短縮耐用年数有無、増加償却有無、特別償却有無、償却方法コード、青色申告有無、借用資産有無、申告方法コード、申告書送付先コー ド、申告書送付コード、税務署調査コード、償却基本情報事由、異動資産有無、閲覧年月日、入力確定申告リスト出カフラグ、納税者ID、償却資産情報 のサロゲート主キー、資産整理番号、償却履歴番号、資産種類コード、特殊入力コード、資産名称、資産数量、取得価額、取得年月、耐用年数、償却資 産特例コード、特例率、償却資産減免コード、決定価額、減免率、増減事由コード、残存率、残価到達フラグ、前年度評価額、本年度評価額、異動フラ グ、取消フラグ、所有者コード発番管理情報のサロゲート主キー、所有者種別コード、最終発番所有者コード、土地表示登記所有者情報のサロゲート 主キー、土地登記情報のサロゲート主キー、変更内容、生年月日(文字列)、原因、原因の日付、登記の日付、土地評価調書情報のサロゲート主キー 土地一連番号、土地整理番号、レコードグループ番号、更正事由コード、共有枝番、総合補正区分1、総合補正率1、総合補正区分2、総合補正率2、現 年度評点数、当該土地小規模分地積、異動コード、画地サイン、公衆浴場サイン、小規模又は非住達成率サイン、一般達成率サイン、都市計画税達成 率サイン、都市計画税一般達成率サイン、価格変更サイン、画地終了サイン、画地計算適用サイン、時点修正前評価額小規模分、時点修正前評価額 一般分、時点修正前評価額合計、時点修正後評価額小規模分、時点修正後評価額一般分、時点修正後評価額合計、手入力区分、手計算区分、土地 評価・賦課関連情報のサロゲート主キー、土地家屋賦課台帳のサロゲート主キー、賦課課税年度、賦課履歴番号、土地評価登記情報のサロゲート主 キー、登記名義人番号、登記名義人氏名、土地評価調書伺書情報のサロゲート主キー、減免通知書一連番号、通知用減免コード、減免前土地固定資 産税課税標準額、減免前家屋固定資産税課税標準額、減免前合計固定資産税課税標準額、減免前土地都市計画税課税標準額、減免前家屋都市計 画税課税標準額、減免前合計都市計画税課税標準額、減免前固定資産税額、減免前都市計画税額、土地固定資産税課税標準額、家屋固定資産税課 税標準額、合計固定資産税課税標準額、土地都市計画税課税標準額、家屋都市計画税課税標準額、合計都市計画税課税標準額、固定資産税額、都 市計画税額、土地評価額合計、家屋評価額合計、免税点用土地課税標準額、免税点用家屋課税標準額、土地免税点用サイン、家屋免税点用サイン、 土地件数、家屋件数、土地家屋賦課決定伺情報のサロゲート主キー、賦課決定伺理由コード、賦課決定伺標題、賦課決定伺理由文、賦課決定通知 文、土地課税情報のサロゲート主キー、特例前減免前固定資産税課税標準額小規模分、特例前減免前固定資産税課税標準額一般分、特例前減免前 都市計画稅課稅標準額小規模分、特例前減免前都市計画稅課稅標準額一般分、特例前減免前固定資産稅課稅標準額、特例前減免前都市計画稅課 税標準額、特例後減免前固定資産税課税標準額、特例後減免前都市計画税課税標準額、特例後減免後固定資産税課税標準額、特例後減免後都市 計画税課税標準額、前年度特例前減免前固定資産税課税標準額小規模分、前年度特例前減免前固定資産税課税標準額一般分、前年度特例前減免 前都市計画税課税標準額小規模分、前年度特例前減免前都市計画税課税標準額一般分、前年度特例後減免後固定資産税課税標準額、前年度特例 後減免後都市計画税課税標準額、前年度特例按分後減免後固定資産税課税標準額、前年度特例按分後減免後都市計画税課税標準額、固定資産税 住宅用地特例額小規模分、固定資産税住宅用地特例額一般分、固定資産税住宅用地特例額合計、都市計画税住宅用地特例額小規模分、都市計画 税住宅用地特例額一般分、都市計画税住宅用地特例額合計、固定資産税負担水準小規模分、固定資産税負担調整小規模分、固定資産税負担水準 -般分、固定資産税負担調整一般分、都市計画税負担水準小規模分、都市計画税負担調整小規模分、都市計画税負担水準一般分、都市計画税負担 調整一般分、土地権利登記所有者情報のサロゲート主キー、土地登記・案件情報のサロゲート主キー、土地案件情報のサロゲート主キー、土地登記 日付情報のサロゲート主キー、登記の目的、付記の日付、土地登記通知書情報のサロゲート主キー、登記変更前・変更後区分、登記整理番号、受付 番号、受付年月日、発行年月日、通知書種類、登録日時、更新日時

#### (8)軽自動車税関係

個人番号、法人番号、車両整理番号、車両履歴番号、メッセージ、回収車種、回収標識番号ー管轄、回収標識番号ーかな、回収標識番号ー番号、市町 村名、新規申告理由コード、納税義務者住所、納税義務者氏名、納税義務者生年月日、適用開始年月日、支払期限、収納代行会社名、企業コード、委 託者コード、賦課年度、車種、標識番号ー管轄、標識番号ーかな、標識番号ー番号、賦課履歴番号、納税義務者ー統一コード、承認却下区分、申請却 下理由、申請年月日、申請区分、申請理由、減免区分、変更前減免区分、減免異動年月日、減免異動理由コード、個人法人区分、出力区分、依頼区 分、課税区分、出力区分設定理由、非課税課税免除理由、根拠となる理由区分、入力担当者ID、入力年月日、連絡先連番、連絡先名称、連絡先電話番 号、連絡先使用未使用区分、帳票区分、再発行履歴番号、発付年月日、納税通知書番号、納税義務者ー統一コード、所有者ー統一コード、所有者ー電 話番号、使用者-統一コード、使用者-電話番号、所有形態コード、定置場住所区分、定置場住所コード、定置場住所、旧主たる定置場所在の市町村 名、その他車種、車名、原動機の型式、型式認定番号、型式、年式、排気量、排気量単位区分、車台番号、電気区分、初度検査年月、受付年月日、事実 発生年月日、標識回収有無、標識交付証明書返納有無、申告書受付場所区分、課税保留有無、課税保留理由コード、課税保留解除年月日、課税保留 申告有無、異動年月日、異動理由コード、取得年月日、取得理由コード、廃車年月日、廃車理由コード、変更前課税区分、標識変更有無、変更前車種、 変更前標識番号ー管轄、変更前標識番号ーかな、変更前標識番号ー番号、変更前初度検査年月、変更前車両履歴番号、チェック済フラグ、チェックリ スト出力済フラグ、取消済フラグ、障がい種別、障がい区分、障がい級別・程度、障がい者手帳番号、障がい者手帳交付年月日、有効期限、障がい者-統一コード、納税義務者-障がい者関係種別、運転者-統一コード、運転者-障がい者関係種別、折衝記録番号、折衝種別コード、折衝タイトル、折衝 内容、折衝日時、折衝場所コード、折衝相手コード、重要度区分、他システム間共有フラグ、集計年月、調定年度、税率区分、前月末課税件数、前月末 課税調定額、当月増分件数、当月増分調定額、当月減分件数、当月減分調定額、当月末課税件数、当月末課税調定額、前月末課税台数、前月末非課 税台数、前月末課税免除台数、前月末減免台数、当月增分課税台数、当月增分非課税台数、当月增分課税免除台数、当月增分減免台数、当月減分 課税台数、当月減分非課税台数、当月減分課税免除台数、当月減分減免台数、当月末非課税台数、当月末課税免除台数、当月末減免台数、納稅通 知書発付連番、納稅通知書発送区分、納稅通知書作成年月日、納稅通知書作成時点一郵便番号、納稅通知書作成時点一氏名、納稅通知書作成時点 ー住所、納税通知書作成時点一方書、集計年度、集計月、寄託先コード、受入枚数、受入枚数一内委託先、交付枚数、交付枚数一内委託先、年度内 一新規、年度内一新規一内委託先、年度内一譲渡、年度内一譲渡一内標識変更、年度内一譲渡一内委託先、年度内一変更、年度内一変更一内標識 変更、年度内一廃車、年度内一廃車一内委託先、年度内一課税保留、年度内一証再、集計年月日、賦課異動年月日、賦課異動理由コード、納期限一 始期、納期限、課税額、減免額、増減額、賦課決定理由、賦課決定年月日、決裁番号、決裁済フラグ、当初随時区分、賦課時点一車種、賦課時点一標 識番号-管轄、賦課時点-標識番号-かな、賦課時点-標識番号-番号、賦課時点-車両履歴番号、賦課時点-定置場住所コード、賦課時点-定 置場住所、返戻履歴番号、返戻年月日、返戻理由コード、送付先判明区分、変更前納期限、変更後納期限、再発送年月日、再送先一郵便番号、再送 先-住所・所在地、再送先-方書、再送先-氏名・名称、メモ、調査終了理由区分、収納確認納付年月日、処理区分、統一コード、記録元システムID、 記録識別番号、折衝日、折衝時刻、表題、入力拠点コード、入力課コード、入力日、税目コード、通知書番号、異動コード、課税区、調定額、調定増減 額、納期限区分、納期限年月日、異動事由コード、納税証明書有効期限、車両番号、帳票種別、発付日、宛先 郵便番号、宛先 住所、宛先 方書、宛先 氏名・名称、返戻有無フラグ、返戻日、返戻事由コード、返戻調査状況コード、返戻調査状況メモ、公示送達日、車種コード、日本人」外国人区分、氏名\_ カナ、氏名」漢字、氏名「アルファベット、氏名」漢字併記名、通称名「カナ、通称名」漢字、性別コード、生年月日、住所、方書、市民年月日、除票年月日、除 票事由コード、市内外区分、郵便局区分、納税義務者一氏名・名称、納税義務者一住所、納税義務者一方書、宛先一郵便番号、宛先1、宛先2、宛先 3、宛先4、宛先5、宛先6、カスタマーバーコード、桁オーバー外字有無フラグ、出力理由、連番、発送区分、納税通知書-桁オーバー外字有無フラグ、 納通発付連番、納税義務者一旧住所、納税義務者一旧方書、桁あふれマーク、未登録外字マーク、調定年度、納付額、領収日、収入日

#### (9)税滞納整理関係(その1)

個人番号、法人番号、MT連番、財産番号、回答データ作成年月日、統一コード、カナ氏名、生年月日、住所コード、住所カナ具体名、金融機関コード、店 舗コード、口座種別、口座番号、借越区分、預金・貸付残高、最終取引日、金融機関届出-住所コード、住所漢字具体名、取込データ、徴収担当者コ-ド、イベント種別、徴収担当者コード、企業コード、委託者コード、登録担当者コード、更新担当者コード、徴収担当者コード、徴収担当者コード、徴収担 当者コード、ステータスコード、進行状況コード、ステータスコード、進行状況コード、内容、内容、メモ、徴収担当者コード、滞納原因ランクコード、業種ラ ンクコード、措置状況ランクコード、現年滞納有無、滞納繰越有無、担当者コード、依頼先区分、担当者コード、依頼先区分、滞納宛名コード、滞納宛名 名称、滞納宛名所属名称、郵便番号、住所、方書、担当者コード、依頼先区分、条件作成担当者コード、ソート順番-郵便番号、ソート順番・徴収担当 者、ソート順番-統一コード、ソート昇順降順区分-郵便番号、ソート昇順降順区分-徴収担当者、ソート昇順降順区分-統一コード、通知書番号、同一人 指示前-統一コード、納税管理人-統一コード、納税管理人-氏名、前徴収担当者コード、新徴収担当者コード、個人法人区分、新-住所コード、新-住 所、新-方書、新-続柄名称、新-続柄コード1階層、新-続柄コード2階層、新-続柄コード3階層、新-生年月日、新-電話番号1、新-電話番号2、新-電話 番号3、新-個人漢字名称、新-個人カナ名称、新-法人漢字名称、新-法人カナ名称、旧-住所コード、旧-住所、旧-方書、旧-続柄名称、旧-続柄コード 1階層、旧- 続柄コード2階層、旧- 続柄コード3階層、旧- 生年月日、旧- 電話番号1、旧- 電話番号2、旧- 電話番号3、旧- 個人漢字氏名、旧- 個人カナ氏 名、旧-法人漢字名称、旧-法人力ナ名称、滞納額、未納額、通知書番号、税額、延滞金、通知書番号、納税義務承継税額、売却通知-滞納税額総額、 売却実施-売却価額、売却実施-委託手数料額、売却実施-充当金額、公売公告-滞納者数、公売公告-財産数量、公売公告-税額、公売公告-件数、 換価中止-完納-税額、換価中止-完納-件数、換価中止-その他-税額、換価中止-その他-件数、換価処分-滞納者数、換価処分-財産数量、換価処分 - 公売公告税額、換価処分-公売公告件数、換価処分-公売公告徴収金、換価処分-公売公告以外-税額、換価処分-公売公告以外-徴収金、関連者-統一コード、関連者-氏名、関連者-住所、拡張者-統一コード、納税義務承継税額合計、通知書番号、通知書番号、車種コード、標識番号-所在地・分 類番号、標識番号-記号、標識番号-番号、車体番号、標識番号、債権額、極度額、申立人氏名、申立人住所、住所、方書、氏名、送達書類、通知書番 号、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、滞納者名称、住所、債務者-統一コード、折衝-電話催告、折衝-訪問催告、折衝-来電相談、折 衝-来庁相談、直近の支給額、振込口座、財産番号、銀行口座種別、銀行口座番号、銀行残高、銀行貸付金、銀行口座住所、滞納額その他税、滞納額 市民税、滞納額市道民税、宛名氏名、氏名、続柄名称、職業・勤務先、月収、所在等調査-住基-台帳有無、所在等調査-住基-職権消除年月日、所在 等調査-住基-本籍地、所在等調査-住基-筆頭者、所在等調査-住基-転出予定地区分、所在等調査-市外-調査不明区分、所在等調査-代表者等住 所、所在等調查-代表者等氏名、所在等調查-代表者等関係、個人別-本籍住所、個人別-本籍筆頭者、個人別-現住所、個人別-現住所方書、給与収 入額、給与所得額、その他所得額計、主たる給与以外の合算所得区分-営業所得、主たる給与以外の合算所得区分-農業所得、主たる給与以外の合 算所得区分-その他事業所得、主たる給与以外の合算所得区分-不動産所得、主たる給与以外の合算所得区分-利子所得、主たる給与以外の合算所 得区分-配当所得、主たる給与以外の合算所得区分-雑所得、主たる給与以外の合算所得区分-譲渡・一時所得、総所得額金額、所得控除・雑損、所 得控除-医療費、所得控除-社会保料、所得控除-小規模企業共済、所得控除-生命保険料、所得控除-損害保険料、所得控除-個人年金、所得控除-寄付金、所得控除-配偶者合計所得、所得控除-障·老·寡·勤、所得控除-配偶者、所得控除-配偶者特別、所得控除-扶養、所得控除-基礎、所得控 除額合計、扶養親族該当区分-控配、扶養親族該当区分-老配、扶養親族該当区分-特定、扶養親族該当区分-同老、扶養親族該当区分-老人、扶養 親族該当区分-その他、扶養親族該当区分-同障、扶養親族該当区分-特障、扶養親族該当区分-他障、本人該当区分-夫有、本人該当区分-未成年 者、本人該当区分-特障、本人該当区分-他障、本人該当区分-老年者、本人該当区分-寡婦、本人該当区分-特寡、本人該当区分-寡夫、本人該当区 分-勤労学生、繰越損失、課税標準-総所得、課税標準-分離短期譲渡、課税標準-分離長期譲渡、課税標準-山林所得、課税標準-株式等の譲渡、課 税標準-退職所得、課税標準-分離配当、市税額-特別減税控除前所得割額、市稅額-特別減稅控除額、市稅額-所得割額、市稅額-均等割額、道稅額 - 特別減税控除前所得割額、道税額- 特別減税控除額、道税額- 所得割額、道税額- 均等割額、課税資料記載の所得税額、計算後の所得税額、折衝内 容、被相続人-氏名、被相続人-氏名カナ、被相続人-住所、被相続人-死亡年月日、書類種類-被相続人の住民票の除票、書類種類-被相続人戸籍・ 除籍籍謄本、書類種類- 相続関係説明図、書類種類- 滞納金額明細、続柄名称、相続分、相続財産の評価額、納付責任額、相続人備考、補正後- 宛名 氏名、補正後-郵便番号、補正後-住所、補正後-方書、相続人候補-相続順位、相続人候補-氏名、相続人候補-住所、相続人候補-本籍、

#### (10) 税滞納整理関係(その2)

相続人候補-続柄名称、相続人候補-生年月日、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、MT連番、財産番号、回答データ作成年月日、カナ 氏名、生年月日、住所コード、住所カナ具体名、金融機関コード、店舗コード、口座種別、口座番号、借越区分、預金・貸付残高、最終取引日、金融機関 届出-住所コード、住所漢字具体名、取込データ、徴収担当者コード、イベント種別、企業コード、委託者コード、登録担当者コード、更新担当者コード、 ステータスコード、進行状況コード、内容、メモ、滞納原因ランクコード、業種ランクコード、措置状況ランクコード、現年滞納有無、滞納繰越有無、名義人 印字区分、登録名義人区分、変更前住所、変更前氏名、担当者コード、通知書番号、期別枝番、賦課年度、事業年度-開始年月日、事業年度-終了年 月日、税目コード、税額、収入年月日、納付額、送付先名称、削除金額、削除理由、課税年度、欠損年度、不納欠損額、現年・滞繰区分、不納欠損区 分、即時フラグ、不納欠損処分理由コード、事業倒産フラグ、不納欠損件数、不納欠損合計金額、不納欠損処分年月日、税額配当分、既納付税額、納 付予定額、事件名-年、事件名-記号、事件名-番号、事件名-区分、事件開始年月日、事件終了年月日、執行機関-滞納宛名コード、管理人名称、送付 先-宛名氏名、送付先-郵便番号、送付先-住所、送付先-方書、滞納者-氏名、滞納者-郵便番号、滞納者-住所、滞納者-方書、受付年月日、誓約年月 日、解約年月日、誓約理由コード、誓約理由内容、解約理由コード、備考、支払条件-納付方法区分、発行年月日、納付誓約者-統一コード、納付誓約 者・氏名、納付誓約者・郵便番号、納付誓約者・住所、納付誓約者・方書、委託年月日、委託事由コード、取消年月日、取消・返還理由コード、銀行返却 依頼年月日、返還理由備考、組戻年月日、受託証書番号、証券種類コード、記号番号、支払期日、券面金額、振出期日、支払人、支払場所、振出人-名 称、振出人-住所、振出人-方書、分納回、納期限、誓約額、配当金額-税額、配当金額-延滞金、売却・取立額、公売管理番号、配当計算書用財産名、 権利者・共同担保番号、税目等コード、法定納期限等、債権額、配当順位、配当額、換価年月日、滞納処分費・法定納期限等、滞納処分費・滞納額、滞 納処分費-配当順位、滞納処分費-配当金額、滞納処分費-備考、滞納明細-延滞金計算有無、滞納明細-延滞金計算基準年月日、滞納明細-配当順 位、残余金-交付先、換価代金交付-納入期日、換価代金交付-納入場所、差押解除理由コード、入札者氏名、入札者カナ、郵便番号、住所、方書、入 札順位コード、入札価格、入札取消年月日、入札取消理由コード、入札取消理由詳細、入札取消備考、依頼理由フラグ・滞納処分執行のため、依頼理 由フラグ・処分等による延滞金額変更、依頼理由フラグ・居所・所在不明、依頼理由フラグ・担当者作成・発送済、依頼理由フラグ・納付・受託済、依頼 理由フラグ-滞納処分の停止、依頼理由フラグ-その他、依頼書備考、送付先職員名称、督促状発行理由フラグ-滞納処分、督促状発行理由フラグ-強 制執行、督促状発行理由フラグ・担保権としての競売、督促状発行理由フラグ・企業担保実行手続き、督促状発行理由フラグ・破産手続き、督促状発行 理由フラグ-その他、添付書類フラグ-債権届出の催告書、添付書類フラグ-不動産登記簿謄本、添付書類フラグ-破産宣告の通知、添付書類フラグ-差 押調書等、添付書類フラグ-その他、督促状送達方法区分、旧統一コード、新統一コード、個人法人区分、住登区分、日本人外国人区分、氏名-カナ、氏 名・漢字、氏名・アルファベット、氏名・漢字併記名、性別コード、旧氏名・カナ、旧氏名・漢字、課税の有無、抽出時の税額、抽出時の未納額、抽出時の 収納額、抽出時の速報額、領収年月日、架電回、折衝年月日、折衝時刻、折衝種別、折衝記録ID、登録日時、督促状発送年月日、催告書最終発送年 月日、最終折衝年月日、最終送付帳票ID、最終送付帳票名称、最終送付帳票発送年月日、現年-調定額、現年-収納額、滞繰-調定額、滞繰-収納額、 現年-滞納額、現年-実滞納額、現年-速報額、滞繰-滞納額、滞繰-実滞納額、滞繰-速報額、直近収納年月日、直近収納額、収納連携日時、所在、地 番、家屋番号又は所有者、要共担フラグ、権利者共通番号、照会先名称1、照会先名称2、給与支払者-滞納宛名コード、給与支払者名称1、給与支払 者名称2、文言、処分種別、猶予処理区分、申請-申請年月日、申請-申請期間開始年月日、申請-申請期間終了年月日、申請-承認·却下区分、申請-決定年月日、申請-決定期間開始年月日、申請-決定期間終了年月日、申請-猶予該当条項区分、申請-延滞金免除区分、申請-却下理由詳細、申請-備考、担保提供処理区分、担保提供年月日、猶予原因年月日、担保抵当権設定年月日、担保提供者-統一コード、担保提供者-氏名、担保提供者-郵 便番号、担保提供者-住所、担保提供者-方書、担保解除-決裁区分、担保解除年月日、担保解除理由詳細、担保備考、期間延長-決裁区分、期間延 長-申請年月日、期間延長-申請期間開始年月日、期間延長-申請期間終了年月日、期間延長-承認・却下区分、期間延長-決定年月日、期間延長-決 定期間開始年月日、期間延長-決定期間終了年月日、期間延長-猶予該当条項区分、期間延長-延滞金免除区分、期間延長-却下理由詳細、期間延 長-備考、取消年月日、猶予取消該当条項区分、猶予取消理由詳細、弁明年月日、債権者名称、代表者名称、電話番号、宅地取引登録番号、滞納者 名称、猶予開始年月日、猶予終了年月日、期間延長-決議年月日、期間延長-猶予開始年月日、期間延長-猶予終了年月日、完結年月日、完結理由、 完結担当者コード、送付先-宛名、返戻年月日、返戻理由、催告回数、メモ、更新日時、補正後-宛名氏名、補正後-郵便番号、補正後-住所、補正後-方書、納付書種別、補記事項-該当条項コード、納通-発行年月日、納通-文書番号、納通-納期限、納通-備考、納催-催告年月日、納催-起案年月日、 納催-文書番号、更正フラグ、免除フラグ、分納フラグ、受託フラグ、徴収猶予フラグ、換価猶予フラグ、差押フラグ、交付要求フラグ、参加差押フラグ、繰 上徴収フラグ、執行停止フラグ、速報データ種別、代表統一コード、納税義務拡張区分、納付書送付年月日、督促催告区分、督促発付年月日、督促公 示年月日、最終催告書発行年月日、時効完成予定年月日、課税区コード、収納額、滞納繰越額、繰越時収納額、減免前確定延滞金、確定延滞金、延 滞金収納額、延滞金不納欠損額、延滞金確定フラグ、法定納期限、督促区分、最終催告書文書番号、差押予告指定納期限、更正事由、更正年月日、 最終収納年月日、時効完成予定年月日、備考、期別、延滞金、繰上納期限、充当順位、時効完成・消滅年月日、通知フラグ、債権申立フラグ、欠損確定 フラグ、滞納処分費番号、処分番号、発生年月日、滞納処分費名称、内訳等、支払先、処分概要、金額欄備考、滞納処分費、入力順、確定延滞金利用 有無、速報値利用有無、延滞金計算基準年月日、延滞金計算有無、繰上差押有無、納期未到来有無

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

税情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク									
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カードなどと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うことで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。								
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。								
その他の措置の内容	_								
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容	〈税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置〉 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で申告書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 電子データで提出される申告情報等は、国税連携及び電子申告の専用回線を介して入手するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 紙媒体や電子記録媒体の申告等情報は、本人等が来庁して提出するか直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 〈税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置〉システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 〈住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置〉システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 〈住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置〉システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 〈システム外の措置〉 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。								
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [ 特に力を入れている ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク								
入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 ※ 国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。								
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日) と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。								
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報をそのまま保管する。 3 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 4 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。								
その他の措置の内容	_								
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	<税システム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)における措置> 1 電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の専用回線を介して暗号化通信により入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。 2 紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 3 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。  <税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置>システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。  <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。  <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れるリスクはことはな					
	い。					
リスクへの対策は十分か	1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

	-	T-1		の使用	-
		DEL A		// 14EB E	-
· • • •	IST AC		. 1 = +11	ソノコと・バ	-

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク									
1 税業務に関する宛名情報は、システム基盤(税宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員 <mark> 宛名システム等における措置</mark> の内容 2 税業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定する。。。									
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。								
その他の措置の内容	_								
リスクへの対策は十分か	「 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユーサ	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。					
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[ 行っている ]       <選択肢>         1) 行っている       2) 行っていない					
	具体的な管理方法	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所 属長)及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行 う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。					
アクセ	zス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。					
特定值	固人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない					
	具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録し ている。					
その他	也の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行い、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。					
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	3: 従業者が事務外で	 用するリスク					
リスク	に対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 2 システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。					
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	4: 特定個人情報ファイ	レが不正に複製されるリスク					
リスク	に対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組み となっている。					
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
44-4-7		7 0 11 0 11 - 1 7 3 3 7 0 11 - 11 - 1 - 1 - 7 1 - 11					

### | 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。

- 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。 5 特定個人情報の目視が不要なシステム(税収納、税証明、税滞納整理)については、システム画面に個人番号を表示しない。

#### ]委託しない 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 札幌市が規定する特定個人情報等取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結 情報保護管理体制の確認 している。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 3 サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止してい 具体的な制限方法 る。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等 の方法を定める。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管して いる。 くシステム基盤(税宛名)および各税システムの運用保守業務における措置> システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職 員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなア 具体的な方法 クセスをしたかを把握できるようになっている。 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を順守していることを監査する等、その利用の正当 性について確認することが技術基準に定められている。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない (内容) 委託先から他者への 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めてい 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告 の確認方法 させている。 (内容) 委託元と委託先間の 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めてい 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法 この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定して いる。また遵守内容について定期的に報告させている。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない (内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めてい ルールの内容及び ルール遵守の確認方 (確認方法) 法 この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定 している。 く選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する ] 定めている 規定 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、 以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 規定の内容 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと

再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 確保		[	特に力を入れて行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない	vる 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法			この特記事項の中で、再委請 託先が札幌市の規定する* ことと規定している。	モすると 寺定個人	きは必ず札幌市の許諾を得る	記事項」を遵守するよう定めてい にとと規定している。その際には、 適合しているか予め確認して許諾 的に報告させている。
その他	也の措置の内容	_				
リスク	リスクへの対策は十分か		特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_						

5. 特定個人情報の提供・移	眃 (委託や情報提供ネットワーク	<b>パシステムを通じた提供を除く。)</b>	[ ]提供・移転しない				
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転 の記録	[ 記録を残している	<選択肢>   1)記録を残している	2) 記録を残していない				
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の実 テム出力した時の実行記録が保		紙で提供・移転を行う場合も、紙をシス				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている	<選択肢>   1)定めている	2) 定めていない				
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	限定する。 (確認方法)	情報連携は、番号法や条例などの	D関係法令で定められた必要な範囲に 認している。				
その他の措置の内容	する者を管理し、情報の持ち出し 2 システムにより自動化されて 報システム部門の職員が立会う 3 外部記憶媒体へのコピーを勢	しを制限する。 いる情報の提供・移転処理以外 う。	を扱うシステムへのアクセス権限」を有で、情報の提供・移転を行う場合は、情 体利用制御システムにより外部記憶媒 している。				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	<選択肢>   1)特に力を入れてい。 3)課題が残されている。					
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	2 システム処理によらない特定	いように、管理されたネットワーク E個人情報の提供・移転を行う必 テム部門の管理の下に実施する	要がある場合は、業務主管部門からの				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	<選択肢>   1)特に力を入れてい。   3)課題が残されている。					
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手	Fに提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	者によるオンラインでの誤入力を 力を誤りやすい業務については マニュアルを充実させるとともに ② 情報を提供・移転するファイ は連携されない。 ③ システムによって入力内容・ 2 誤った相手に情報を提供・移 ① 本市の情報システム部門に がある。また、承認された相手シ	、情報の入力結果に誤りがないかを防止するため、入力が必要なず 、入力結果を後日に抜き出して再 、、マニュアルを順守するよう徹底 ノルはシステム上で形式が定義さ や計算内容のエラーチェックが行 野転してしまうリスクへの措置	れており、定義された形式の情報以外 われている。 との情報連携について承認を得る必要 仕組みになっている。				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	<選択肢>   1)特に力を入れてい。 3)課題が残されてい。					
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置							
_							

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	- [	] 接続しない(入手	) [	] 接続しない(提供)				
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク									
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連打の各業務システムから、情報提供オ <中間サーバー・ソフトウェアにおける 1 番号法上認められた情報連携以外 いように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログ め、不適切な接続端末の操作や、不過	マットワー: 計置> トの照会を ブイン・ロ!	クシステム側へのアクセ E拒否する機能を有して グアウトを実施した職員	zスはで [おり、目 i、時刻、	きない。 的外の入手が行われな 操作内容が記録されるた				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	1) 特	択肢> ドに力を入れている !題が残されている	2) +	-分である				
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク								
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連市の各業務システムから、情報提供オットワークシステムは、個人いる。中間サーバーは、この情報提供をいる。中間サーバーは、この情報提供を保っている。中間サーバー・プラットフォームにおり、安全性を保っている。中間サーバー・プラットフォームにおり、中間サーバーと地方自治体等との用し、地方自治体等との用し、地方自治体等ごとに通信回線をる。	ペットワーグ 措置	クシステム側へのアクセ 護委員会との協議を経ークシステムを使用した シットワークシステムとの ク等)を利用することに ては、VPN(仮想プライ とともに、通信を暗号(	マスはで て内閣総 特定個 間は、高 で ベートネ	きない。 総理大臣が設置・管理して 人情報しか入手できない 度なセキュリティを維持し 全性を確保している。 シットワーク)等の技術を利				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	1) 特	択肢> Fに力を入れている !題が残されている	2) +	-分である				
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク								
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける情報提供ネットワークシステムは、個」いる。中間サーバーは、この情報提供設計になっている。そのため、照会対策	人情報保	-クシステムを使用した	特定個。	人情報しか入手できない				
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	1) 特	択肢> ドニカを入れている !題が残されている	2) +	-分である				

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク								
	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専 用回線により通信を行う。							
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。							
リスクへの対策は十分か	(選択肢>   (選択肢>   1) 特に力を入れている   1) 特に力を入れている   2) 十分である   3) 課題が残されている							
リスク5: 不正な提供が行わ								
リスクに対する措置の内容	く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 機微情報(支援措置対象者情報等)については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。							
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク							
リスクに対する措置の内容							
	2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。						
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク						
	く札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。 ③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。						
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。						
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他のリスク①: 不正なアクセスがなされるリスク

<札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報 提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。

く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不 適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。

その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

<札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことに より、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

- 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉
  1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合) 行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。
- 2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離すること で、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。
- 3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスが あったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

その他のリスク④:情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク

- く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
  1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性 を確保している。
- 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情 報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

#### 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準	(選択肢>						
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない						
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ] <選択肢>						
④安全管理体制・規程の 員への周知	<選択肢>   <選択肢>						
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						
具体的な対策の内容	く札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 くeLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱に定められた基準を満たすデータセンターにサーバを設置するとともに、これら						
	大利奉学及び認定安嗣に定められた基準を制にすり「デセンダーにリーハを設置することもに、これらしの基準に沿ってサーバの管理を行っている。						

⑥技術的対策		[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	
7/1	ックアップ	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
<ul><li>⑧事故発生時手順の策定・ 周知</li></ul>		[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1)発生あり 2)発生なし
	その内容	_
	再発防止策の内容	

⑩死者の個人番号		[	保管している	]	<選択版> 1) 保管している	2) 保管していない		
	具体的な保管方法	生存すん	る市民の個人番号と同様	様に管理	し、保管年数経過後に消去する	5.		
その作	也の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスク	リスクに対する措置の内容 保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクは小さい。							
リスクへの対策は十分か		[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク							
消去手順		[	定めている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。						
その他の措置の内容 -		_						
リスクへの対策は十分か		[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_								

## Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	査	
①自i	己点検 	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	
②監	<b>查</b>	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されていかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プラットフォータについて、定期的に監査を行うこととしている。 <eltaxシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は機構による外部監査を受検することが定められている。</eltaxシステム認定委託先事業者における措置>
2. 従	É業者に対する教育・R	
従業	者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法		<札幌市における措置> 地方税賦課徴収事務にかかわる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置>IPA(情報処理推進機構)が提出する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続が用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することしている。 〈eLTAXシステム認定委託先事業者における措置>技術基準により、認定委託先事業者は、システムに係わる職員に対し、セキュリティ対策についての教育及び研修を実施することが定められている。

## 3. その他のリスク対策

## <札幌市における措置>

情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラ シの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実 現している。

## <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置>

技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリ ティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

# V 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先		郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課			
②請求	<b>求方法</b>	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。			
	特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。			
③手数	<b>数料等</b>	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費 ) 相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。			
④個,	人情報ファイル簿の公表	<b>√海护吽</b> ✓			
	個人情報ファイル名	地方税の賦課徴収事務			
	公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課			
⑤法=	<b>令による特別の手続</b>				
⑥個之記載等	人情報ファイル簿への不 ・	_			
2. 犋	<b>定個人情報ファイルの</b>	の取扱いに関する問合せ			
①連約	 各 <del>先</del>	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 財政局税政部税制課			
②対原	芯方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。			

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年8月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
①方法	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和5年6月12日~7月11日
③期間を短縮する特段の理 由	_
④主な意見の内容	・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。 ・特定個人情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残す べき。 ・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。
⑤評価書への反映	上記1点目の意見を踏まえて、「I、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託 事項については⑥委託先名に社名を反映させた。
3. 第三者点検	
①実施日	平成30年11月28日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手 続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

## (別添3)変更簡所

変更日	)変更箇所 <sub>項目</sub>	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月26日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第16条 番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する 条例	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第16条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用 条例 ((平成27年10月6日条例第42号)以下、「条 例」という。)	事後	条例制定に伴う記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
平成28年1月26日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(59)件 [O]移転を行っている(2)件 []行っていない	[O]提供を行っている(59)件 [O]移転を行っている(54)件 []行っていない	事後	条例制定に伴う記載の変更の ため、重要な変更にあたらない。
平成28年1月26日	Ⅱ-5 移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 ※具体的には該当する事務を行う部署が確定後に追記する。	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育で支援部子育石支援課、同子育で支援部施設運営課、保健福祉局保険課、同高的課、同高的保健福祉部の護援保険課、同高的福祉課、同降健所健康企画課、同総務部路等、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、大会、	事後	条例制定に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成28年1月26日	Ⅱ-5 移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務を行う部署 ※具体的には該当する事務を行う部署が確定 後に追記する。	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児童相談所地域連携課、同子育で支援部子育で支援部場合で支援部界質で支援部場所を設置管課、保険福祉局終務部総務課、同高齢保健福祉部高齢循程課、同高齢保健福祉部高齢循址課、同障がい保健福祉部高齢循址課、同障がい福祉課、同総務部保護自立支援課、同保候院医療部保険企働課、都市局市街地整備保険医療部保険企働課、都市局市街地整備福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出張所	事後	条例制定に伴う記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
平成28年4月12日	I-7② 所属長	税制課長 市村 義範、市民税課長 入澤 豊、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課 長 仲川 憲春	税制課長 增田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
平成28年4月12日	Ⅲ -3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法		1 発効管理 ① 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II.2.⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周如するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順にシステム部門の承認	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、 情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の 承認を得なければ、情報の複製は認められな い仕組みとなっている。	事後	文言整理のため、重要な変更 にあたらない。
平成28年4月12日	Ⅳ-1② 監査	いるかどうかの確認を実施する。内容は以下の とおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報化推進部に報告す る。	く札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	I -2 システム8 国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム(eLTAX)は、総合行政ホットワーグ(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等デクを送受信するシステムであり、次の機能を有する。1 国税連携システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ② 書面で申告された所得税申告書等データ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ 2 税システムから国税連携システム(eLTAX)への連携 ① 扶養是正情報等データ	国税連携システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送 受信するシステムであり、次の機能を有する。1 国税連携システム(eLTAX)から税システムへの連携 (e Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書に割・報酬資料せん、年金・給与資料せん。リーク・ク・連携 (e L民登録外課税通知データ 2 税システムから国税連携システム(eLTAX)への連携 (1 扶養是正情報等データ ② 住民登録外課税通知データ	事前	通知方法の変更(紙から電子)に伴う変更であり、想定されるリスクとその対策には影響がないことから重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	I -5 法令上の根拠	札幌市個人番号利用条例((平成27年10月6日 条例第42号)以下、「条例」という。)	札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日 条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	I-7② 所属長	税制課長 增田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 西崎 弘司、納税指導課長 山田 一雄	税制課長 增田 信一、市民税課長 岩佐 有 三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課 長 山田 一雄	事後	人事異動に伴う記載の変更の ため、重要な変更にあたらな い。
平成29年5月12日	I-(別添1) 事務の内容	・(図・備考欄とも) 金融機関 ・(図) 領収済通知書	・(図・備考欄とも) 金融機関・収納代行業者・指定代理納付者 ・(図) 領収済通知書等 矢印(⑤税額通知等)追加	事後	市税のクレジットカード納付開始に伴う評価対象事務全体像の一部変更であり、特定個人情報ファイルは扱わないため、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ-5 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(59)件 [O]移転を行っている(54)件 []行っていない	[O]提供を行っている(61)件 [O]移転を行っている(54)件 []行っていない	事後	番号法の一部改正に伴う件数 追加であり、重要な変更には あたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ-5 移転先1 ①法令上の根拠	条例第4条第2項	利用条例第4条第2項	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ-5 移転先2 ①法令上の根拠	条例第4条第3項	利用条例第4条第3項	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番1·2·3·4·6·26·39·42· 58·61·62·80·87·94·117	介護保険給付関係情報(項番1のみ「介護 保険法による保険給付の支給若しくは保険料 の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係 情報」という。)」)	介護保険給付等関係情報(項番1のみ「介護保 険法による保険給付の支給、地域支援事業の 実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下 「介護保険給付等関係情報」という。)」)	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番38	-	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 による照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う項目 追加であり、重要な変更には あたらない。
平成29年5月12日	II-5 (別紙1) 項番85の2	-	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及 び管理を行う都道府県知事又は市町村長によ る照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う項目 追加であり、重要な変更には あたらない。
平成29年5月12日	Ⅱ 5 提供先2	1 厚生労働大臣(日本年金機構) 2 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国 家公務員共済組合連合会、日本私立学校振 興,共済事業団 3 地方公務員共済組合連合会を経由して地方 職員共済組合、地方職員共済組合院員共済組合、 市職員共済組合、札幌市職員共済組合 合、川崎市職員共済組合、横京都市職員共済組合、不由屋市職員共済組合、横京都市職員共済組合、本北内市 位合、在市局市職員共済組合、水地方 組合、太島市職員共済組合、北小立学校共済 組合、広島市職員共済組合、北小立学校共済 済組合、福岡市職員共済組合、公立立学校共済 組合、茶等共済組合、全国市町村職員共済組 台連合会	1 厚生労働大臣(日本年金機構) 2 厚生労働大臣(日本年金機構) 2 厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国 家公務員共済組合連合会、日本私立学校振 興・共済事業団 3 地方公務員共済組合連合会合団体共済 職員共済組合、地方職員共済組合任団体共済 部、東京都職員共済組合、公立学校共済組 合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合 連合会	事後	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改定する法律の施行に伴う指定都市職員共済組合の全国市町村職員共済組合連合への加入による変更(集約)であり、重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務 外で使用した場合は直ちに特定可能であること を周知している。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務 外利用禁止と、違反した場合の罰則について周 知している。	制限している。 2 システム操作記録を取得しているため、事務 外で使用した場合は直ちに特定可能であること	事後	個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを明ら かに軽減させる変更であり、 重要な変更にはあたらない。
平成29年5月12日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。	1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。	事後	個人情報の漏えいその他の 事態を発生させるリスクを明ら かに軽減させる変更であり、 重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月13日	I -2 システム2 ③他のシステムとの接続	[]その他( )	[O]その他 (証明書コンビニ交付システム)	事後	接続するシステムの追加であ り重要な変更にはあたらな い。
平成30年6月13日	I -6② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項(1,2、3、4,6、8、9、11,16、18,23、26、27、28、29,31、34、3 5、37、39、40、42、48、54、57、58、59、 61、62、63、64、65、66、67、70、71、7 4、80、84、87、91、92、94、97、101、10 2、103、106、107、108、113、114、11 5、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、23、26、27、28、29、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、11 3、114、115、116、119の項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	I -7② 所属長の役職名	税制課長 增田 信一、市民税課長 岩佐 有三、固定資産税課長 中山 和彦、納税指導課長 山田 一雄	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な変更に あたらない。
平成30年6月13日	I-(別添1) 事務の内容	-	図に「証明発行連携サーバ」、「証明書交付センター(J-LIS)」及び矢印(⑨各種証明)を追加	事後	コンビニ証明書交付発行開始 に伴う評価対象事務全体像の 一部変更であり、特定個人情 報ファイルは扱わないため、 重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-4 委託事項4⑥ 委託先名	株式会社札幌メールサービス	競争入札により決定する。	事後	委託先の決定は競争入札により行われ、委託先が変わることがあるため、調達方法としての記載に変更するものであり、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	II-4 委託事項5億 委託先名	日本ユニシス株式会社北海道支店	競争入札により決定する。	事後	委託先の決定は競争入札により行われ、委託先が変わることがあるため、調達方法としての記載に変更するものであり、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ - 5 提供・移転の有無	[O]提供を行っている(61)件 [O]移転を行っている(54)件 []行っていない	[O]提供を行っている(60)件 [O]移転を行っている(54)件 []行っていない	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 提供先2⑦ 時期・頻度	2 特別徵収税額通知 年1回(7月)	2 年金特徵税額等変更通知 年5回	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 提供先3① 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 提供先4⑥ 提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	特定個人情報の提供方法を 減らす変更であり、重要な変 更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ 5 移転先1	がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部 総務課、同総務部保護自立支援課、同保健所	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育て支援部子育で支援課、同子育で支援課、同子育で支援部、同子育で支援部、同言齡保健福祉部介護保険課、同高齡保健福祉部高齡福祉課、同保健所健康企工課、同総務部等総務課、同総務部保護自立支援課、同保健所総務企業、同総務部保護自立支援課、同保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金館、同保健不金額、同保健不会、以、同保健、可保健不会、以、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ 5 移転先2	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児 童相談所地域連携課、同子育て支援部充 支援課、同子育で支援部施設運営課、保険福 祉局総務部総務課、同高齡保健福祉部高齡福 祉課、同高齡保健福祉部介護保険课、健福祉部 障がい福祉課、同総務部保護自立支援課、城 保険医療部保険企画課、都市局市街地整保 住宅課、各区保健福祉部保護 福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同 保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出 張所	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児 童相談所地域連携課、同子育で支援部布設運営課、保健福 社局総務部総務課、同高齡保健福祉部高齡福 社課、同高齡保健福祉部介護保険課、信高齡保健福祉部介護保険課、信高齡 保健福祉部介護保険課、個清公 障がい福祉課、同総務部保護自立支援課、同 保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部 住宅課、各区保健福祉部保健福祉部保護課、同保健福祉部保護課、不 福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、 保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出 張所	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	II - 5 (別紙1) 項番8	(事務) 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費大(は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの(特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	(事務) 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付 費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所 障害児食費等給付費の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの (特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情 報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護 保険給付等関係情報又は障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付関係情報」という。)で あって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番11	(特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であって 主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護 保険給付等関係情報又は障害者自立支援給 付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 (別紙1) 項番16	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援終付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 (別紙1) 項番26	(特定個人情報) 地方税関係情報、母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 に関する情報、児童手当法による児童手当若 くは特例給付の支給に関する情報(以下「児童 手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係 情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による自立支援給 付の支給に関する情報であって主務省令で定 めるもの	に関する情報、児童手当法による児童手当若し くは特例給付の支給に関する情報(以下「児童	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	II -5 (別紙1) 項番74	(特定個人情報) 地方税関係情報であって主務省令で定めるも の	(特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であって 主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 (別紙1) 項番87	(特定個人情報) 地方税関係情報、母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 に関する情報、児童手当関係情報、介護保険 給付等関係情報又は障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律によ る自立支援給付の支給に関する情報であって 主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 地方税関係情報、母子保健法による養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 に関する情報、児童手当関係情報、介護保険 給付等関係情報又は障害者自立支援給付関 係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番94	(事務) 介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの	(事務) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 (別紙1) 項番106	(事務) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与に関する事務であって主務省令で定め るもの	(事務) 独立行政法人日本学生支援機構法による学資 の貸与及び支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番108	(特定個人情報) 地方税関係情報又は住民票関係情報であって 主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護 保険給付等関係情報又は障害者自立支援給 付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 (別紙1) 項番116	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援総付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	(特定個人情報) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ -5 (別紙1) 項番119	-	都道府県知事による照会を追加	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	II -5 (別紙1) 項番117・120		項目削除	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙2) 項番1	(移転先における用途) 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	(移転先における用途) 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組 里親の登録、里親の認定に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年6月13日	II -5 (別紙2) 項番30	(移転先) 保険福祉局総務部総務課	(移転先) 保健福祉局総務部総務課	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙2) 項番32	(移転先における用途) 外国人通知による生活に困窮する外国人の保 護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する 事務であって規則で定めるもの	(移転先における用途) 生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に関する事務であって規則 で定めるもの	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅱ-5 (別紙2) 項番37	(移転先における用途) 札幌市介護保険条例による保険給付の支給又 は保険料の徴収に関する事務であって規則で 定めるもの	(移転先における用途) 札幌市介護保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年6月13日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に 基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提 供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト 化したもの。	(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
平成30年12月17日	I-1 ②事務の内容 (別添1)事務の内容	-	図中の国税連携システムに係る部分を変更	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅱ -4 委託の有無	5件	6件	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	II -4 委託事項6	-	eLTAX(地方税ポータルシステム)とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務に係る事項を追加	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅱ-6 ①保管場所	-	以下の文言を追加 くeLTAXシステム認定委託先事業者における 措置> 1「電気通信回線その他の電気通信設備に関 する技術基準及び情報通信の技術の利用にお ける安全性及び信頼性を確保するために必要 な事項に関する基準(平成25年総務省告示第 206号、以下「技術基準」という。))及び「認定等 託先事業者の認定等に関する要綱(平成25年6 月20日地電協制定、以下「認定要綱」という。)」に にサーバが設置され、このサーバ上に特定個人 情報が保管される。 2 保管される特定個人情報は、上記基準に 沿つた取扱いが行われる。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅱ-6 ②保管期間	6年以上10年未満	10年以上20年未満	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成30年12月17日	Ⅱ -6 ③消去方法	-	以下の文言を追加 <eltaxシステム認定委託先事業者における 措置&gt; 認定委託先事業者が予め定めた方法により、 情報の消去を行う。</eltaxシステム認定委託先事業者における 	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成30年12月17日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	電子申告・年金特徴システム	審査システム	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	電子申告・年金特徴システム (2か所)	審査システム (2か所)	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じ、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じ、外部 記憶媒体の利用制御システムにより、外部記憶 媒体が作動しないようにすることで、不正な情 報の持ち出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成30年12月17日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議 し、指名見積参加者選考調書に記録している。 審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領およ び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領に よる。	委託業者の選定を行う際に、業務の内容に応じた必要な基準の充足や認証取得状況など特定個人情報の保護を適切に行うことができるか確認するともに、個人情報保護の取扱いについて契約書に定めている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	た データベースへの接続監視を行い 30分年	<システム基盤(税宛名)および各税システムの運用保守業務における措置>システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。 くeLTAXシステム認定委託先事業者における措置>システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を順守していることを監査する等、その利用の正当性について確認することが技術基準に定められている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 リスク3 リスクに対する措置の内容 1 誤った情報を提供・移転し てしまうリスクへの措置	① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。	① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。また、システム操作者によるオンラインでの誤入力を防止するため、入力が必要な業務をシステム化して滅らしたほか、入力を誤りやすい業務については入力結果を後日に抜き出して再確認できるようにしている。更に研修やマニュアルを充実させるとともに、マニュアルを順守するよう徹底している。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	-	以下の文言を追加 くeLTAXシステム認定委託先事業者における 措置> 技術基準及び認定要綱に定められた基準を満 たすデータセンターにサーバを設置するととも に、これらの基準に沿ってサーバの管理を行っ ている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	-	以下の文言を追加 くeLTAXシステム認定委託先事業者における 措置> 技術基準及び認定要綱に沿って、ファイア ウオールによる通信制御やコンピュータウイル ス混入防止などのセキュリティ対策を実施して いる。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク1 ⑪死者の個人番号 具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理し、地 方税法による保管年数経過後に消去する。	生存する市民の個人番号と同様に管理し、保 管年数経過後に消去する。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅲ-7 リスク3 消去手順 手順の内容	1 地方税法に定められた保管年数を経過した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。	1 保管年数を経過した情報に関して、情報を 消去する。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	IV-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	-	以下の文言を追加 くeLTAXシステム認定委託先事業者における 措置> 技術基準により、認定委託先事業者はセキュリ ティ対策の定期的な見直しを行うことが定めら れている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月17日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	-	以下の文言を追加 くeLTAXシステム認定委託先事業者における 措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事 業者は協議会による外部監査を受検することが 定められている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	Ⅳ-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	-	以下の文言を追加 くeLTAXシステム認定委託先事業者における 措置〉 技術基準により、認定委託先事業者は、システムに係わる職員に対し、セキュリティ対策につ いての教育及び研修を実施することが定められ ている。	事前	重要な変更
平成30年12月17日	W-3	-	以下の文言を追加 くeLTAXシステム認定委託先事業者における 措置> 技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリ テラシの高い連用担当者によるセキュリティリス クの低減、及び技術力の高い運用担当者によ る均一的で安定したシステム連用・監視を実現 する。	事前	重要な変更
令和2年6月16日	I - 6(2) 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,13,4,3 5、37、38、39、40、42、48、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、11 3、114、115、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、 16、18、23、26、27、28、29、31、34、3 5、37、38、39、40、42、48、54、57、58、 59、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、11 3、114、115、116、117、120の項)	事後	データ標準レイアウトの改版 に伴う文言修正であり、重要 な変更にはあたらない。
令和2年6月16日	II -4 委託事項6 ①委託内容	一般社団法人地方税電子化協議会(以下「地電協」という。)が運営する地方税ポータルセンターとの間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施	地方税共同機構(以下「機構」という。)が運営する地方税ボータルセンターとの間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施	事後	平成31年4月1日地方税共同機構設立による文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和2年6月16日	Ⅱ -4 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥当性	なお、本市が求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすには、eLTAXと直接、専用線(LGWAN)で連携する必要があるが、eLTAXと専用線で接続できるのは地電協より認定委託先として認められた事業者に限られることなどから、特定個人情報の漏えい等のリスクは限定される。	なお、本市が求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすには、eLTAXと直接、専用線(LGWAN)で連携する必要があるが、eLTAXと専用線で接続できるのは機構より認定委託先として認められた事業者に限られることなどから、特定個人情報の漏えい等のリスクは限定される。	事後	平成31年4月1日地方税共同 機構設立による文言修正であ り、重要な変更にはあたらな い。
令和4年7月19日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	れ既旧は、地力ない郷末頃収収に関する素がにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する	札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライパシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライパシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。別別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法任の他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によりで、関する語を含む。)に関する事務であって主務省令で定め方税の課税準の更なおりに対して、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決決定、執税の告のとなっ提準のの告知、各様と、洗練処分その他の地方財する調査で、犯判事件の調査を含む。)に関する事務と定が出り扱うる事務と定が、特別である。(中略) 《左欄にある※について(以下、評価書中同で取り扱うこととする。)に関する事務と定められている。 の時間、特殊保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。(中略)	札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税 財課、徴収事務を行っている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	I-2 システム9 ②システムの機能	中间リーハ・ノット・ストムは、育牧歴代本ットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバ及び団体内統合宛名)とデータの受有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有することで、符号の取得や他情報保名・指報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符め」と、情報保有機関内である「符り」と、情報保有機関内である「符り」と、情報保会を担付け、その情報の保管・管理を行う。2 情報照会及び情報提供を対象)の情報の表である「特別会の人間を対して、特別の人間を対して、特別の人間を対して、特別の人間を対して、特別の人間を対して、情報の人間を対して、情報というである「特別というでは、一般では、一般である。4 既存システムとの接続システム基盤(市中間サーバ)と情報連携対象、の提供を行う。4 既存システムとの接続システム基盤(内容、特定個人情報(連携対象)のを関係を表し、管理を行う。5 情報提供等記録の管理特定個人情報に連携対象)を開発提供があった旨の情報提供等記録をと成し、管理を行う。6 情報提供等記録の管理特定個人情報で連携対象)を副本として、保持・管理を行う。5 で、一タベース管理特定個人情報で、一方、データの送受信情報提供ネット報について連携を行う。7 データの送受信情報について連携を行う。8 セキュリティ管理特定の暗号について連携を行う。8 セキュリティ管理特定の暗号について連携を行う。8 セキュリティ管理特定の暗号に及び復号にないては、対象を対象、対象を対象、対象の暗号に及び復号に対象を対象を表します。	符号の取得や特定個人情報の照金・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために用いられる見えない番号 共通して用いる番号。宛名番号は、それ会保障地方公共団体等の各業務システム(社て、社会、地方が共通に変して、大き等)におれている。国が管理する情報提供を行う商時間があるが、のではなくなるでいる。国が管理する情報提供を行う商時間があるのではなくなっている。名情報提供を行うでは、セキュリティの観点から個人番号を連介としてやりとりする仕組みになっている。名情報提供を行うでは、セキュリティの観点から個人番号を連介としてやりとり情報照会情報提供来の受強を対して、特定個人情報を提供する。名情報提供で行うでは、できステムとを介して、情報照会の内容、情報提供で行う。と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報の表の大きに関いて連携を行う。 5 情報提供等記録を生成し、管理特定個人情報の配会、又は提供があった旨の情報報について連携を行う。 5 情報提供等記録を生成し、管理する。6 情報提供データベース管理	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	I-2 システム10 ②システムの機能	や 電文への署名付与 電文のバ提供許可証 中間サーバー・ブラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・ブラットフォームの稼働時間など需要吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムに持して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。2 フォーマット・コード変換中間サーバー・ブラットフォームへの連携を行う。2 フォーマット・コード変換中間サーバー・ブラットフォームへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携中間サーバー・ブラットフォームとの間で、情報報告を行う際は、団体内統合第名をシステム本機の会を行う際は、向体内統合業務システムで管理している番号を取得する。なりでは、システム基盤で管理している番号を取得する。4 各業務システムとの情報連携中間サーバー・ブラットフォームとの間で、情報報告が必要となるため、同様の統合元名)から取得する。ない、方内各業務システムを管理している番号を取得する。4 各業務システムとの情報連携中間サーバー・ブラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で、情報転送・情報に会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で、情報を発きる。	特に解し、特殊を引きないて、中間・等理を行ううかとない。 (アードの各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・ブラットフォームの後割をといるで、アナームの情報といるで、アナームをの情報の受け渡します。 (アナーム・アナーム・アナーム・アナーム・アナーム・アナーム・アナーム・アナーム・	事後	文言整理のため、重要な変更 にあたらない。
令和4年7月19日	I -2 システム11 ②システムの機能	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の組付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の組付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の分養・管理個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理中間サーバ・ブラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索を検索といるが完了しているかの状況管理を行う。 4 職員認証・権限の管理システム基盤(団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理システム基盤(団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理情報連携記録の管理情報連携記録の管理庁内各業務システム専用エリア利用のためのロいでスワードの管理及びユーザの認証を行う。		事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	I -2 システム12 ②システムの機能	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けている。 1 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データにして、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データにしてして、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業が、個人番号を含まないデータ内容で連携する。が、個人番号を含まないデータ内容で連携する。 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送番号法別表第2に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)への情報転送を再送記証・権限の管理名システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の生成・管理を行う。	に共称版にたまさ、「「内のセンステムに情報を転する機能を有する。情報を転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	I -2 システム13 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住民異動情報連携システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理税業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携システム基盤(団体内統合宛名)連携システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する納付書情報や応対記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報の連携システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名の管理税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携システム基盤(団体内統合宛名)連携システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	I-2 システム14 ②システムの機能	であり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住 所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確 認情報の検索を行い、検索条件に該当する本 人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の中質を画面上に表表示する。 2 機構(※)への情報照会全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報の中質を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会全国サーバーに対して住民票コード、個人番号双は4情報の組合せをキーとした本人確認情報を受領する。 ※機構・地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。代民政本与帳本ットワークシステムの運営、総合行の作成業務、地方公共団体情報システム機構法(平民政本)・アーク(LGWAN)の運営、総合行のの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報をと、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報を必要合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報をが整合するにとを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を対象とは、表述により、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は、表述は	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	I-4 ①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被扶養者の所得確認などの事務の効率化が図れる。	団体等との情報連携に対応するため。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	I-4 ②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、住民税申告書の情報、総与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となり、より公平な課税に資することが明待される。 2 紙媒体での照会により確認している被扶養者の所得等の確認等において事務負担の削減が可能となる。 3 社会保障分野の手続きで求めている市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減(証明書等入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	1 番号制度の導入により、住民税申告書の情報総与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となり、より公平な課税に資することが明待される。 2 被扶養者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。 3 社会保障分野の手続きで求めている市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、8502、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	番号法の改正に伴う号数の修正及び項番追加
令和4年7月19日	I-(別添1) 事務の内容	-	図における「審査システム(eLTAX)」の位置を 変更	事前	特定個人情報ファイルを取り扱うプロセス及び当該プロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更が生じないことから、リスクを制きせるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-2 ③対象となる個人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うにあたり、納税義務者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	II-3 ⑤本人への明示	地方税法その他の地方税に関する法律並びに 番号法別表第二の27項の規定による。 庁内連携による入手は番号法第9条第2項に 基づく条例において明示されている。	・地方税法その他の地方税に関する法律及び 番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に 基づく条例において明示されている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-3 ⑦使用の主体 - 使用部署	札幌市 財政局 税政部(税制課、市民稅課、固定資産稅課、納稅指導課)、各市稅事務所(納稅課、市民稅課、諸稅課、固定資産稅課)	札幌市 財政局 税政部(税制課、市民税課、 固定資産税課、納稅指導課)、各市税事務所 (納稅課、市民税課、固定資産稅課)、中央市 税事務所諸稅課、北部市税事務所収納管理課	事後	機構変更に伴う記載の変更の ため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-3 ⑧使用方法 - 情報の突合	2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を 紐付けて使用する。	事後	文言整理のため、重要な変更 にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-4 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を 判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理のため、重要な変更 にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-4 委託事項6 ①委託内容	地方税共同機構(以下、「機構」という。)が運営 する地方税ポータルセンターとの間で行うデー タ連携サービスの提供及び運用支援を実施	地方税共同機構(以下、「機構」という。) が運営 する地方税ポータルセンター(eLTAX)との間で 行うデータ連携サービスの提供及び運用支援 を実施	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-4 委託事項6 ②その妥当性	札幌市に対しeLTAXを通じて地方税ポータルセンターから一時期に集中して大量に送信される申告書等のデータは、指定の期日までの限られた期間で正確に処理する必要がある。このため、データを受領するサーバの運用を専門的な知識と技術を保有する事業者に委託することで、データ連携のサービスを安定的に受けることが可能となる。本が求めるサービス仕様及びセキュリティ要件を満たすには、eLTAXと直接、専用線(LGWAN)で連携する必要があるが、eLTAXと専用線で接続できるのは機構より認定委託先事業者として認められた事業者に限られることなどから、特定個人情報の漏えい等のリスクは限定される。	ンター(eLTAX)から一時期に集中して大量に送信される申告書等のデータは、指定の期日まで	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	II -5 提供先1、①法令上の根拠、 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二	号法第19条第8号别表第二	事後	番号法の改正に伴う号数の修 正のため、重要な変更にはあ たらない。
令和4年7月19日	Ⅱ -5 提供先3①法令上の根拠	番号法第19条第9号別表第二	号法第19条第10号別表第二	事後	番号法の改正に伴う号数の修 正のため、重要な変更にはあ たらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番121	-	(特定個人情報) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条 に規定する特定公的給付の支給を実施する行 政機関の長等による照会を追加	事後	番号法の改正に伴う項番追加のため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	II-6 ①保管場所	< 札幌市における措置 > 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 < 中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > 1 中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへ入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。(略)	1 中間サーバー・プラットフォームはデータセン	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅱ-6 ③消去方法	く札幌市における措置 > 年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、手動操作でデータベースから情報を消去する。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 く。LTAXシステム認定委託先事業者における措置 > 認定委託先事業者が予め定めた方法により、情報の消去を行う。	を消去する。  <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置  > 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	1 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。2 eLTAXによる申告においては、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うことで、なりすましでないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うことで、なりすましでないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。 2 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	< 税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置> 1 住民からの申告等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識不適切に入手することはない。2 電子データで提出される申告情報等は、国手しており、許取・奪取が行われることはない。3 紙媒体や電子記録媒体により提出されら申しており、詐取・奪取が行われることはない。3 紙媒体や電子記録媒体により提出されら申しており、詐取・奪取が行われることはない。4 税率表としており、計を収益とはない。5 紙媒体や電子記録媒体により提出されら申請取が行われることはない。2 元人のアクセスについては、業務システムへのアクセスについては、業務システムにおける措置>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスについては、業務システムにおける措置>システムへのアクセスについては、業務システムにおり、それ以外の方法ではアクセスはできない。4 団体内統合宛名システムにおける措置>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。5 大郎はかり、それ以外の方法ではアクセスはできない。5 大郎はかり、それ以外の方法ではアクセスはできない。6 大郎はかり、それ以外の方法ではアクセスはできない。6 大郎はかり、それ以外の方法ではアクセスはできない。6 大郎はないるでは、大郎ないるできない。6 大郎ないるできない。6 大郎ないるできない。6 大郎ないるできない。6 大郎ないるできない。6 大郎ないるできないるできないるできないるできないるできない。6 大郎ないるできないるできないるできないるできないるできないる中できないるできないるできないるできないるできないるできないるできないるできないる	ムにおける措置> 1 手続に当たつては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で申告書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 電子データで提出される申告情報等は、国税連携及び電子申告の専用回線を介して入手するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 紙媒体や電子記録媒体の申告等情報は、本人等が来庁して提出するか直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 <税宛名システム、税収納システム、税滞納整ジステムにおける措置>システムにおける措置>システムにおける措置>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <付成内統合宛名システムにおける措置>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 く住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の 提示や署名用電子証明書及び当該電子証明 書により確認される電子署名が行われた当該 提供に係る情報の送信を受けることなどによ り、必ず本人確認を行う。 ※ 国税庁等から入手する情報については、各 入手元において番号法16条に基づく本人確認 が行われている。	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の 提示を受けることなどにより、必ず本人確認を 行う。 ※ 国税庁等からは、当該団体等が番号法第 16条に基づく本人確認を行って入手した情報が 提供される。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の 提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4 情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がな いか比較することにより、個人番号の真正性を 確認する。	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の 提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住 所・性別・生年月日)と差異がないか比較するこ とにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	もに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報を そのまま保管することで、正確性を確保してい る。 3 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報を そのまま保管する。 3 システム操作者は特定個人情報の入力結 果に誤りがないか、必ず確認を行う。 4 業務に関係のない職員が特定個人情報を 変更したりすることがないよう、システムを利用 できる職員を限定する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
	<b>Ⅲ</b> -2	く税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置> 1 電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム及び審査システムの専用回線を介して随号化通信により入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。 2 紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 3 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。	<税ンステム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)における措置>1 電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の専用回線を介して暗号化通信により入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて税システムに取り込むことで漏えい、紛失を防止している。2 紙媒体及び電子媒体により提出された申告等相は、鍵付きの保管庫で保管する。3 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。 < 税犯名システム、税収納システム、税滞納整		文言整理のため、重要な変更
令和4年7月19日	リスク4 リスクに対する措置の内容	理システムにおける措置>システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 〈住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置〉住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。	理システムにおける措置>シンステムにはける措置>以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れるリスクは小さい。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れるリスクは小さい。 〈住民基本台帳ネットワークシステムを協議に専用回線を用いるため、外部に漏れるリスクは小さい。		にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-3 リスク1 宛名システム等における措置 の内容	ム基盤(税宛名)において実施しており、事務で 使用する部署の職員のみが当該情報にアクセ スし、利用できる仕組みとなっている。 2 税業務以外との情報連携は、番号法や条例 などの関係法令で定められた必要な範囲に限 定される。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民 基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携	1 税業務に関する宛名情報は、システム基盤 (税宛名)に保存しており、事務で使用する部署 の職員のみが当該情報にアクセスし、利用でき る仕組みとなっている。 2 税業務以外との情報連携は、番号法や条例 などの関係法令で定められた必要な範囲に限 定する。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民 基本台帳に関する情報連携に限定する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携 は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲 に限定する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報 連携に必要な範囲に限定する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-3	1 発効管理 (1) 認証サーバにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をバターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 (2) アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II.2.(⑤事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。 2 失効管理 た場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、実施やは、実施手順に表でき業務を管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ 2 (⑤事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度バスワード認証を要求する設定としている。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行い、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務		事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	アウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわた り個人情報を表示させない。	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	委託業者の選定を行う際に、業務の内容に応じた必要な基準の充足や認証取得状況など特定個人情報の保護を適切に行うことができるか確認するとともに、個人情報保護の取扱いについて契約書に定めている。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理 基準に適合しているか予め確認して委託契約を 締結している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限 具体的な制限方法	サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	1 特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 2 電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 3 サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱 いの記録 具体的な方法	<システム基盤(税宛名)および各税システムの運用保守業務における措置>システム操作記録による記録を残している。また、データペースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。くしLTAXシステム認定委託先事業者における措置>システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を順守していることを監査する等、その利用の正当性について確認することが技術基準に定められている。	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従 業者の利用状況をアクセスログとして記録し、 保管している。 〈システム基盤(税宛名)および各税システム の運用保守業務における措置〉 システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎 に担当職員へメールで監視状況が通知される ようになっており、いつ・だれが、どのデータベー スに・どのようなアクセスをしたかを把握できる ようになっている。 〈eLTAXシステム認定委託先事業者における 措置〉 システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、 法令を順守していることを監査する等、その利 用の正当性について確認することが技術基準 に定められている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの提供 ルール 委託先から他者への提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	サーバ室および事務室からの情報の持ち出し 禁止を仕様書に明記している。 セキュリティ保全の対策状況については、定期 的に報告させている。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報 等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう 定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止 を規定している。また、遵守内容について定期 的に報告させている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの提供 ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	サーバ室および事務室からの情報の持ち出し 禁止を仕様書に明記している。また、セキュリ ティ保全の対策状況について定期的に報告さ せている。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報 等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう 定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段 で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを 規定している。また遵守内容について定期的に 報告させている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵 守の確認方法	「定めていない」 サーバ室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本 市の指示に基づき実施する。	「定めている」 (内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報 等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう 定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段 で消去し、その内容を記録した書面で報告する ことを規定している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に 明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守 事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。 セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に 提示させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の 記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。紙で提供・移転を行う場合も、紙をシステム出力した時の実行記録が保管される。	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。紙で提供・移転を行う場合も、紙をシステム出力した時の実行記録が保管される。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルールの内容及びルール遵 守の確認方法	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	(内容) 札幌市内部の税業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要 な範囲に限定する。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が 適切であるか確認している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以がは書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限している。	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限と有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置 (1) システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。また、システム操作者によるオンラインでの誤入力を防止するため、入力が必要な業務をシステムには入力結果を後日に抜き出して再確認できるようにしている。更に研修やマニュアルを充実させるとともに、マニュアルを順守するよう徹底している。(2) 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されたおり、定義された情報以外は連携されない。(3) システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 (1) 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手に必要している。(2) 管理されたネットワーク上で行われる。システム処理による通信により、特定個人情報の規作・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転付われない。	② 旧報を定決、物報等のファイルによったエム」で形式が定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、相手システムとの情報連携について承認を得る必要がある。また、承認された相手システムとの情報連携されたは世級みになってい	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	(略)  マ中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、所報といる。フェリ、番号法上認められた情報連供許可証を受領してから情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ホットワークシステムに求め、情報提供ホットワークシステムに表。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン・ログアウトを実施した職員、原刻、接続でイン・ログアウトを実施した職員、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基代に第2条号に基件可能な特定個人情報をリスト化した任め、(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっ	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク1 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内容	(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 1 中間サーバーと既存システム、情報提供、ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	性を保っている。  <中間サーバー・ブラットフォームにおける措置  > 1 中間サーバーと既存システム、情報提供 ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク2 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク3 リスクに対する措置の内容		く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情 報保護委員会との協議を経て総務大臣が設 置・管理している。中間サーバーは、この情報 提供ネットワークシステムを使用した特定個人 情報しか入手できない設計になっている。その ため、照会対象者の正確な特定個人情報を入 手することが担保されている。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク3 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク4 リスクに対する措置の内容	(略)  く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置  ) ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政 ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	(略) く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 ) ① 中間サーバーと既存システム、情報提供 ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政・ットワーク)等を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバー・と地方自治体等との間については、VPN(仮想ブライベートネットワーグ)等 を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・ブラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク4 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク5 リスクに対する措置の内容	く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・ブラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、いく中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムがら入手した。 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムがら入手した。 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストとを情報提供表リストを情報提供表リストを情報提供表リストを情報提供表リストを情報提供表リストを情報提供表リストを情報提供表リストロークシステムに信報提供を行う際には、情報提供表が認められた特定個人情報の提供の要求であかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供許可証と情報。 2 情報提供機能により、情報提供許可証と情報、会本の名で対応したり、情報提供表行う際には、情報提供表行することで、特定個人情報の提供許可証と提供表別に対している。 3 特に慎重な対応が求められる情報についてラグを設定し、特定個人情報の提供を行うことで、は自動応答を行わないように自動応答を不可に送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、とし、特定個人情報の提供を行うことで、とリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能でレンシティブな特定個人情報の提供を行うことで、センシティブなたしている。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能でレンプアウトを実施した態員、時刻、操作内容の操作で、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・ブラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連接の要求があるかチェックする機能が構められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が高かられた特定個人情報の方には、情報提供を要求であるかチェックする機能が開発には、照会の容に対応した情報の経験には、所知にと、情報提供ネットワークシステムに、情報提供を行う際には、既会の容に対応した情報の経路情報を受け取ってから、機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報かている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供支援措置が多名情報を)については自動応答を行わないように自動応答を行わないように自動応答を行わないように自動応答を行わないように自動応答を行わないように自動応答を行わないように自動応答を行わないように自動応答をである。提供する機能を行う際に、送信内を改めてが不正に提供されるリスクに対応している。	事後	文言整理のため、重要な変更 にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク5 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク6 リスクに対する措置の内容	(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 >1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証・を関係を決定が実施されるため、不適切な接続端末の操組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバーと関存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークにおいる。中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワーグ等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。2 中間サーバーと団体につい口線を分離でしている。3 中間サーバー・ブラットフォームの保守・運係を利用し、団体ごとに通信回人情報に係る。3 中間サーバー・ブラットフォームの保守・運係を利になりながまたの情報提供を行えないよう管理を行いまた。	> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供 ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行 政ネットワーク等)を利用することにより、不適 切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の 技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を 分離するとともに、通信を暗号化することで安全 性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用 を行う事業者が、特定個人情報に係る業務に はアクセスができないよう管理することで、不適	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク6 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	リスクに対する措置の内容	れ続いた。のかっては、	たファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。 ③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないがチェックしている。2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉〉 1 情報提供ネットワークシステムに情報の提供を報告には、照会内容に対応した情報のとは特報提供を計算を表している。また、情報提供ネットワークシステムに情報のといる。また、情報提供ネットワークシステムに情報のといる。また、情報提供ネットワークシステムが備わっている。これらの機能により、誤った特定のと、情報を提供するリスクに対応している。これらの機能により、誤った作るを発きされるできる。と情報を提供データベースに登録されるをデェックする機能が備わっている。また情報が登録されるをデェックする機能が備わっている。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応を表した情報が登録されるをデェックする機能が備わっている。また情報が登録されるをデェックする機能が備わっている。また情報が登録される下に対している。とかできる。これらによりた特定個人情報を提供してしまうリスクに対応を表した情報がある。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。 現状を踏まえた文言整理のた
令和4年7月19日	Ⅲ-6 リスク7 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリス ク及びそのリスクに対する措 置	本代歌IIII-831 797 197 197 197 197 197 197 197 197 19	る。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。 その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	< 札幌市における措置 > 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室かード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置 (ルータ・HUB) は施錠可能なラックに設置している。 く中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・ブラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域	く札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を 設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された 者でないと入室できない。また、入退室の記録 は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で 保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能な ラックに設置している。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 1 中間サーバー・ブラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をしている。また、設置場 所はデータセンター内の専用の領域とし、他デ	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	く札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバ機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入協知ならネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入協力を行う。 2 中間サーバー・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パクターンファイルの更新を行う。 3 導入しているのS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 くeLTAXシステム認定委託先事業者における措置> は行いるのS及び記録を開き行う。		事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新 しており、更新していない場合は他の職員から 判別可能であるなど複数人で確認できる体制	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から 判別可能であるなど複数人で確認できる体制 にあることから、古い情報のまま保管されるリス つは小さい。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-7 リスク2 リスクへの対応は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	現状を踏まえた文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和4年7月19日	Ⅲ-7	1 保管年数を経過した情報に関して、情報を 消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判 読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判 読できないよう、焼却又は裁断する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	< 札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が順守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務 監査の際に、各職場において、本評価書に記 載された事項等が順守されているかどうか、自 己点検票による確認を行う。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	IV-1 ②監査 具体的な内容	く札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。 (略)	く札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務 監査で、本評価書に記載された事項等が遵守 されているかどうかの確認を実施する。内容は 以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務につい て実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 題査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、「オローアップの結果は、番号制 度総括部門に報告する。 (略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	< 札幌市における措置>地方税賦課徴収事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間でとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。	ののの「下値入に報味味、セキュリアイ対象に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。  〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 〉 IPA(情報処理推進機構)が提出する最新の情報セキュリティ教育前資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる高規員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 〈eLTAXシステム認定委託先事業者における措置〉 は新集権により。ジェ系針年事業者はシステ	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	IV-3 その他のリスク対策	委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。  く中間サーバー・ブラットフォームを活用すること により、統一した設備環境による高レベルのセキュリテイ管理(人退室管理等)、ITリテンの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。  くeLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリ境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリ境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリ	く札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 くeLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、なび設定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者によるもカー的で安定したシステム運用・監視を実現している。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
令和4年7月19日	VI-2 ①方法	札幌市広報(広報さっぽろ)、札幌市ホームペー ジ等で住民等からの意見の募集を実施する旨 を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区 役所等)で全文を閲覧可能とする。	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の 募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び 主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能と する。	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらない。
	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成と5年法を第27号,以下、「番号法」という。別別表第一のは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または、地方税に関する事務であって主務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定。利服申律の調査を含む。)に関する事務と定められている。	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第228 号)その他の地方税に関する法律及びこれらの 法律に基づ(条例(以下「地方税法等」という。) により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16 項により個人番号を利用することができるの は、地方税法その他の地方税に関する法律及 びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦 課徴収または地方税に関する調査 ② 犯則事件 の調査を含む。)に関する事務であって主義第一 令で定めるものとなっており、番号法別連事件 の調査を含む。)に関する事務を定める命令では、 地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額 の更正若しくは決定、統額 の更正若しくは決定、統額 処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務 又は地方税に関する調査 (犯則事件の調査を 含む。)に関する事務と定められている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	I-1 ②事務の内容		≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。※の項目の変更については、特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のブライバ、シー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	文言整理及び特定個人情報 保護評価指針の改正に伴う文 言修正であり、重要な変更に はあたらない。
	I-2 システム3 ②システムの機能	[〇]その他(審査システム(eLTAX)、国税連携 システム(eLTAX))	[〇]その他(審査システム(eLTAX)、国税連携 システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サー バ))	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない(システム10 システム基盤(市中間サーバ)の記載との整合性を図る)。
	I -2 システム7 ②システムの機能	審査システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携・値が発達を開始を書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① ブレ申告データ	審査システム(eLTAX※)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電光データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、(質却資産申告書等) ② 利用周出データ ③ 申請・届出データ等の受領 ④ 納付情報データの受領 ② 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① ブレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等 ※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構(以下「機構」という。)が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。地方形ポータルセンタ、審査システム、国税連携システムなどから構成される。	事後	文言整理及びその他情報(特定個人情報以外)に係る機能の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I −2 システム14 ②システムの機能	2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号 又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報 照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報 報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこ と。地方公共団体情報システム機構に平成25 年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基 本台帳ネットワーク(LQMAI)の運営、総合行政 ネットワーク(LQMAI)の運営、総合行政 の作成業務、地方公共団体の情報化推進、情 報セキュリティ対策への支援及び人材育成への 支援を行っている。	2 地方公共団体情報システム機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号 又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報 照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※地方公共団体情報システム機構・地方公共 団体情報システム機構法(平成25年法律第29 号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク (LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業 務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を 行っている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号 法別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利 用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下 「利用条例」という。)第4条第2項、第3項	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	I-(別添1) 事務の内容		「納付」、「納付情報」、「税額通知等」の流れの 追加	事後	その他情報(特定個人情報以外)の流れの追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にはあたらない。
	Ⅱ-3 ⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。	・地方税法その他の地方税に関する法律及び 番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に 基づく利用条例別表において明示されている。	事後	文言整理のため、重要な変更 には当たらない。
	Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の突合	1 個人番号カード又は通知カードにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。	1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認 と個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	Ⅱ-4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[O]紙	[ ]紙	事後	特定個人情報の提供方法を 減らす変更であり、重要な変 更には当たらない。
	Ⅱ-4 委託事項6 ①委託内容	地方税共同機構(以下「機構」という。)が運営 する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行 うデータ連携サービスの提供及び運用支援を 実施	機構が運営する地方税ポータルセンタ (eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提 供及び運用支援を実施	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[〇]提供を行っている(60件)	[〇]提供を行っている(61件)	事後	誤字脱字の修正であり、重要 な変更にはあたらない。
	Ⅱ-5 (別紙1) 項番20 市町村長	※記載漏れ	(情報照会者)市町村長 (事務) 身体障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所等の措 置又は費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの (情報提供者)市町村長 (特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係 情報又は障害者自立支援給付関係情報であっ て主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
	Ⅱ-5 (別紙1) 項番53 市町村長	※記載漏れ	(情報照会者)市町村長 (事務) 知的障害者福祉法による障害福祉 サービス、障害者支援施設等への入所等の措 置又は費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの (情報提供者)市町村長 (特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係 情報又は障害者自立支援給付関係情報であっ て主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
	Ⅱ-5 (別紙1) 項番71 厚生労働大臣又は 都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用 の安定及び職業生活の充実等に関する法律に よる職業転換給付金の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
	Ⅱ-5 (別紙1) 項番97 都道府県知事又は 保健所を設置する市の長	地方税関係情報であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報又は住民票関係情報であって 主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
	Ⅱ-5 (別紙1) 項番106 独立行政法人日本 学生支援機構		地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手 当関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
	Ⅱ-5 (別紙1) 項番107 厚生労働大臣	地方税関係情報であって主務省令で定めるも の	地方税関係情報又は住民票関係情報であって 主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言 修正であり、重要な変更には あたらない。
	Ⅱ-5 (別紙2)	(別紙2)番号法第9条第2項及び条例第4条2項、3項別表2に基づき情報移転する事務	(別紙2)番号法第9条第2項に基づく利用条例 第4条第2項、第3項別表2に基づき情報移転 する事務	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II-6 特定個人情報の保管・消 去 ①保管場所	く。LTAXシステム認定委託先事業者における措置> 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信報性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年終務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱で認定を6月20日地電協制定、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。	く。LTAXシステム認定委託先事業者における措置> 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要興「中成31年地税機要綱第5号、以下「認定支託允・業者の認定等に関する要興」という。)」に定められた基準を満たという。)」に定められた基準を満たという。)」に定められた基準を満たとすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。	事後	引用する要綱の形式的な 変更であるため、重要な 変更にはあたらない。
	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手 を防止するための措置の 内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	1 窓口対応では、個人番号カードなどと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	文言整理のため、重要な 変更には当たらない。
	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措 置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書 の提示を受けることなどにより、必ず本人確 認を行う。	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	事後	文言整理のため、重要な 変更には当たらない。
	Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の 措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書 の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏 名・住所・性別・生年月日)と差異がないか 比較することにより、個人番号の真正性を確 認する。	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な 変更には当たらない。
	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 その他のリスク及びその リスクに対する措置	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわちり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。 5 特定個人情報の目視が不要なシステム (税収納、税証明、税滞納整理)については、システム画面に個人番号を表示しない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる リスクを明らかに軽減さ せる変更であるため、重 要な変更には当たらない。
	Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内 容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置   特報提供ネットワークシステムは、特定個人 情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定 個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ト間報提供ネットワークシステムは、個人情報 保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設 置・管理している。中間サーバーは、この情報 報提供ネットワークシステムを使用した特定 個人情報しか入手できない設計になってお り、安全性を保っている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	Ⅲ-6 リスク3 リスクに対する措置の内 容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 〉情報提供ネットワークシステムは、特定個人 情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報提供ネットワークシステムは、個人情報 保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか、手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言整理のため、重要な 変更には当たらない。
	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける 措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に 対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<中間サーバー・ブラットフォームにおける 措置> 地方公共団体情報システム機構機構処理事務 管理規程(平成20年地情機規程第12号)など に基づき、中間サーバー・ブラットフォーム の運用に携わる職員及び事業者に対し、定期 的に自己点検を実施することとしている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	IV-1 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける 措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・ブラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	〈中間サーバー・ブラットフォームにおける 措置〉 地方公共団体情報システム機構機構処理事務 管理規程などに基づき、中間サーバー・ブ ラットフォームについて、定期的に監査を行 うこととしている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
	IV-1 ②監査 具体的な内容	くe L T A X システム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は協議会による外部監査を受検することが定められている。	く。LTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は機構による外部監査を受検することが定められている。	事後	組織の名称変更であるため、重要な変更にはあたらない。
	II-4 委託事項1 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社HBA	事後	評価時点での委託先名を 反映させたものであり、重 要な変更にはあたらない。
	II-4 委託事項3 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社HBA	事後	評価時点での委託先名を 反映させたものであり、重 要な変更にはあたらない。
	Ⅱ-4 委託事項5 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	BIPROGY株式会社	事後	評価時点での委託先名を 反映させたものであり、重 要な変更にはあたらない。
	II-4 委託事項6 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社TKC	事後	評価時点での委託先名を 反映させたものであり、重 要な変更にはあたらない。

II-6 特定個人情報の保管 ③消去方法	が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間	の操作によって行われるため、通常、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・ブラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出してきないよ	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる リスクを明らかに軽成さ リスクを明らかに軽成さ せる変更には当たらない。
----------------------------	---	---	----	--

## 地方税賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について 寄せられたご意見と本市の考え方

## 1 意見の募集期間

令和5年6月12日(火)~令和5年7月11日(火)

## 2 公表場所

- (1) 市役所等での配布
  - ア 財政局税政部税制課(本庁舎2階)
  - イ 市政刊行物コーナー (本庁舎2階)
  - ウ 各区役所総務企画課(広聴係)
  - 工 各市税事務所
  - オ 各まちづくりセンター
- (2) 札幌市公式ホームページによる公開 https://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/pia3.html

## 3 意見の受付方法

郵送、持参、ファクス、電子メール

## 4 意見数等

(1) 提出者数

1 団体

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	0 名	0 名	0 名	1名	1名

(3) 意見総数

17 件

## 5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

1 地方税賦課徴収事務及び評価書に対するご意見

	1 地方稅賦課徴収事務及び評価書に対するご意見		
No.	7, 2 5   112   1235   2 17 5 15 17	札幌市の回答	
	業務委託・再委託先業者について: 「競争入札により決定する」「確認方法を札幌市ホームページ…において公表する」となっているが、特定個人情報現時点で決定しているのであれば本評価書に社名を記載するべきだ。 今般の、システム障害で誤交付となった富士通ジャパンの親会社富士通は総務省から通信システムでサイバー対策不備により行政指導を受けている。 また2022年には尼崎市の市民全員のデータが入ったUSBメモリがデータ移管業務で(委託協力職員を行うために外部に持ち出され)紛失した事件もある(後にUSBは発見されたが漏洩・データ不正使用されたかどうかは不明)。 事務委託している業者に富士通やBIPROGY(旧日本ユニシス)が含まれるのか。	なお、委託事項5「住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託」については、BIPROGY株式会社に委託しています。	
2	(全体)リスク管理(措置)について【十分である】から【特に力を入れている (行っている)】は「差・違い」はなにか?	十分な対策を行っている場合には「十分である」、リスクへの対策に特に積極的に取り組んでいる場合には「特に力を入れている」を選択します。本市ではこれまでも個人情報保護について、特に力を入れて取り組んでまいりましたので、以前より実施しているリスク対策について「特に力を入れている」としております。	
3	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法: 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉: 消去は情報復元不可能な 「完全な物理的破壊・破砕」を行い、札幌市の担当者が責任をもって立ち会 い、記録を残すべきだ。 〈eLTAXシステム認定委託先事業者における措置〉: 情報の消去は上記と 同様、復元不可能な消去の確認を札幌市が責任をもって行い記録を残す べきだ。		
4	Ⅲ一3 特定個人情報の使用: 4特定個人情報ファイルの取り扱いを委託・再委を契約で許しているが、情報漏洩の責任および損害賠償の「立証」はだれが証明し、どのように行うのか。想定・取り決めはあるか。	マイナンバー制度については、法律により全ての自治体で対応が義務付けられていることから、委託(再委託)先における適正な取扱いの確保など、多様なセキュリティ対策を講ずることで、安全に運用できるよう努めているところです。 万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。	
5	Ⅲ一7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 消去手順の手順の内容1~3:特に磁気ディスクの廃棄等については「…消去又は物理的粉砕等を行う」とあるが、(以前に事件があったことはご存じと思うが)、札幌市の担当責任者が立ち会ったうえで、データが復元できないよう「物理的に粉砕」し、復元不可能にしたうえで、その旨の記録を残すべきだ。	磁気ディスクの廃棄時には、原則として本市職員が立ち会い、媒体を物理的に破壊し、確実に復元不可能とすることとしております。また、その記録を証拠書類とともに残すこととしております。	
6	このほか、特定個人情報の消去はすべて常に、責任者立会いの下で物理的破壊による粉砕して完全に消去し、その立ち合い責任記録を残すべきだ。	磁気ディスク以外の記録媒体を廃棄する場合や、記録媒体をリース返却する際にも、物理的に破壊して確実に復元不可能なものとし、その記録を残すこととしております。	
7	IV評価実施手続き 2 国民・住民等からの意見の聴取の方法:周知について 末尾欄「Ⅵ-2①方法「令和4年7月19日変更」で、周知方法変が、札幌市 広報(広報さっぽろ)が削除され、ホームページだけになっているが、広報 を削除したのはなぜか。募集を実施する旨の周知方法はホームページだけではなく「札幌市広報」でも周知を継続するべきだ。	記載内容は変更しておりますが、意見を募集する際には市民のみなさまに 広く周知されるよう、今回も広報さっぽろに掲載したところです。今後も引き 続き、広報さっぽろへの掲載に努めてまいります。	
<u> </u>		I	

## 2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答
8	「特定個人情報保護評価書案意見公募の周知方法」について:本件意見公募は「広報さっぽろ」で知ることができたが、これまで広報に掲載していない「事務」もあったので、すべての「事務」で意見募集を、「広報さっぽろ」で周知して、市民からの意見を公募するべきだ。	特定個人情報保護評価とは、マイナンバーを含む個人情報ファイルを保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で個人番号を含む個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずるために実施する制度です。このため、多くの市民のみなさまに関係する事務については、市公式ホームページを通じて事前に意見をお聞きし反映しているほか、意見募集をしなかった事務に関する評価書についても市公式ホームページを公開しているところです。意見を募集する際には市民のみなさまに広く周知されるよう、今後とも広報さっぽろへの掲載に努めてまいります。

No.	寄せられたご意見(そのまま)	札幌市の回答	
	現在、(マイナポイント交付で急激強引に普及させた)マイナンバーカードの 「誤登録」問題で、マイナンバーシステムおよびマイナンバーカードに対す る市民の不信・不安がまん延している。	給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられております。地方税の賦課徴	
10	この制度で「便利」の一つと言われる、マイナンバーカードでの(コンビニ・マルチコピー機使用)証明書交付業務では、委託会社富士通ジャパン(富士通子会社)のシステム障害で、他人の証明書が誤交付が相次ぎ(札幌市でも再点検)、札幌でも「所得額が誤記載の納税証明交付」があったとの報道もあった。	よう、特定個人情報の入力結果に誤りがないか必ず確認するなど、適正な情報管理に努めております。また、マイナンバー制度については、国が広	
11	いま全国で続発しているマイナンバーカード健康保険一体化による誤登録や公金給付用口座の誤登録は、この「地方税賦課徴収事務」の情報紐付けと情報連携提供でも、「登録ミス」誤情報提供などは起きる可能性があると考える(「ヒューマンエラー」はあってはならない)。とくに公金給付口座の「年金受給口座登録」は、個人情報保護法に則りあくまでも「本人同意」を条件にするべきであって、市長は政府に提言するべきだ。		
12	この「個人番号で特定個人情報を紐付け」て、全国各所で情報連携し提供されるシステムだからこそ、いくらリスク管理したとしてもエラーや漏洩が危惧される。	マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応	
13	医療機関・薬局、社会保険事務所顧客情報、名古屋港湾システムなどでも (身代金要求ウイルス・ランサムウエアなどによる)サイバー攻撃が各所で 起きており、セキュリティ対策が重大課題となっている。	するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定されるところですが、評価書に記載するような多様なセキュリティ対策を講じることで、個人情報の漏洩等の事故がないよう努めます。	
14	市民、住民が行政に預けている「膨大な個人情報」を「一生涯変わらない12 桁の個人番号」で紐付けるシステムであるからこそ、個人情報の漏洩(=他人の証明書の誤交付・他人の情報を閲覧できてしまう)の危険性・危惧が増すことになる。 そしていまマイナンバー制度は、国民・住民に十分理解されないいままに、強引にすすめられて(システム上不備があるにもかかわらず、健康保険証を廃止してマイナンバーカードICチップに登録させ、「任意」から事実上の義務化に向かっており、これが今回の誤登録トラブル多発)、自治体・健康保険組合団体は、個人番号と個人情報の登録点検に追われている状況のようだ(個人情報保護委員会かデジタル庁に個人情報漏洩で「検査」に入るようだ)。		
15	個人情報を個人番号(共通番号)で何もかもを紐付け接続連携提供して、データの民間利用拡大するのではなく、(例えばドイツのように)納税などに限定するべきだ。(実際に、このマイナンバーシステムで「便利」と感じるのは「確定申告」が多いと聞く。)		
16	自治体が自力(公務員)で行政事務を行うことができないから、民間業者に業務委託(再委託)せざるを得ない情報連携提供システムであるために、多種多様な情報漏洩が危惧され、実際に起きている。市民の生命財産を含む膨大な個人情報を預けるるからこそ、漏洩被害があってからでは遅く、あらゆる方策に努めるべきだ。コンビニ交付を拡大して、誤交付(個人情報漏洩)が続発することは許されない。市長は、「特定個人情報保護評価書宣言」のとおり、市民一人一人の権利利益のために、責任をもって、市民のプライバシー権を護ることに専念し、万が一システムの不具合やサーバー攻撃などで個人情報漏洩があった場合には、「直ちに公表」して市民・住民の不安や疑問に誠実に答え、その対処(方法)責任を説明するべきだ。	マイナンバー制度は、行政運営の効率化や、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応するシステムの利用・運用についても、法令に従うべきものと考えております。個人情報の取扱いについては、様々なリスクが想定されるところですが、評価書に記載するような多様なセキュリティ対策を講じることで、個人情報の漏洩等の事故がないよう努めます。なお万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。	
17	個人情報保護法が改定(改悪)されて、匿名加工された「ビッグデータ」を民間で利用できることになっているが、いくら匿名加工しても個人を特定できる技術がある。 札幌市は、国の法改定に順じて安易に個人情報保護条例を廃止した。これは憲法に保障された地方自治権の放棄と言わざるを得ないと考える。市民の生命財産個人情報を護るために、憲法に保障された地方自治権を発揮して、いったんマイナンバーシステムをストップし、情報連携提供を再考するよう提言するべきだ。	給付と負担の確保を図るとともに、手続きの簡素化など国民にとって負担 の軽減や利便性の向上につながる重要な社会的基盤となるもので、法律 によりすべての自治体で対応が義務付けられていることから、これに対応	